

第三セクター等の資金調達のあり方等
に関する調査研究会

報 告 書

平成 26 年 3 月

財団法人 自治総合センター

は し が き

我が国の地域社会において、第三セクター等（地方公共団体が出資・出えん等を行う法人や損失補償・債務保証や貸付け等の財政的支援を行う法人）は公共性と企業性を併せ持つことから、地域の活性化や住民サービスの維持等において大きな役割を果たしているところである。

一方で、第三セクター等の経営が著しく悪化した場合には、当該第三セクター等に対して財政的支援を行う地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。特に、損失補償・債務保証を行っている第三セクター等について、当該第三セクター等が経営破たんしたときには、地方公共団体は当初予期しなかった巨額の債務（財政負担）を負うリスクを有している。

このことを踏まえて、政府は第三セクター等や地方公社の存廃を含めた抜本的改革を、地方公共団体財政健全化法が全面施行された平成 21 年度から 25 年度にかけて集中的に推進するとともに、第三セクター等の資金調達について、地方公共団体の信用に依存するのではなく、行う事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本として、自立的に行うべきであるとしている。

平成 25 年度をもって第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進する期間が終了することから、現在、政府においては平成 26 年度以降の第三セクター等のあり方、それに係る政府の方針等についての検討を行っているところである。一方で、第三セクター等の資金調達については、地方公共団体の信用に依存することなく、自立的に行うべきであるということは、平成 26 年度以降も変わることなく求められるものと考えられる。

このため、当センターは「第三セクター等の資金調達のあり方等に関する調査研究会」（以下「調査研究会」という。）を設置し、第三セクター等の資金調達について現状と課題を把握し、それを踏まえて、あるべき資金調達とそのための具体的な手法等について検討を行うこととした。

本調査研究会の委員には、地方財政や地域活性化等に造詣の深い有識者に加え、経済・金融分野に精通した実務者にご参加いただき、広い視野から実践的なご議論を賜った。平成 25 年 11 月の発足以来、先進事例に係る有識者よりのヒアリングも行いながら、5 回の調査研究会の開催を経て、今般、調査・研究の成果を報告書として取りまとめたところである。

本調査研究会での調査研究の成果が、地方公共団体関係者や第三セクター等

関係者にとって、第三セクター等の資金調達はもとより、第三セクター等の経営健全化・経営改革、ひいてはそのあり方について考える上での一助となれば幸いである。

最後に、この調査研究を実施するに当たり、調査研究会等において綿密な検討を行い、的確なご意見をいただいた委員各位、並びにヒアリング等において多大なご貢献をいただいた有識者各位をはじめ、種々のご協力をいただいた各位に対して、心から感謝申し上げる次第である。

平成 26 年 3 月

財団法人 自治総合センター
理事長 若 林 清 造

目次

はじめに

- (1) 本調査研究会の目的 . . . 1
- (2) 本調査研究会の調査・研究の視点 . . . 2

1. 第三セクター等の現状

- (1) 第三セクター等の役割と経営状況等 . . . 4
- (2) 第三セクター等に係る地方公共団体の財政的リスク . . . 9
- (3) 第三セクター等の抜本的改革 . . . 14

2. 第三セクター等の資金調達についての考え方

- (1) 第三セクター等の資金調達についての基本的な考え方 . . . 24
- (2) 第三セクター等の資金調達の手法 . . . 28

3. 第三セクター等の現状の資金調達の実態と今後の課題

- (1) 第三セクター等の資金調達の実態 . . . 37
(「第三セクター等における資金調達の状況に関するアンケート調査」結果)
- (2) 第三セクター等の資金調達に係る課題 . . . 49

4. 第三セクター等の資金調達に係る事例研究

- (1) 研究会において報告が行われた事例 . . . 52
- (2) その他参考となる事例 . . . 81

おわりに . . . 83

開催要綱 . . . 84

委員名簿 . . . 85

検討経過 . . . 86

資料編

はじめに

(1) 本調査研究会の目的

地方公共団体が関与している第三セクター等（地方公共団体が出資・出えん等を行う法人や損失補償・債務保証や貸付け等の財政的支援を行う法人。以下、「はじめに」において同じ。）は、地方公共団体から独立した事業主体である。そのため、原則として第三セクター等の経営は地方公共団体の支援、特に財政的支援ありきではなく、当該法人の自助努力を基本として行われるべきである。

また、地方公共団体の財政健全化については不断の取組が必要である。そのため、地方公共団体の財政負担につながる財政的支援は、第三セクター等の公共性・公益性を踏まえたとしても限定的に行うべきである。特に、第三セクター等の経営悪化により、地方公共団体が予期しない多額の負担を負う可能性がある損失補償等については、原則として行うべきではないものと考えられる。

第三セクター等の資金調達については、これらのことを踏まえて、地方公共団体の信用に安易に依存するのではなく、第三セクター等が行う事業自体の収益性に着目した資金調達（プロジェクト・ファイナンスの考え方に立った資金調達）をはじめとする自立的な資金調達を基本とするべきである。

これらのことは、平成 21 年度から 25 年度にかけて政府が推進している「第三セクター等の抜本的改革」において求められている事項であるが、平成 26 年度以降においても、引き続き強く留意することが必要である。（※ 1）

しかしながら、第三セクター等の資金調達の現状に目を転じれば、地方公共団体の損失補償等が付された借入が、減少傾向にはあるが、未だに相当の規模で残っているところである（平成 24 年度の年度末決算において約 1.3 兆円）。地方公共団体からの借入金等や地方公共団体の出資金がそれぞれ多額に上っていることと合わせて考えれば、現時点においては第三セクター等が自立的な資金調達を行っているとは言い難い状況にある。（※ 2）

その要因としては、損失補償等に基づく資金調達が一面では第三セクター等はもとより、広く関係者にとってメリット（金利の低さ、償還確実性等。後述の通り。）が大きいこともあるが、自立的な資金調達についての知見や意識が第三セクター等や地方公共団体等の関係者に乏しいことが考えられる。

このため、第三セクター等の資金調達について、あるべき資金調達とそのための具体的な手法等に係る関係者の知見の向上・意識の醸成を図ることが必要である。このことを踏まえて、「第三セクター等の資金調達のあり方等に

関する調査研究会」（以下「調査研究会」という。）において、必要な検討を行い、その成果を関係者に周知するものである。

（※１）

資料１「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成 21 年 6 月 23 日付け総務省自治財政局長通知）を参照のこと。

第三セクター等の資金調達については、同指針の「第 3 存続する第三セクター等の指導監督等」「第 4 第三セクター等の設立に関する留意事項」において言及されている。

（※２）

総務省が行う「第三セクター等の状況に関する調査」によれば、地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人・財団法人、特例民法法人及び会社法法人（特別法に基づき設立される法人（地方公社・社会福祉法人等）や全国規模で活動する法人等を除く。）について、地方公共団体が行う損失補償の額は 1 兆 2,516 億円となっている（各法人の平成 24 年度末の決算）。

なお、これらの法人の地方公共団体からの借入金は 3 兆 333 億円、地方公共団体からの出資額は 2 兆 2,371 億円となっている（同）。

(2) 本調査研究会の調査・研究の視点

第三セクター等の経営状況・経営環境や行っている事業の内容、地方公共団体の関与の度合や支援等は法人によって様々である。そのため、「自立的な資金調達を中心とするべきである」という基本的な考え方はすべての第三セクター等に該当するとしても、そのための具体的な手法について、すべての法人に適した手法を提示することは困難である。

また、現在、第三セクター等に対して地方公共団体が行う財政的支援については、総務省等により相当程度の水準で実態が把握されている。しかし、第三セクター等が行う資金調達の内容、資金調達についての考え方等については、実態が必ずしも明らかとなっていない。

一方で、全国の第三セクター等の中には、地方公共団体の信用力に依存せず、金融機関等と適切なリスク分担を行った上で、自立的な資金調達を行った事例も散見されているところである。

そのため、本研究会においては、全国の第三セクター等の資金調達につい

での調査を行い、その実態を把握するとともに、傾向・課題等についての整理・分析を行うこととする。

同時に、第三セクター等が先進的な資金調達を行っている事例について、関係者へのヒアリングを中心とする研究を行い、調達手法の特色、留意点等について取りまとめ、他の地方公共団体や第三セクター等の参考となる形で提示することとする。

なお、事例研究（事例の選定、ヒアリングの実施、検討等）に当たっては、地方公共団体や第三セクター等の関係者が、自らの団体・法人が当該資金調達手法を導入することが可能か否か、との検討を行いやすいようにするために、以下の点に留意することとする。

- ・ 当該資金調達手法を導入したことによる第三セクター等と地方公共団体の双方にとってのメリット
- ・ どのようにすれば他の第三セクター等も当該資金調達手法を活用することが可能か（資金調達手法の汎用性の検討）
- ・ 当該資金調達手法はどのような事業について馴染みやすいのか（事業と資金調達手法の関係）
- ・ なぜ当該調達手法を実現することが可能であったか（当該第三セクター等の特殊事情の検討）

以上を踏まえて、本報告書は以下の内容で構成している。

1. 第三セクター等の現状
2. 第三セクター等の資金調達についての考え方
3. 第三セクター等の現状の資金調達の実態と今後の課題
4. 第三セクター等の資金調達に係る事例研究

1. 第三セクター等の現状

(1) 第三セクター等の役割と経営状況等

「第三セクター」と称される法人について、法令等において明確な定義が存在するものではないが、一般的には、本来は国・地方公共団体（第一セクター）が行うべき公共性・公益性を有する業務を、民間企業（第二セクター）と同様の効率的な手法で行う法人として認識されている。（※1）

総務省が行う「第三セクター等の状況に関する調査」によれば、平成 25 年 3 月 31 日現在の第三セクター（地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人・財団法人、特例民法法人及び会社法法人（特別法に基づき設立される法人（地方公社・社会福祉法人等）や全国規模で活動する法人等を除く。）である。以下、「1. 第三セクター等の現状」において同じ。）は 6,971 法人、出資総額 4 兆 2,590 億円（地方公共団体からの出資総額は 2 兆 2,371 億円）、役職員総数 22 万 9,599 人となっており、多種多様な事業の担い手として、地域社会の重要な構成員となっている。（資料 2（平成 25 年度「第三セクター等の状況に関する調査」調査結果概要）参照）

第三セクターは公共性と企業性（効率性・採算性）を併せ持つという特性を有することから、同じく公共性を有する事業を民間企業と同様の手法で行う法人である地方公社（法人数 981 法人、出資総額 1 兆 1,363 億円、役職員総数 1 万 8,858 人）、地方独立行政法人（法人数 104 法人、出資総額 1 兆 2,792 億円、役職員総数 5 万 3,024 人。なお、これら第三セクター、地方公社、地方独立行政法人をあわせて「第三セクター等」という。以下、「1. 第三セクター等の現状」において同じ。）とともに、住民サービスの維持や地域活性化等に大きな役割を果たしている。（※2）

例えば、第三セクター等がインフラや公共施設の整備・維持管理等を担っている事例や産業振興・雇用維持等に役割を果たしている事例、都市再開発の主体として活動している事例、地域における PFI 推進の中で事業の担い手となっている事例等が、全国で見られるところである。（図表 1（第三セクター等の業務分野）参照）

図表 1（第三セクター等の業務分野）

業務分野	分類
地域・都市開発	①土地開発公社、②土地開発等の業務を行う法人、③住宅団地・工業団地造成事業等を行う法人、④土地区画整理協会、⑤公園協会、⑥ステーションビル、⑦土木工事の設計監理業務を行う法人、⑧都市計画の調査を行う法人 等
住宅・都市サービス	①地方住宅供給公社、②住宅サービス公社、③住宅協会、④建築士協会、⑤建築技術センター、⑥ガス供給会社、⑦熱供給公社 等
観光・レジャー	①観光開発公社、②観光物産振興公社、③観光振興公社、④観光バス会社、⑤レジャー施設の管理運営を行う法人 等
農林水産	①農地保有合理化法人、②農産物安定基金協会、③造林公社、④畜産公社、⑤漁業公社、⑥家畜畜産物衛生指導協会、⑦牛乳検査協会、⑧農業後継者育成協会、⑨緑化センター、⑩農業（林業・漁業）信用基金協会、⑪林業従事者退職金共済基金、⑫水産公害対策基金、⑬第一次産業活用村、⑭ワイン製造会社、⑮農林水産関係の特産品の製造・販売・宣伝等を行う法人、⑯農産物・畜産物・水産物の流通業務を行う法人 等
商工	①中小企業振興公社、②地場産業振興センター、③高度技術振興財団（テクノポリス開発機構等）、④工業技術振興協会、⑤中小企業情報センター、⑥コンベンションビューロー、⑦中小企業会館、⑧産業展示館、⑨工業材料分析センター、⑩産業振興基金、⑪国際貿易センター、⑫特産品の製造・販売・宣伝等を行う法人（農林水産関係の特産品に関するものを除く） 等
社会福祉・保健医療	①国民年金福祉協会（国民年金保養センターの受託運営）、②大規模年金保養基地の受託運営を行う法人、③勤労者いこいの村の管理運営を行う法人、④環境衛生指導センター、⑤長寿社会振興財団、⑥高齢者問題研究協会、⑦高齢者問題研究所、⑧アイバンク・腎バンク、⑨社会福祉基金、⑩交通事故被災者援護協会、⑪検診センター、⑫救急医療情報センター、⑬医学総合研究所、⑭民間社会福祉施設職員共済財団、⑮シルバー人材センター、⑯労働者福祉協会 等
生活衛生	①水道サービス協会、②下水道公社、③一般廃棄物（ゴミ、し尿等）及び産業廃棄物の処理を行う法人、④ゴミの減量・リサイクルの推進を行う法人 等
運輸・道路	①地方道路公社、②フェリーふ頭公社、③高速道路協会、④空港ターミナルビル、⑤鉄道、⑥モノレール、⑦流通ターミナル、⑧駐車場公社 等
教育・文化	①埋蔵文化財センター、②私学振興協会、③育英奨学会、④体育協会、⑤生涯学習協会、⑥交響楽団、⑦市民会館等の管理等を行う法人 等
公害・自然環境保全	①公害防止協会、②自然保護財団、③緑の基金 等
情報処理	①電子計算機センター、②流通業務サービス協会 等
国際交流	①国際交流協会、②国際交流基金 等
その他	①庁舎・職員会館の管理を行う法人、②行政情報センター、③消防協会、④暴力団追放県民センター、⑤テレビ放送会社（ケーブルテレビ会社を含む）、⑥シンクタンク（都市計画等特定の目的・業務を持つものを除く） 等

これら第三セクター等の経営状況については、同調査において、第三セクター等のうち地方公共団体と財政的に密接な関係にある法人（地方公共団体の出資割合が25%以上であるか地方公共団体からの公的財政支援（補助金等、貸付金、損失補償等）を受けている第三セクター（5,705 法人）、地方公社（978 法人）及び地方独立行政法人（104 法人））について、経営状況等の把握を行っている。（※3）

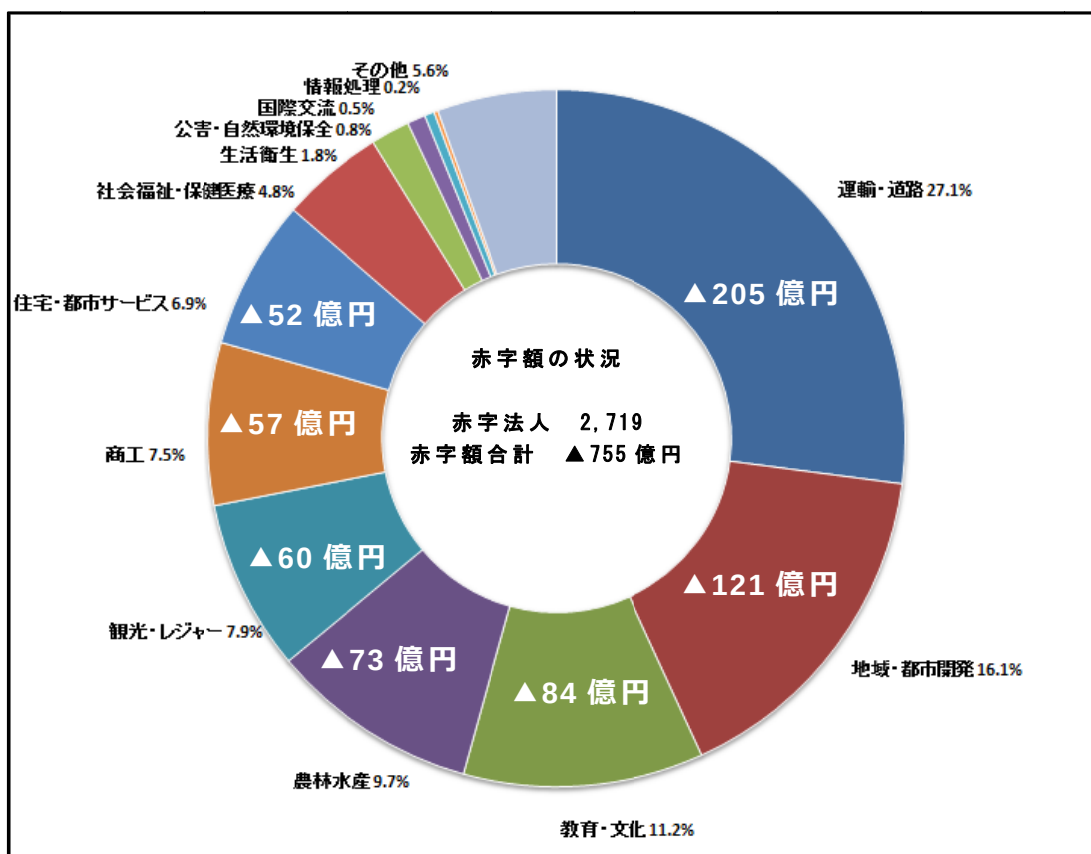
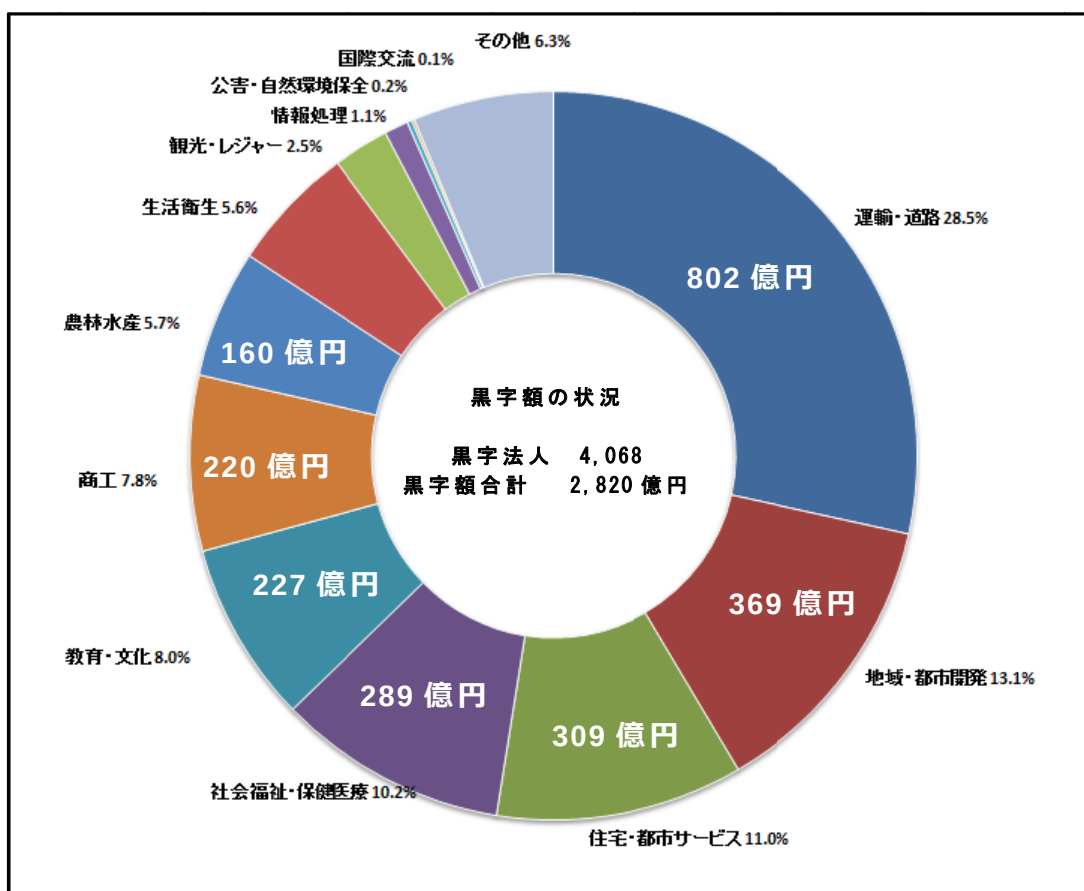
このうち、第三セクターの平成24年度の年度末決算においては、経常損益については、5,705 法人のうち赤字法人が2,276 法人（全体の39.9%）、赤字法人の赤字総額が633 億円となっている。地方公社、地方独立行政法人を含めた調査対象法人全体では、6,787 法人のうち赤字法人が2,719 法人（全体の40.1%）、赤字法人の赤字総額が755 億円である。事業分野別では、「運輸・道路」や「地域・都市開発」等の分野の法人が多額の赤字を計上している。

（図表2（第三セクター等の業務分野別黒字額・赤字額の内訳）参照）

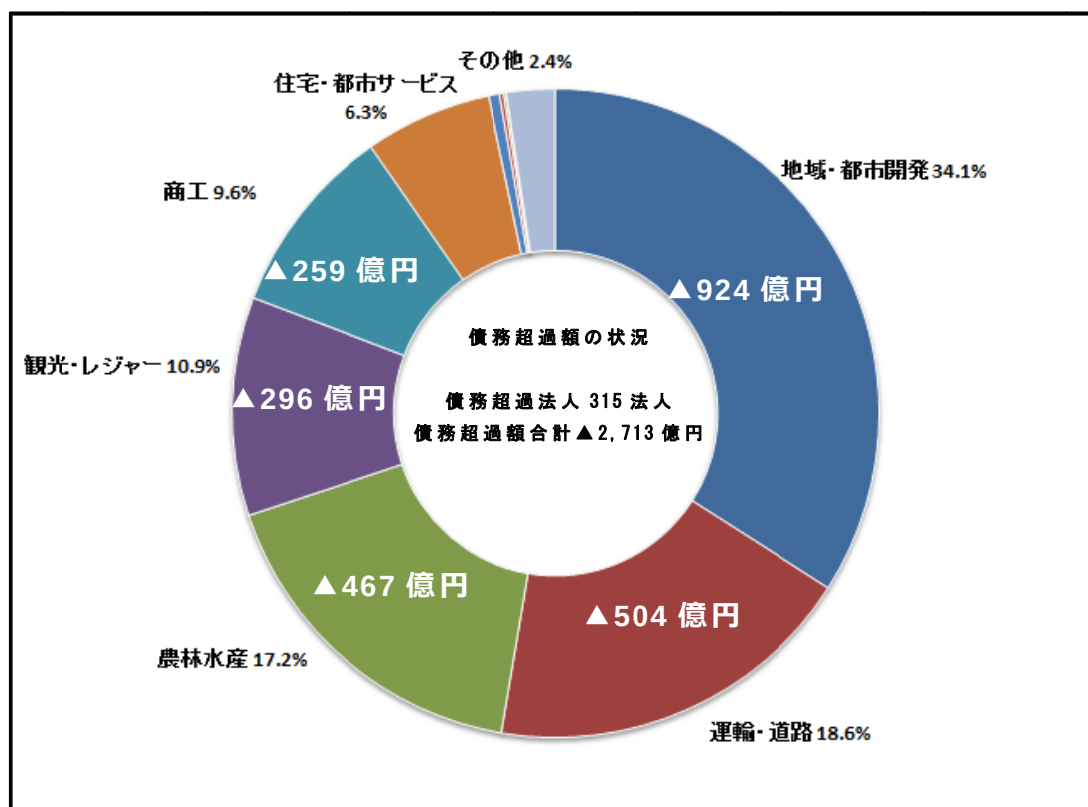
なお、第三セクターについて、赤字法人の赤字額と黒字法人の黒字額を合算した場合には、1,276 億円の黒字であり、第三セクターの経営状況は全体としては黒字となっているとすることができる。しかしながら、地方公共団体から平成24年度中に第三セクターに対して交付されている補助金等が2,483 億円であり、そのうち2,148 億円が第三セクターの経常収益に計上されている。このため、補助金等を除いた第三セクター全体の経常収支は赤字となる。これは、地方公社、地方独立行政法人、そして、対象法人全体のいずれにも共通している。

第三セクターの平成24年度の年度末決算における純資産・正味資産の状況は、5,705 法人のうち債務超過となっている法人が249 法人（全体の4.4%）、債務超過法人の超過総額が1,807 億円となっている。地方公社、地方独立行政法人を含めた調査対象法人全体では、6,787 法人のうち債務超過法人が315 法人（全体の4.6%）、債務超過総額が約2,713 億円である。事業分野別では、経常損益と同様、「運輸・道路」や「地域・都市開発」等の分野の法人が多額の債務超過額を計上している。（図表3（第三セクター等の業務分野別債務超過額の内訳）参照）

図表 2 （第三セクター等の業務分野別黒字額・赤字額の内訳）



図表 3（第三セクター等の業務分野別債務超過額の内訳）



なお、第三セクターにおいても対象法人全体においても圧倒的な資産超過状態にある一方で、多くの法人において、資産は取得額を基本とする簿価で計上されている。そのため、現時点での価格を評価した場合には、相当程度下落が見込まれることには留意する必要がある。

全体的な傾向として、4割程度の法人が赤字であり、経常損益全体としては黒字であるが、地方公共団体からの補助金等を控除した場合には赤字となる。そして、数パーセントの法人が債務超過であり、資産超過法人についても資産の時価評価を行った場合には相当程度の資産価値下落が見込まれる、ということは、近年において継続しているところである。（※4）

このことから、第三セクター等の経営状況は、全体としては安定基調にある一方で、地方公共団体の支援への全面的な依存、実質的な経営破たん等の状態にある法人も相当数存在し、実情の把握や経営健全化の取組が不断に必要であるものと考えられる。

（※1）

一例として、総務省が例年行う「第三セクター等の状況に関する調査」における「第三セクター」の定義が挙げられる。

なお、「第三セクター等の状況に関する調査」は、「第三セクター」、地方

公共団体でなければ出資することができないことが法律上規定されている法人である地方住宅公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方公社」という。）、並びに「地方独立行政法人」について、総務省が経営や地方公共団体の関与等を把握するために行うものである（平成 25 年度調査結果（平成 24 年度末の状況や平成 24 年度の年度末決算に係る状況）の概要について、資料 2 に添付している。）。

（※ 2）

法人数、出資総額、役職員総数は、平成 25 年「第三セクター等の状況に関する調査」による平成 25 年 3 月 31 日現在の状況である。

（※ 3）

地方公共団体の出資割合が 25% 以上等の法人に限っているのは、地方公共団体の出資比率が低く、財政的支援を行っていない法人は、地方公共団体にとっては行政的にも財政的にもリスクが低く、また、民間企業（第二セクター）と大きな違いがないものであるため、経営状況等を調査する必要性が高くない等の理由によるものである。

なお、経営状況は毎年度の 3 月 31 日に直近の財務諸表等により把握することから、休眠状態にある等の理由で財務諸表等を作成していない法人については、本来は調査の対象となる法人であっても除外していることに留意することが必要である。

（※ 4）

「第三セクター等の状況に関する調査」により、現在の形で第三セクター等の経営状況の把握を行っているのは平成 15 年度からであるが、現在の傾向はそれ以来継続している。

（2） 第三セクター等に係る地方公共団体の財政的リスク

前述のように、第三セクター等は公共性が高い事業を民間企業と同様の効率的な手法で行う法人であるが、公共性・公益性が高い事業の多くは収益性が低く、可能な限り効率的に事業を行ったとしても、採算が取れない場合が往々にして存在する。このような場合において、第三セクター等が経営を継続するためには、地方公共団体による財政的支援が必要となる。（※ 5）

現在、第三セクター等に対する地方公共団体の財政的支援については、全

国的に見れば多大な規模に上っている。平成 25 年度「第三セクター等の状況に関する調査」結果によれば、第三セクターの平成 24 年度の年度末決算においては、前述のとおり地方公共団体からの補助金等交付額は 2,483 億円であり、このうち 2,148 億円が経常収益に計上されている。第三セクターの債務残高は 6 兆 2,577 億円であるが、このうち地方公共団体からの借入金が 3 兆 333 億円（債務残高の 48.5%）、地方公共団体の損失補償が行われている借入金が 1 兆 2,516 億円（債務残高の 20.0%）である。地方公共団体からの出資金も考慮すれば、第三セクターが経営に当たって必要とする資金の多くは地方公共団体からの公的支援に頼っていると評価することが適当である。

地方公社や地方独立行政法人の状況も同様の傾向にあり、これらを含めた第三セクター等全体の状況は、地方公共団体からの補助金等交付額が 5,452 億円でこのうち経常収益計上額は 5,063 億円、第三セクター等の債務残高は 12 兆 5,402 億円であり、このうち地方公共団体からの借入金が 4 兆 9,963 億円（債務残高の 39.8%）、地方公共団体の損失補償・債務保証が行われている借入金が 4 兆 9,635 億円（債務残高の 39.6%）となっている。このほか、地方公共団体からの業務委託や人的支援等も行われている。（図表 4（第三セクター等に対する地方公共団体の財政的支援）参照）（※ 6）

第三セクター等は地方公共団体とは別個の独立した法人であることから、財政的支援を行っていない場合には、地方公共団体に何ら財政的リスクは存在しない。

また当該第三セクター等の経営が順調である限りは、地方公共団体に当初の想定を超えた財政的な負担は発生せず、実質的には財政的リスクは存在しないものと評価することが可能である。

しかしながら、第三セクター等の経営が悪化し、破たん（整理・再生）に至った場合には、地方公共団体が損失補償・債務保証を行っている債務のうち当該第三セクター等が弁済することができない部分について、当該地方公共団体が一時に弁済（損失補償・債務保証の履行）を行わなければならないことになる。弁済に必要な財源を当該地方公共団体の歳入のうち地方公共団体の任意で用途を決めることができる範囲内や基金等で賄うことが可能であれば、財政運営上はそこまで大きな問題とはならないが、それができない場合には、赤字を生じることとなる（実務上は繰上充用により弁済額を賄う等の方法により資金ショートを避けることになるが、赤字であることに変わりはない。）。第三セクター等の破たんが事前に予想されており、一定の準備期間がある場合には、地方公共団体は予め弁済資金を準備しておくことも不可能ではない。一方で、第三セクターについては破たんを直前まで予期できな

い場合があり、地方公共団体との関係が極めて密接な地方公社についても、金融機関が融資の借り換えに応じない等の形で突然に資金ショートが生じる場合がある。

また、地方公共団体が第三セクター等に対して行う貸付けについても、当該第三セクター等が破たんした場合、貸付条件や資産・債務の状況等にもよるが返済を受けることができなくなることがある。その結果、返済額を歳入として予算計上していたものについて、返済を受けられない額が歳入不足となるため、長期貸付金についてはそのうち破たんした年度に返済が予定されていた分について、短期貸付金についてはその全額について、当該地方公共団体に歳入不足が生じ、他の財源や基金等で賄うことが必要となる。対応が困難な場合には赤字を生じ、財政運営に大きな支障を来すこととなる。

なお、第三セクター等が保有する資産は破たん時に債務の弁済に充てることが可能であるが、資産の時価額が簿価額から大幅に下落している場合や、資産の売却も代物弁済も困難となっている場合がある。そのため、簿価額では膨大な資産を有し、大幅な資産超過状態にあった第三セクターが突然に破たんし、地方公共団体が損失補償等を行う全額について、自らの財源で最終的な負担を負わなければならない事例も存在している。

このように、地方公共団体から第三セクター・地方公社への損失補償・債務保証や貸付金については、当該第三セクター等の経営が破たんした場合には、当該地方公共団体の財政に深刻な影響を与えるリスクを有するものであり、これまでに生じた第三セクター等の大規模破たん事例の多くにおいて、地方公共団体に多額の負担が生じている。

これに対して、地方公共団体から第三セクター等への補助金等については、その年度に必要な額を、その年度に交付可能な範囲で交付するものであり、返済は予定されていない。そのため、通常であれば財政的リスクとなることはないものと考えられる。ただし、地方公共団体が多額の損失補償・債務保証等を行っている第三セクター等の経営が悪化している場合には、破たんを避けるために、多額の補助金等を義務的に交付しなければならない可能性がある。交付額が多額な場合には、当該地方公共団体の財政運営を大きく圧迫することになる。(※7)

なお、ここで提起した財政的リスクは一般的なものであり、地方公共団体と第三セクター等、そして第三セクター等の債権者（金融機関等）との関係（締結している契約内容等）によっては、特別の行政的・財政的負担が発生する可能性がある。(※8)

また、このような財政運営上の問題以外に、地方公共団体の資産である第

三セクター等への出資金や貸付金（債権）が当該第三セクター等の経営破たんにより毀損すること自体が、地方公共団体のガバナンス等の観点からは重大な問題である。

（※５）

地方公共団体が行政として行う事業には原則として採算性・収益性は存在しないように、公共性・公益性が高い事業については、採算性・収益性は存在しないか著しく低いことが通例である。このような事業であっても、民間企業と同様な手法を導入することで、より効率的に実施することが可能となる場合には、「第三セクター」という形式で事業を実施することに意義があると考えられる。

（※６）

地方公共団体が行う「損失補償」は、債務者（この場合は第三セクター等）の債務不履行により債権者に損失が生じた場合に地方公共団体がその損失を補償するという契約である。

一方、「債務保証」は、地方公共団体が債務者である第三セクター等の債務について、連帯して債務者となる形で保証を行い、保証債務を負うという契約である。

損失補償と債務保証は法的な性質は異なるが、どちらも第三セクター等の信用補完手法であり、第三セクター等が債務を弁済しなかった場合等には地方公共団体が代わって弁済するという点で類似した効果を有する。このため、どちらも行う際に地方公共団体は債務負担行為を必要とする。

なお、地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（財政援助制限法）第３条により債務保証を行うことが原則として禁止されているが、地方道路公社及び土地開発公社に対しては、根拠法（地方道路公社法及び公有地の拡大の推進に関する法律）において財政援助制限法第３条の適用が除外されているため、債務保証を行うことが可能である。

地方公共団体や第三セクター等にとっては、どちらの手法も、地方公共団体が当面の支出を行うことなく、第三セクター等には資金調達円滑化・金利負担軽減等の財政的支援効果を生じるというメリットを有する。

また、地方公共団体から第三セクター等に対しての貸付金は、長期貸付金（返済まで複数年度にわたる貸付金）と短期貸付金（貸付年度内に返済を受ける貸付金）の二種類が存在する。いずれも、地方公共団体にとっては当面の支出を行わなければならないものの、いずれは返済を受けるために最終的

には負担は生じず、第三セクター等にとっては（往々にして金融機関等から融資を受ける以上に）低利で円滑な資金調達ができるというメリットを有する。

（※ 7）

例えば、当該地方公共団体の財政規模と比べて多額の損失補償・債務保証を行い、赤字分について補助金等を交付することとしている第三セクター等の経営が悪化したことにより、第三セクター等の債務の元利償還金の相当部分を補助金等として負担せざるを得ないこととなる場合が考えられる。

（※ 8）

例えば、地方公共団体が第三セクター等の経営破たん時における資産を買い取る義務を有する契約を締結している事例や、第三セクター等が行う業務の公共性が特に高く、経営破たんにより行政運営に支障を来すため、経営悪化時には支援を行わざるを得ない事例が挙げられる。

図表 4（第三セクター等に対する地方公共団体の財政的支援）

（単位：百万円）

区分	25年度調査										
	地方公共団体からの補助金交付額							地方公共団体からの借入状況		損失補償・債務保証	
	全体法人数	補助金交付該当法人数	経常収益へ計上している法人数	構成比	経常収益計上法人構成比	交付額	経常収益へ計上している額	借入法人数	残高	法人数	残高
第三セクター計	5,705	2,598	2,412	45.5%	42.3%	248,267	214,803	531	3,033,279	336	1,251,572
社団法人・財団法人	3,227	2,039	2,022	63.2%	62.7%	212,389	204,211	255	2,019,132	191	967,255
会社法人	2,478	559	390	22.6%	15.7%	35,878	10,592	276	1,014,147	145	284,317
地方三公社	978	232	228	23.7%	23.3%	51,965	49,511	304	1,519,253	546	3,711,879
地方住宅供給公社	47	26	25	55.3%	53.2%	10,076	9,836	22	701,861	12	272,753
地方道路公社	36	15	15	41.7%	41.7%	23,897	23,897	20	483,806	33	1,870,536
土地開発公社	895	191	188	21.3%	21.0%	17,992	15,779	262	333,585	501	1,568,590
第三セクター及び地方三公社	6,683	2,830	2,640	42.3%	39.5%	300,232	264,314	835	4,552,532	882	4,963,452
地方独立行政法人	104	101	101	97.1%	97.1%	244,985	241,978	44	443,794	0	0
総計	6,787	2,931	2,741	43.2%	40.4%	545,216	506,292	879	4,996,326	882	4,963,452

(3) 第三セクター等の抜本的改革

前述のように、地方公共団体から第三セクター等に対して行う財政的支援、特に、損失補償・債務保証や貸付金については、当該第三セクター等の経営破たん等が生じた場合には地方公共団体の財政運営に深刻な影響を与えるものである。地方公共団体から第三セクター・地方公社に対して行われる損失補償・債務保証や貸付金は、平成 15 年度においては損失補償・債務保証は約 10.4 兆円、貸付金は約 5.2 兆円に達しており、個別の地方公共団体のみならず、地方財政全体における大きな課題となっていた。(※ 9・※ 10)

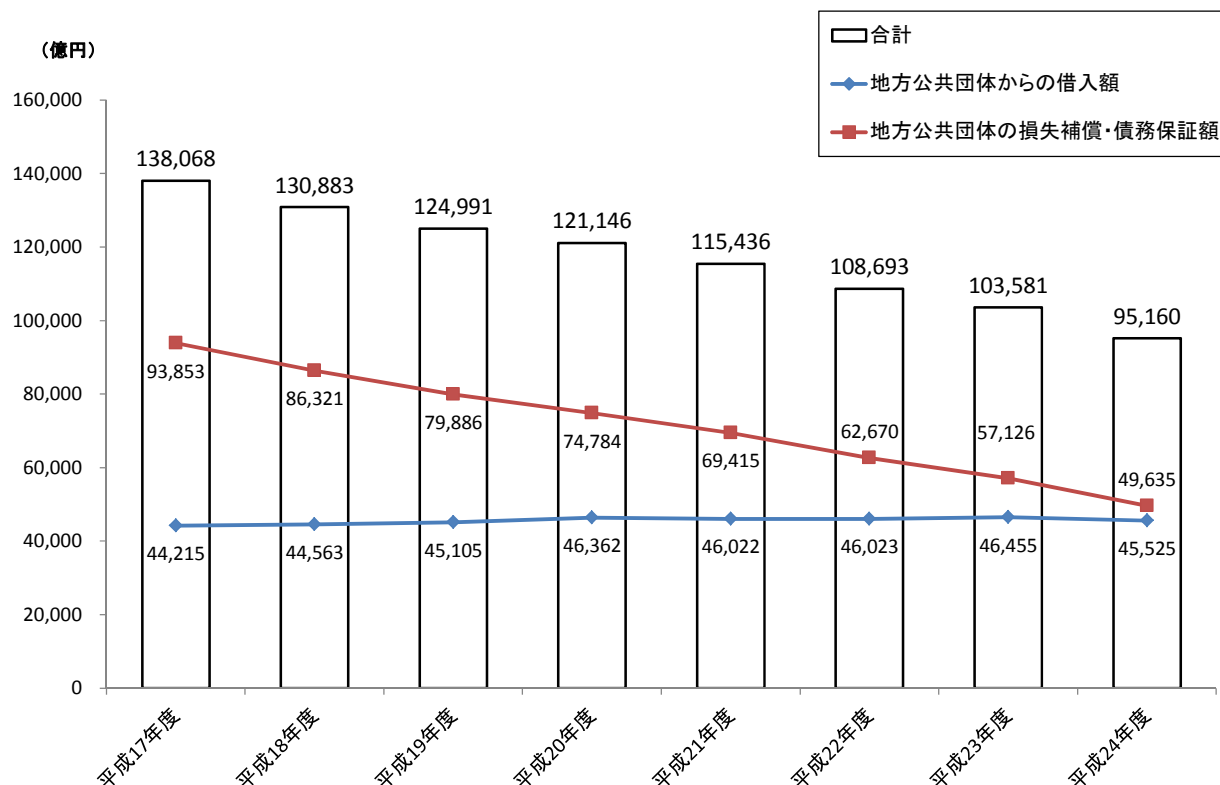
このため、総務省（旧自治省）においては、「第三セクターに関する指針」（平成 11 年 5 月 20 日付け自治大臣官房総務審議官通知）、「第三セクターに関する指針の改定について」（平成 15 年 12 月 12 日付け総務省自治財政局長通知）、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知）等を発出し、各地方公共団体に対して、第三セクターへの地方公共団体の支援のあり方の見直しを行うこと、特に、損失補償契約は真にやむを得ない場合に限定し、経営が悪化した場合には抜本的な対応を検討すること等について累次に渡り要請する等の対応を行ってきたところである。

これらの要請や平成 13 年度に第一次対策が、平成 17 年度に第二次対策が講じられた土地開発公社経営健全化対策の効果、累次に渡る経済対策の影響等もあり、損失補償・債務保証、貸付金ともに平成 15 年度をピークとして減少傾向に転じた。しかしながら、平成 20 年度において、損失補償・債務保証は約 7.5 兆円、貸付金は約 4.6 兆円にのぼるなど、依然として全国的には多額の損失補償・債務保証や貸付金が残存しており、課題解決には更なる取組が必要であった。(図表 5 (第三セクター等に対する地方公共団体の損失補償・債務保証等の推移) 参照)

この課題が、一定の成果が見られても根本的な解決に至らない理由としては、第三セクター・地方公社に特有の幾つかの事情が考えられた。

まず、地方公共団体が損失補償・債務保証や貸付金の整理に取り組みたくとも、地方公共団体に必要な財源がないため、実現が困難であることが挙げられる。地方公共団体からの長期貸付金は債権放棄により整理可能であるが、損失補償・債務保証や短期貸付金を整理するためには、多くの場合、整理する額に相当する財源が必要となる。厳しい財政状況の中で、多額の損失補償・債務保証や短期貸付金に相当する財源を用意することが困難であるために、損失補償・債務保証や貸付金を継続せざるを得ない地方公共団体も存在していたところである。

図表5： 第三セクター等に対する地方公共団体の損失補償・債務保証等の推移



次に、第三セクター・地方公社に対して地方公共団体が財政的な支援を行っていても、それに係る財政的リスクの全体像を把握することが困難であり、かつ、財政的リスクが顕在化しにくいことが挙げられる。平成20年度まで施行・適用されていた地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）の下では、一般会計の赤字を中心として算定された実質赤字比率に基づき対象団体の指定が行われており、地方公共団体が第三セクター・地方公社に対して行う損失補償・債務保証、貸付金等については捕捉対象となっていなかった。そのため、第三セクター・地方公社の経営破たんにより現実に損失補償・債務保証の履行や貸付金の返済不能が生じるまでは、財政的リスクは単なる「可能性」「危険性」のままで終わるものであり、補助金等の交付により経営破たんを先送りし続けることが可能であれば、結果として何ら問題が生じないものと認識されていた。（※11）

そのため、地方公共団体にとって、損失補償・債務保証や貸付金の貸付けをやめることが財政的にも政治的にも大きな課題となる状況においては、敢えてそうした取組を行うような意欲が生じにくくなっていたものと推察される。

こうした状況を大きく変えたのが、平成 19 年度に成立、21 年度に全面施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方公共団体財政健全化法）である。

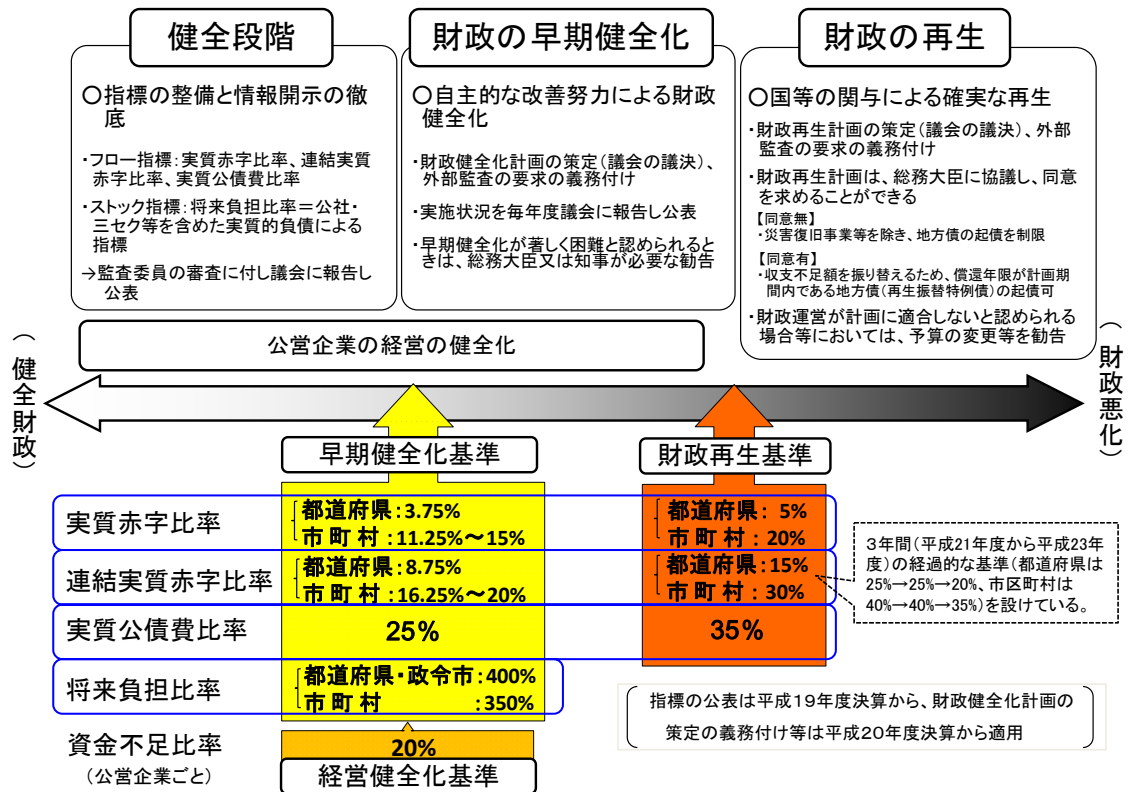
平成 19 年 6 月、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、地方分権を進める中で地方公共団体財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することを目的とした地方公共団体財政健全化法が成立し、平成 21 年度から全面施行された。同法においては、従来の財政再建法下においては捕捉されていなかった、地方公共団体が第三セクター・地方公社等に対して行う損失補償・債務保証について、将来的に地方公共団体の負担となることが見込まれる額を当該法人の経営・資産の状況等から判断し、同法に定める財政健全化指標の一つである「将来負担比率」の算定基礎となる将来負担額に含めることとされた。（図表 6（地方公共団体財政健全化法の概要）参照）

このことにより、第三セクター・地方公社等に係る地方公共団体の財政的リスクについて、全体像の的確な把握と公開が行われるとともに、地方公共団体は、議会・住民のチェックの下で財政的リスクの適切な管理を行うことを法律上明確に要請されるようになったところである。

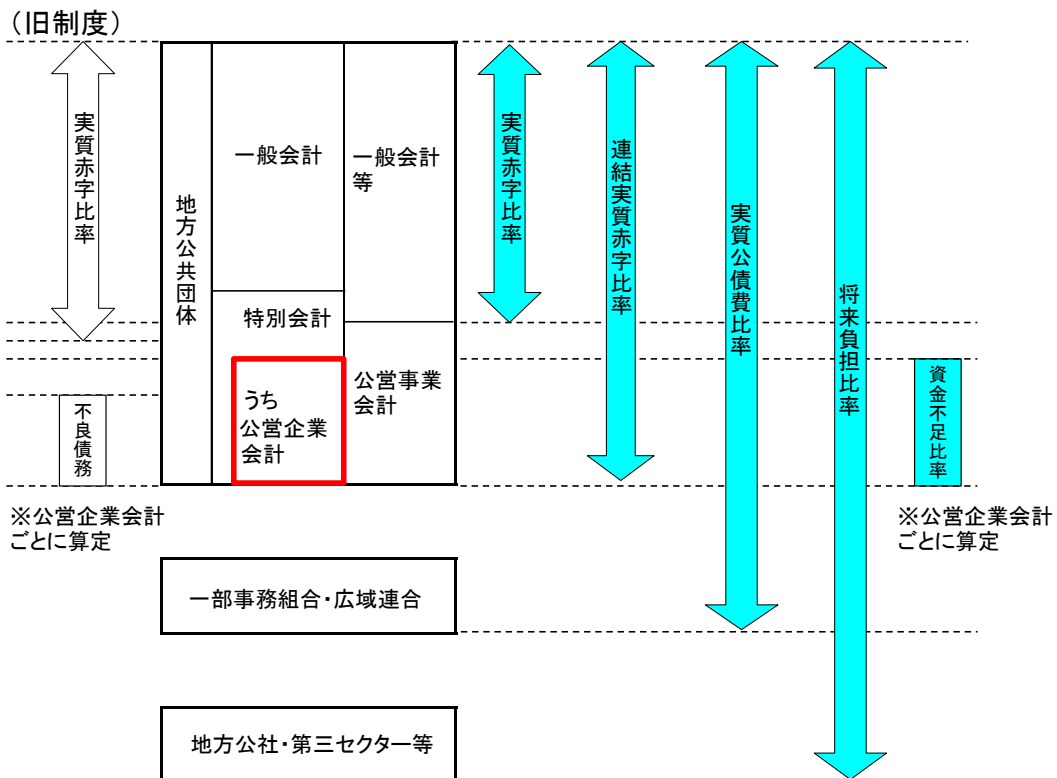
続いて、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において「『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』の施行を踏まえ、第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととされ、第三セクター・地方公社等の経営改革を推進することが政府の方針として明確にされた。

この方針に基づき、平成 20 年度に創設された特別の地方債が第三セクター等改革推進債である。地方公共団体が第三セクター・地方公社等に対して行っている損失補償・債務保証や短期貸付金を整理する経費については、本来は地方債の対象とならないこととされている（地方財政法第 5 条）。これに対して、地方財政法の改正（第 33 条の 5 の 7 の創設）により、第三セクター・地方公社等の整理・再生を行うために必要となる場合には、平成 21 年度から 25 年度までの間に限り地方債（第三セクター等改革推進債）の対象とすることができるとされた。これにより、多額の損失補償・債務保証や短期貸付を行っている第三セクター・地方公社について、財政負担を中・長期的に平準化した形で整理することが可能となったところである。（図表 7（第三セクター等改革推進債の概要）参照）（※12）

図表6： 地方公共団体財政健全化法の概要①



図表6： 地方公共団体財政健全化法の概要②

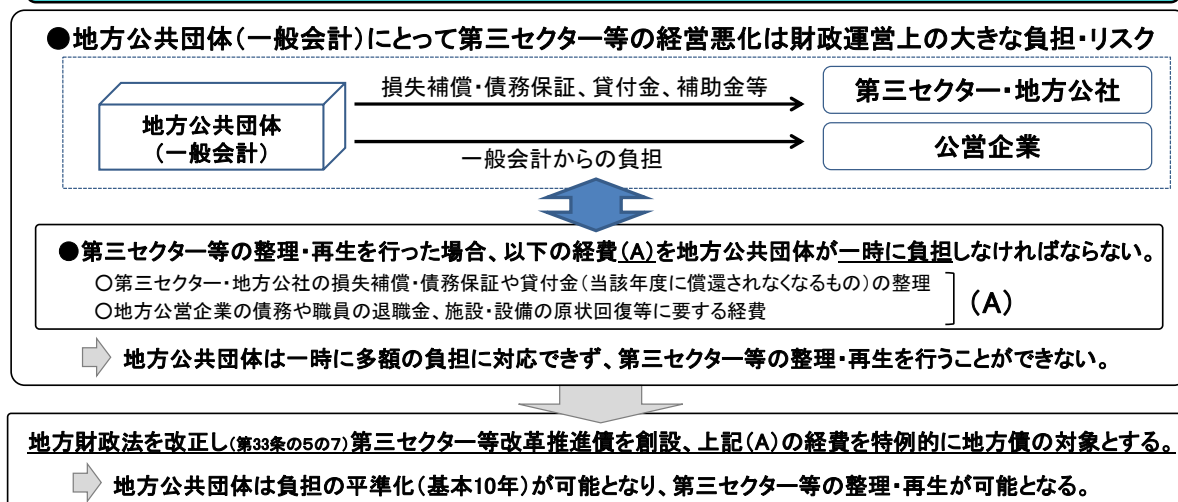


また、平成 20 年 6 月、総務省は「第三セクター等の改革について」（平成 20 年 6 月 30 日付け総務省自治財政局長通知）を通知した。同通知は「経済財政改革の基本方針 2008」において策定することとされた第三セクターの改革に関するガイドラインであり、経営が著しく悪化した第三セクター・地方公社等の存廃を含めた改革を集中的に進めるため、経営状況等の評価と存廃を含めた抜本的な経営改革策の検討を行うことを目的とする「経営検討委員会（仮称）」の平成 20 年度中の設置と同委員会による第三セクター・地方公社の評価・検討、そして、同委員会の意見を踏まえて法人ごとの経営改革に関する方針を定めた「改革プラン」（仮称）の策定等を平成 21 年度までに行うことを各地方公共団体に対して要請している。

更に、平成 21 年 6 月には、第三セクター等改革推進債の創設等を踏まえて、地方公共団体の将来的な財政負担の計画的な削減に取り組み、地方財政規律を強化するために「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成 21 年 6 月 23 日付け総務省自治財政局長通知）を策定・公示した。同指針においては、地方公共団体財政健全化法が全面施行される平成 21 年度から 5 年間（第三セクター等改革推進債が存続する期間でもある。）で、基本的にすべての第三セクター・地方公社等を対象として必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用して存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことを各地方公共団体に対して要請するとともに、抜本的改革を行うに当たっての具体的な手順・留意点等を明示したところである。（※13）

また、検討の結果存続することとした第三セクター・地方公社等についても、地方公共団体は単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきでなく、公的支援は原則として公共性・公益性を勘案して経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難な経費に限られるものであり、特に損失補償・債務保証は既存債務の借換えに損失補償・債務保証の更新が不可欠であるなど、やむを得ない場合以外は行うべきではなく、資金調達を行う事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とすべきこと等を要請している。（図表 8（第三セクター等の抜本的改革の概要）参照）

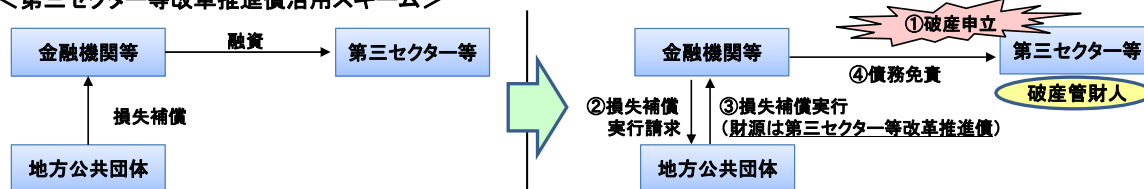
図表7: 第三セクター等改革推進債の概要



<第三セクター等改革推進債の概要>

- 上記(A)の経費を対象とする特別の地方債(充当率100%・償還は10年以内を基本とする)
- 平成21年度から平成25年度までの特例措置

<第三セクター等改革推進債活用スキーム>



図表8: 第三セクター等の抜本的改革の概要

趣旨・背景

第三セクター等の経営悪化や、地方公共団体財政健全化法の全面施行(平成21年度以降)により第三セクター等に係る債務等が健全化指標で捕捉されるようになったことを踏まえ、第三セクター、地方公社及び公営企業(第三セクター等)の抜本的改革(事業の意義、採算性等を踏まえた法人・会計の存廃を含む検討と検討結果の実行)について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められた。

- 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)等により、平成21年度から25年度までの間に、「第三セクター等改革推進債」も活用した第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組を要請。

第三セクター・地方公社の抜本改革

平成21年度から25年度までの間に、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことを要請。(「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」平成21年6月総務省自治財政局長通知)

<主要要請内容>

- 現在第三セクター等が行う事業の意義(公益性)、採算性、事業手法等の検討
- 情報開示の徹底による責任の明確化等
- 存続する第三セクター等の指導監督等(公的支援の限定(特に損失補償は行うべきではない)、資金調達はプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とするべき等)

公営企業の抜本改革

第三セクター・地方公社と同様、平成21年度から25年度までの間に、第三セクター等改革推進債の活用も念頭において、抜本的改革の推進を集中的に行うことを要請。(「公営企業の経営に当たっての留意事項について」平成21年7月総務省自治財政局公営企業課長等通知)

- 平成21年3月、「経済財政改革の基本方針2008」等を踏まえ、第三セクター等の整理又は再生を円滑に実施することができるよう、地方財政法の一部改正により「第三セクター等改革推進債」を創設(平成21年度から25年度までの間の特例措置)。

このような支援により、第三セクター等の抜本的改革は平成 21 年度から 25 年度にかけて集中的に推進されており、間もなくその終期を迎えようとしている。「抜本的改革の推進」を期限が区切られた措置とすることは、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」や地方財政法（第三セクター等改革推進債）において明記されているところであるが、平成 24 年度末時点において、一部に取組の遅れが見られたところであり、また、第三セクター等改革推進債の延長を要望する地方公共団体も存在していた。

これらのことを踏まえて、総務省においては、平成 25 年 7 月に「第三セクター等のあり方に関する研究会」（座長・宮脇淳北海道大学大学院教授）を設置し、これまでの抜本的改革に係る取組の評価・分析及び今後の必要性等や平成 26 年度以降の第三セクター等の経営のあり方について検討を行っているところである。（図表 9（第三セクター等のあり方に関する研究会の概要）参照）

同研究会が平成 25 年 9 月に取りまとめた「中間まとめ」においては、第三セクター等の抜本的改革について、第三セクター等改革推進債が有効に活用されたこともあり、全国的には相当程度進捗していると評価している。このような状況等を踏まえれば、全国的な抜本的改革の推進については、当初の予定通り平成 25 年度末で一区切りとすることが適当であると提言している。

（図表 10（第三セクター等の抜本的改革の成果と課題）参照）

一方で、第三セクター等改革推進債については経過措置を講じることが必要であることを提言するとともに、未だに抜本的改革に取り組んでいない地方公共団体や第三セクター等に係る財政的なリスクが潜在的に高い水準に達している地方公共団体も存在していることから、平成 26 年度以降も、地方公共団体は自ら抜本的改革を含む第三セクター等の経営健全化に取り組むことが必要であることを指摘している。

また、公益性と企業性を併せ持つ第三セクター等が、地域において必要な役割を果たすことが重要であり、それを踏まえて、第三セクター等が果たすべき役割、有効な手法、経営健全化の取組等について、考え方を取りまとめることとしている。（図表 11（第三セクター等のあり方に関する研究会「中間まとめ」概要）参照）

総務省においては、同研究会における検討や経済財政諮問会議において総務大臣より説明された平成 26 年度以降の方針等も踏まえて、第三セクター等改革推進債に経過措置を講じること（地方財政法改正）や第三セクター等の改革を加速するための新たなガイドラインを策定することを含めた平成 26 年度以降の第三セクター等のあり方についての検討を行っているところである。（※14）

(※9)

損失補償・債務保証や貸付金の額は、地方公共団体が第三セクター及び地方公社に対して行っているものであり、各年度の「第三セクター等の状況に関する調査」により把握されるものである。本項の損失補償・債務保証や貸付金の額について同じである。

「第三セクター等の状況に関する調査」を現在の形で行っているのは平成15年度からであり、それ以前の損失補償・債務保証や貸付金の額については把握することができない。

(※10)

地方独立行政法人は、制度創設が平成17年度であること、地方公共団体以外からの借入が予定されていない一方で地方公共団体からの貸付金や補助金等により経営することが制度上予定されていること等から、第三セクター・地方公社とは異なり、後述する「抜本的改革」が推進されてはいないため、除外している。

(※11)

地方公共団体が経営破たんを避けるために補助金等の交付を行っていても、債権者が破産申し立てを行った場合、金融機関等が融資の更新を拒否した場合、地方公共団体が第三セクター・地方公社が必要とする額の貸付けや補助金等の交付ができなくなった場合等においては、経営破たんに至る場合がある。

(※12)

第三セクター・地方公社と同様に、独立採算制を基本原則としつつも、地方公共団体が経営の悪化による財政的リスクを有する公営企業についても、経営が悪化した公営企業の廃止を行う際に必要となる経費（施設及び設備の撤去並びに原状回復、地方債・一時借入金の償還、退職手当の支給等に要する経費）について、第三セクター等改革推進債の対象とされている。

(※13)

第三セクター・地方公社の「抜本的改革」は、当該第三セクター・地方公社の解散・破産等、法人を整理する（換言すれば、存在を失わせる。）ことを意味しているのではなく、第三セクター等が行っている事業そのものの意義（必要性・公益性（行政目的との一致）等）、採算性等について改めて検討を

行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、第三セクター等の存廃を含めて判断することである（「第三セクター等のあり方に関する研究会」中間まとめ（平成25年9月））という点については、特に留意することが必要である。

同時に、検討の結果、第三セクター等が存続し、引き続き事業を行う場合であっても、経営健全化に取り組むことが必要であることが指摘されていることについても留意する必要がある。

（※14）

平成25年第29回経済財政諮問会議（平成25年11月29日）において、新藤総務大臣より、第三セクター等の改革を加速するため、経営健全化の手順や留意点等についての新たなガイドラインを平成26年度中に策定することを表明している。

図表9：第三セクター等のあり方に関する研究会の概要

1 設立の趣旨

平成25年度で第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進する期間が終了する一方で、未だに第三セクター等に係る財政的なリスクが残存しており、また、第三セクター等改革推進債の延長を希望する地方公共団体が複数存在する状況を踏まえて、「第三セクター等のあり方に関する研究会」を設置し、以下の点をはじめとする平成26年度以降の第三セクター等のあり方について、有識者の意見を伺いながら検討を行うこととする。

1. これまでの抜本的改革に係る取組の評価・分析と今後の必要性等を検討

- 第三セクター・地方公社・公営企業の抜本的改革の進捗状況の評価・分析。
- 抜本的改革に取り組んだ団体の検証・分析、抜本的改革が進んでいない理由の分析。
- 抜本的改革を希望しながら取り組むことができなかった第三セクター等の評価。

↓ 検討結果を踏まえて

○国としての抜本的改革の推進やその手段としての第三セクター等改革推進債の経過措置について検討。

2. 平成26年度以降の第三セクター等の経営のあり方について検討

- 第三セクター等が地域において地域活性化や住民サービスの維持等のために求められる役割を担い続けることができる方策を検討。
- 第三セクター等が地方公共団体の財政にとってのリスクとなることを防止する方策を検討（同じ過ちを繰り返さないことが必要）。

↓ 検討結果を踏まえて

○平成26年度以降の第三セクター等の経営のあり方に係る指針を策定（現行指針は平成25年度まで）。

2 委員名簿（五十音順、敬称略）

蛸子 准吏	北海道大学大学院教授	藤波 匠	日本総合研究所主任研究員
小西 砂千夫	関西学院大学大学院教授	堀場 勇夫	青山学院大学教授
杉本 茂	日本公認会計士協会経営研究調査会再生支援専門部会専門部会長	松本 正一郎	日本公認会計士協会公会計委員会地方公共団体監査専門部会専門部会長
辻 琢也	一橋大学大学院教授	宮脇 淳	北海道大学大学院教授（座長）
橋本 勇	弁護士	望月 正光	関東学院大学教授

3 スケジュール等

- 平成25年7月以降、毎月1回程度研究会を開催し、平成26年3月に報告書を取りまとめる（予定）。
- 第三回研究会（平成25年9月開催）において、第三セクター等の抜本的改革に係る方向性について中間的な取りまとめを行う。

図表10: 第三セクター等の抜本的改革の成果と課題

- 平成21年度から進めている第三セクター等の抜本的改革は、全国的に見れば、地方公共団体による財政支援の大幅な減少、赤字法人や債務超過法人の整理等、相当の成果が挙げられている。
- 第三セクター等改革推進債は、現時点で1兆円近い許可額が見込まれる等、有効に活用されている。
- 採算性を失っている等の状況にある第三セクター等も一部には存在している。

○第三セクター等の抜本的改革の進捗状況

(単位: 億円、法人)

	平成20年度	平成24年度	増減率
地方公共団体の損失補償・債務保証額	74,784.0	49,634.5	-33.6%
借入額	168,412.5	120,964.2	-28.2%
地方公共団体からの借入額	46,362.2	45,525.3	-1.8%
地方公共団体以外からの借入額	122,050.4	75,438.9	-38.2%
地方公共団体からの補助金等交付額	4,378.8	3,002.3	-31.4%
法人数(総数)	8,685	7,952	-8.4%
経常赤字法人数	2,783	2,711	-2.6%
債務超過法人数	409	314	-23.2%

※各年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(公営企業課)による。

※地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人、財団法人及び会社法法人と地方三公社の状況である(特別法に基づき設立された法人等を除く。)

※「経常赤字法人数」「債務超過法人数」は地方公共団体の出資比率が25%未満の法人及び財政援助を行っていない法人を除く。

※「法人数(総数)」は各年度末時点の数であり、それ以外は各年度末直近の財務諸表による。

○第三セクター等改革推進債の許可額(平成25年度第一次分まで)

168件・8,450億円

(第三セクター 30件・1,424億円、地方公社 106件・6,057億円、公営企業 32件・970億円)

図表11: 第三セクター等のあり方に関する研究会「中間まとめ」概要

1 「第三セクター等のあり方に関する研究会」中間まとめの概要

①第三セクター等の抜本的改革の評価等

第三セクター等の抜本的改革は、時限的な特例措置として講じた第三セクター等改革推進債が有効に活用されたこともあり、全国的には相当程度進捗。一方で、抜本的改革に取り組んでいない地方公共団体、抜本的改革に着手しながら平成26年3月末までに間に合わない地方公共団体も存在。

②平成26年度以降の第三セクター等改革推進債

第三セクター等の抜本的改革を5年間で集中的に行うこととした経緯や現在の進捗状況等を踏まえて、抜本的改革の全国的な推進は予定通り平成26年3月末までで一区切りとし、その手段である第三セクター等改革推進債の延長も行わない。

ただし、抜本的改革に着手しながら平成26年3月末までに完了させることが間に合わなかった地方公共団体については、第三セクター等改革推進債の必要最小限の経過措置を特例的に講じることもやむを得ない。

③平成26年度以降の第三セクター等への関与

第三セクター等の抜本的改革に係る取組に遅れが見られる地方公共団体については、平成26年度以降も自らの判断と責任で抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要。

一方で、公益性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域の活性化や住民サービスの維持等に大きな役割を果たしており、また、今後も役割を果たすことが求められていることを踏まえ、経営健全化と有効な活用の双方が両立されるように、有効な手法・手順、留意点等について検討を行い、成果を取りまとめることが必要。

2 平成26年度以降の第三セクター等に関する総務省の取組

①第三セクター等改革推進債の経過措置(地方財政法改正)

抜本的改革に着手した地方公共団体について、平成28年度まで起債を可能とする経過措置を講じるための地方財政法改正案を第186回通常国会に提出予定。

②第三セクター等への関与等に係る指針の策定

第三セクター等の改革を加速するための経営健全化の手順や留意点等について、また、第三セクター等を適切に活用するための留意点等について取りまとめた新たなガイドラインを平成26年度に策定予定。

2. 第三セクター等の資金調達についての考え方

(1) 第三セクター等の資金調達についての基本的な考え方

「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成 21 年 6 月 23 日付け総務省自治財政局長通知)においては、第三セクター等に対する地方公共団体の公的支援に係る指導・監督についても示されているところである。(※1)

抜本的改革に関する検討の結果、公益性・採算性等を有し、第三セクター等の方式で事業を継続することが適当であるものとして、存続することとされた第三セクター等に対する地方公共団体の財政的支援について、同指針は以下の考え方を示している（重要部分は下線部）。

第3 存続する第三セクター等の指導監督等

4 公的支援の考え方

- (1) 第三セクター等は独立した事業主体であり、その経営は当該法人の自助努力によって行われるべきであることから、原則として公的支援は、公共性、公益性を勘案した上で、その性質上当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該法人の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に限られるものであり、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではない。また、公的支援を行う場合は、あらかじめ地方公共団体と法人の間でその考え方を取り決めておくことが適当である。
- (2) 地方公共団体は、損失補償を行っている第三セクター等が経営破たんしたときには、当初予期しなかった巨額の債務（財政負担）を負うリスクもあることから、既存の損失補償債務で他の方策による公的支援に移行することが困難であり、かつ、当該債務の借換えに際し、損失補償の更新が不可欠と認められるときなど特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではなく、他の手段による方法を検討するべきである。

特別の理由によりやむを得ず損失補償を行う場合は、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、地方公共団体財政健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額等を記載した調書を調製し、議会、住民等に明らかにするべきである。

なお、政府関係機関からの第三セクター等への貸付けに対する損失補償の可否についても、同様の考え方に基づき厳正に対処すべきである。

- (3) 第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。

- (4) 地方公共団体の長は、第三セクター等の経営悪化により、当該第三セクター等に係る将来負担比率への算入額が増大した場合には、早期に経営改革を実施する一方で、債務履行義務が確定したときに備えて、リスクに応じて所要の引当金相当額を基金に積み立てる等財政運営上十分に留意すべきである。
- (5) 地方公共団体の長等が私人の立場で保証することは、公職の立場における契約と混同されるおそれがあること、また、そもそも個人の支払い能力を超えた保証は行うべきではないことから、避けるべきである。

これによれば、公・民のリスク分担が適切に行われることが重要であることを前提とした上で、従前より存続する第三セクター等に対しては、公共性・公益性を勘案した上で、その性質上当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該法人の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難であると認められる経費にのみ公的支援を行うべきであり、それ以外は第三セクター等が自らの収入をもって賄うべきとされている。地方公共団体が第三セクター等に対して公的支援を行うことのすべてを否定しているのではなく、行う事業の公共性・公益性を踏まえた支援はやむを得ないものとされていることに留意することが必要である。

また、公共性・公益性が高い経費に対する支援であっても、地方公共団体の財政的リスクが高い損失補償や反復・継続的な短期貸付けは、本来行うべきではなく、別の支援手法への切り替え等を早急に検討するべきであることを示している。(※2)

一方、同指針においては、公益性・採算性を有する事業であること等から、第三セクター等の方式で開始することが適当であるとして、新たに設立する第三セクター等に係る資金調達・財政的支援の考え方、留意点等を以下のよう

第4 第三セクター等の設立に関する留意事項

- (2) 資金調達方式としては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とすべきであり、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合には、第三セクター等による事業化を原則として断念すべきである。
- (3) 将来的に収支が均衡する見込みはあるものの当面収益が上がらない事業や事業の性格上採算性の低い事業については、必要となる公的支援の見通しを踏まえた上で事業実施の適否が検討されるべきである。その際、地方公共団体による損失補償は、特別の理由がない限り行うべきではないこと等前述の公的支援の考え方を十分踏まえて検討を行う必要がある。

(略)

- (5) 地方公共団体の出資については、公と民の役割分担の考え方を踏まえ、事業の種類や性格、純民間企業における類似事業の実施状況も勘案しつつ、必要最小限とすることが適当である。また、時限を設け、一定の条件の下で、民営化することの可能性についてあらかじめ検討しておくべきである。

一方で、地方公共団体が経営に関し主導的な地位を確保する必要がある場合においては、地方自治法等の関係規定を踏まえ、出資割合に応じて可能となる関与、行使できる権利等についても勘案しつつ、所要の出資割合の確保を検討することが適当である。

なお、地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内（有限責任）であり、これを超えた責任は存在しないことを、当事者間はもちろん対外的にも明確にしておく必要がある。

また、特に大規模な投資が必要となる事業については、一般的に減価償却額が大きくなることによる財務諸表への影響に留意し、設立当初に適切な資本金等を確保する必要がある。

これによれば、新たに設立する第三セクター等について、公的支援に係る考え方は、従前より存続する第三セクター等と同様としており、更に、資金調達については事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とするべきであることを示している。

これは、既に存在している第三セクター等とは異なり、これから設立する第三セクター等については、自らの収益に基づく自立的な経営がより一層求められると考えられることを背景としている。

「第三セクター等」という方式は、公共性と採算性の双方を有する事業を行う際に妥当するものであり、採算性は低いが公共性が高い事業であれば、地方公共団体が自ら行う（直営）、指定管理者制度を導入する等の方式で実施し、採算性も公共性も低い事業であれば、地方公共団体が事業に関与すること自体を見直すべきである、ということが「第三セクター等の抜本的改革」に係る基本的な考え方である。

また、投入した資金を事業収入により回収することが困難である、すなわち、地方公共団体からの公的支援に依存した経営となることが見込まれる第三セクター等については、当初から採算性が見込まれず、将来的には地方公共団体の財政的リスクとなる可能性が高いことから、設立自体を行うべきではないものと考えられる。

更に、地方公共団体からの出資については、必要最小限とすることが適当であるとしつつも、地方公共団体が第三セクター等の経営に対して関与する権限を確保する必要性や第三セクター等の経営基盤の安定等を踏まえて、適切な規模の出資を行うことが妥当としている。

当該考え方については、「第三セクター等の抜本的改革」が開始される以前より踏襲されているものであって、総務省が示す第三セクター等の資金調達に係る「基本原則」として取り扱って差し支えないものと判断される。

また、本調査研究会としても、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」において示されている考え方は、地方公共団体の財政健全化・財政規律強化を推進する一方で、第三セクター等が採算性の乏しい事業の実施・継続を防止し、これにより経営の悪化を防ぐことで、第三セクター等はもとより、金融機関を含む利害関係者や地域住民等の利益にも資する妥当なものであると考えられる。

第三セクター等の資金調達は、同指針に示されているとおり、公・民の適切なリスク分担を前提とすることが必要であり、地方公共団体の公的支援に頼るのではなく、自らの経営に伴う収入に基づき自立的に行うことを基本とするべきである。

一方で、公共性、公益性が高く、そのために自らの経営に伴う収入に基づく資金調達を行うことが適当ではなく、或いは困難な事業に要する資金については、公的支援を行うこともやむを得ないものであり、必ずしも自立的な資金調達を求められている訳ではない（自立的な資金調達が可能であれば、そのようにするべきであることは言うまでもない。）。

また、公的支援自体がやむを得ないものと考えられるとしても、損失補償や反復・継続的な短期貸付けは行うべきではなく、また、地方公共団体からの出資は地方公共団体の関与や第三セクター等の経営を踏まえた上で、必要最低限とするべきである。（※３）

（※１）

「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」の対象となる「第三セクター等」は、第三セクター（地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人）及び地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）、並びに地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人である。

（※２）

「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」には債務保証については触れられていないが、これは、財政援助制限法第３条により、地方公共団体

は原則として債務保証を行うことが禁止されていることによるものであり、根拠法において債務保証を行うことが認められている地方道路公社及び土地開発公社等に対して行われている債務保証については、損失補償と同様に取り扱うことが妥当であるものと考えられる。

(※3)

公共性が高いために、自らの経営に伴う収入に基づく資金調達のみでは必要な資金を調達することが困難な例としては、地方公社が地方公共団体の依頼等による行う事業に要する経費（特に、土地開発公社の公共用地先行取得事業（いわゆる「1号事業」）、地方住宅供給公社の特定優良賃貸住宅供給、地方道路公社の有料道路建設事業等が典型的な事例である。）、公共施設を管理することのみを目的とする第三セクター等の経営に要する経費等が挙げられる。

(2) 第三セクター等の資金調達の手法

第三セクター等が行う資金調達の手法については様々な手法が存在しており、また、資金調達手法や事業手法と資金調達手法の組み合わせ方等について、次々に新たな手法が開発されているところである。

第三セクター等においては、上記(1)に示された第三セクター等の資金調達についての基本的な考え方を踏まえて、調達額、調達した資金をもって行う事業の内容（特に事業の収支見通し）、第三セクター等の経営状況、地方公共団体や金融機関との関係、地域の経済状況、金利の動向等について十分な検討を行い、事業を実施するために最も適切な資金調達手法を選択することが求められる。

なお、第三セクター等の公共性からは、検討と選択に当たっては適切な手順で行うとともに、当該手法を選択した理由やメリット・デメリット等について、関係者等に対して十分な説明を行い、理解を得ることが求められる。

現在、一般的に活用されている資金調達手法のうち、主なものは以下に示す通りである。

○負債性資金

1. プロジェクト・ファイナンス

【概要】

ある特定の事業・プロジェクトを実施するために事業体を設立し、当

該プロジェクトから生み出される収益及びキャッシュフローを返済原資とする資金調達（ファイナンス）である。

【ポイント】

- ・ 融資に対する返済原資は、対象事業の収益に限定されており、原則として出資（スポンサー）に対して融資の返済義務は及ばない。
- ・ 事業からのキャッシュフローを安定させるために、様々な財務指標を基準化（トリガー化）した上で、基準に抵触した場合は期限の利益を喪失することもあり得る。
- ・ 融資者に対しては月次等で業績等のレポートを行う必要があるなど、厳格に業績管理が行われる（期中モニタリング）。
- ・ 上記の結果として、事業に対してのガバナンスを高めるという効果が期待できる。
- ・ コーポレート・ファイナンスによる資金調達とは異なり、地方公共団体の損失補償等の人的・物的保証は不要であるが（そのため、地方公共団体の財政健全化につながる。）、コスト面においては、コーポレート・ファイナンス（特に地方公共団体の損失補償付融資）よりも高コストになる場合が多い。
- ・ スキームの組成には一定の時間を要するケースもある。

【事業との適合性】

- ・ 収益見通しや需要予測を相応の確度を持って予測できる事業。
- ・ 収益の変動が大きい事業や、そもそも収益性が低い事業は対象となりにくい。

2. アセット・ファイナンス

【概要】

プロジェクト・ファイナンスが特定事業からの収益のみを返済原資としているのに対し、特定の資産（例えば、不動産や売掛債権等）からの収益を原資とした資金調達である。

不動産ノンリコースローンや売掛債権流動化、不動産収益の証券化等が例として挙げられる。

【ポイント】

- ・ プロジェクト・ファイナンスと同様に、対象資産からの収益に返済原資が限られることから、アセット・ファイナンスの債務不履行が、元々の資産保有者に影響を及ぼさない。

- ・ 対象となる資産は安定的な収益を創出するものに限定されるため、そうした資産を保有していない第三セクター等は活用することが困難である。
- ・ プロジェクト・ファイナンスと同様、地方公共団体の損失補償等の人的・物的保証は不要であるが（そのため、地方公共団体の財政健全化につながる。）、コスト面においては、コーポレート・ファイナンス（特に地方公共団体の損失補償付融資）よりも高コストになる場合が多い。
- ・ スキームの組成には一定の時間を要するケースもある。

【事業との適合性】

- ・ 安定的な収益計上が可能な資産を整備する事業。
- ・ 確実な売却（売却相手の代金支払い）が見込まれる資産・商品を整備・製造する事業。
- ・ 賃貸用不動産や信用力が高い相手方に対する売掛債権等を既に保有している第三セクター等が行う事業。

3. 将来債権流動化（証券化等）

【概要】

アセット・ファイナンスの一種であり、特定の事業から将来発生する収益を信託銀行やSPC（特定目的会社）に対して譲渡し、それを裏付けとして証券の発行等を行う資金調達である。

【ポイント】

- ・ 基本はプロジェクト・ファイナンスと同じであるが、流動性が高まった場合には、金融商品となることにより、広い範囲から資金を集めることが可能となる等のメリットが生じる。
- ・ 調達コストは、市場において決せられる傾向がある。

【事業との適合性】

- ・ 収益見通しや需要予測を高い確度を持って予測できる事業。
- ・ 流動性を高める（金融商品となる。）ことから、単なるプロジェクト・ファイナンス以上に、収益の変動が大きい事業や、そもそも収益性が低い事業は対象とはなりにくい。

（補足）

プロジェクト・ファイナンスやアセット・ファイナンスにおいては、

地方公共団体が劣後ローンや劣後証券を保有する等の形で事業への関与を残すことが可能となる。

公益性が高い等の理由により、地方公共団体が関与を残す必要がある事業においても、損失補償のように財政負担の時期や額が確定しないような関与ではなく、官と民のリスク分担が明確になるという点で、4以下に挙げるコーポレート・ファイナンスとの違いがある。

4. コーポレート・ファイナンス

【概要】

第三セクター等や保証を行う者の信用力に基づく資金調達であり、主に銀行融資や社債（私募債・公募債）発行により資金調達を行う（地方公共団体の地方債発行もコーポレート・ファイナンスの一種である。）。

第三セクター等や保証を行う者が保有する資産等のすべてを返済の裏付け（担保）としていることから、特定の事業に対する融資であっても、すべての資産によって返済を行うことになる。

コーポレート・ファイナンスにおける、返済の裏付け（担保）の種類は以下の通りである。

① 人的担保（保証）

a 地方公共団体の損失補償

- ・ 地方公共団体と融資者（金融機関等）との契約に基づく損失補償を担保とした資金調達。債務を確実に返済する地方公共団体の信用力を裏付けとしていることから、低金利での調達を期待することが可能となる。
- ・ 第三セクター等の破たんにより損失補償等を履行するリスクは、時期・金額が不確定な形で地方公共団体に帰属しており、地方公共団体は予期せず財政負担を負う可能性を有している。そのため、財政健全化の観点からは大きな問題であり、地方公共団体は、財政規律の強化を図るため、原則として第三セクター等の債務について損失補償を行わないことが求められている。
- ・ 第三セクター等が破たんしても、最終的な損失は地方公共団体が確実に負担することから、第三セクター等や融資者等によるガバナンスが効きにくく、また、適切なリスク分担が行われているとは言い難い。

b 民間企業の債務保証

- ・ 親会社やパートナー企業（仕入先等）との契約に基づく債務保証を担保とした資金調達。金利等については、第三セクター等だけではなく、債務保証を行う企業の信用力に応じて決定する。
- ・ 民間企業が第三セクター等に対して債務保証を行う事例自体が多くない（当該第三セクター等と極めて密接な関係にある、行う事業が民間企業の経営に大きく影響する等、特殊な事情がない場合には、民間企業が債務保証を行うことは考えにくい。）。

c 信用保証協会の保証

- ・ 公的機関である信用保証協会と融資者（金融機関等）との契約に基づく債務保証を担保とした資金調達。金融機関は事実上信用リスクを負わずに融資することが可能となる。
- ・ 地方公共団体の損失補償を担保とした資金調達と同様、低金利での調達を期待することが可能となる。
- ・ 信用保証協会の保証を受けるための審査が必要である。同保証は、主に中堅・中小企業対象として行われている。

d 個人保証

- ・ 特定個人（保証人）との契約に基づく債務保証を担保とした資金調達。金利等については、第三セクター等だけではなく、債務保証を行う個人の信用力に応じて決定する。
- ・ 保証人となることにより経営者に強い経営責任を担わせる面もあるが、法人の債務は個人の財力を超えていることが一般的であり、担保効果は限定的で、扱いは慎重にするべきである。
- ・ 通常、保証人となるのは経営者であるが、稀に利害関係人等の第三者が保証人となる場合もある。
- ・ 特に、地方公共団体の公職にあるものが個人保証を行った場合には、当該地方公共団体が行った保証と混同されるおそれもあることから、避けるべきである。
- ・ いわゆる「充て職」として地方公共団体の公職にあるものが個人保証を行った場合には、充て職の退任後も金融機関が保証の解除に応じない場合もある。

②物的担保（保証）

a 不動産

- b 売掛債権
- c 有価証券
- d 預金
- e 動産（在庫等の棚卸資産や売掛債権。一般的に棚卸資産や売掛債権は常に入れ替わりが発生しており管理が難しいことに加え、担保価値の評価も難しかったことから、あまり担保として活用されてこなかったが、棚卸資産等の活用による資金調達が可能になる場合もある。）

③コベナンツ付融資

【概要】

銀行融資や社債発行による資金調達の際に、担保を提供する代わりに、契約の内容として、債務者の債務履行能力の維持を図るため当該債務者に一定の誓約事項を課すもの。

コベナンツ（誓約）の内容としては、自己資本比率の維持や黒字の維持など財務指標の維持を義務とした財務制限条項、第三者への担保提供や資産処分を制限する資産処分制限条項等がある。

【ポイント】

- ・ 基本的な考え方としては、人的・物的な保証や収益ではなく、第三セクター等の現在の経営状況等が今後も継続すること（債務を返済できる状況が継続すること）を担保として、融資等を行うものである。
- ・ 第三セクター等がコベナンツの内容に反した場合には、担保が毀損したことにより、契約解除や内容変更が行われることが原則である。

【馴染みやすい事業】

- ・ 第三セクター等の経営が将来に渡って安定することを担保とした融資であるため、安定した収益を見込むことができる事業を行っている場合には、当該収益による経営の安定が見込みやすく、コベナンツ付き融資が馴染みやすい。

○資本性資金

1. 出資（増資）

【概要】

第三セクター等に対する基本財産・出資金の出資・増資である。返済

期限のない、安定した資金調達である（物での出資・増資を行うことも可能である。）

【ポイント】

- ・ 株式会社の場合、自己資本比率の向上等、財務内容の改善等を期待することができる。
- ・ 返済順位が貸付金等に比べて劣後している場合が多く、第三セクター等の破たん時に返済されない可能性が高い。
- ・ 地方公共団体からの出資については、必要最低限の額とするべきであるが、損失補償や短期貸付金のように、追加で財源を求められることがないため、財政健全化の観点からは安全な公的支援の手法である。

2. 市民出資・コミュニティファンド

【概要】

地域住民から出資を集め、集めた資金を用いて事業や投資等を行い、発生する収益等を投資した地域住民へと還元する資金調達。

市民出資が特定の事業に対して地域住民が直接出資するものであるのに対して、コミュニティファンドは地域住民からの資金でファンドを組成し、ファンドが投資目的に合致する第三セクター等や事業に対して投融资を行うもの。

【ポイント】

- ・ 広く投資家から出資を募る場合と比べて、当該事業により密接な関係を有すると思われる地域住民から資金を調達し、その収益を還元することから、地域内での資金循環が生まれる（地域から産み出された資金を地域に還元する効果がある。）。
- ・ 事業者である第三セクター等と地域住民の間で、一体感の醸成や、逆に事業活動に対する監視の効果があるものと考えられる。

3. デット・エクイティ・スワップ（DES）

【概要】

第三セクター等有する債務（＝デット）を、債権者が債権の現物出資により株式（＝エクイティ）と交換（＝スワップ）すること。

現金を調達するものではないが、債務を整理するという観点からは、資金調達の一環である。

【ポイント】

- ・ バランスシートの負債を減少させ、資本を充実させることから、財

務内容に問題がある法人の財務体質改善を目的として活用されるケースが多い。

ここで挙げた手法を含む複数の資金調達手法を組み合わせる手法も存在する。例えば、地方公共団体等の出資者が出資した土地を担保として資金調達を行い、そこに施設を建設する手法が挙げられる。

3. 第三セクター等の現状の資金調達の実態と今後の課題

【調査の目的】 第三セクター等の資金調達の現状は、全体として事業の収益性に着目した自立的な資金調達が幅広く取り入れられているとは言い難いと評価されるが、そもそもその具体的な実情が把握されていない。そのため、第三セクター等の資金調達の現状と課題を把握し、それを踏まえて第三セクター等のあべき資金調達とそれを行うための手法を検討するために実施した。

【調査時点】 平成 25 年 12 月 1 日現在

【調査対象】 次の法人を対象とした。

- ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定により設立された次の法人のうち、地方公共団体が出捐しているもの（以下「社団法人・財団法人」という。）

公益／一般社団法人

公益／一般財団法人

- ② 会社法等の規定により設立された次の法人のうち、地方公共団体が出資しているもの。

株式会社

合名会社

合資会社

合同会社

特例有限会社

- ③ 地方住宅供給公社

平成 25 年 3 月 31 日現在、7,020 法人（社団・財団法人 3,456 法人、会社法法人 3,515 法人、地方住宅供給公社 49 法人）。但し、調査時点までに清算等により法人格が消滅した法人や、清算手続中の法人等は除いている。

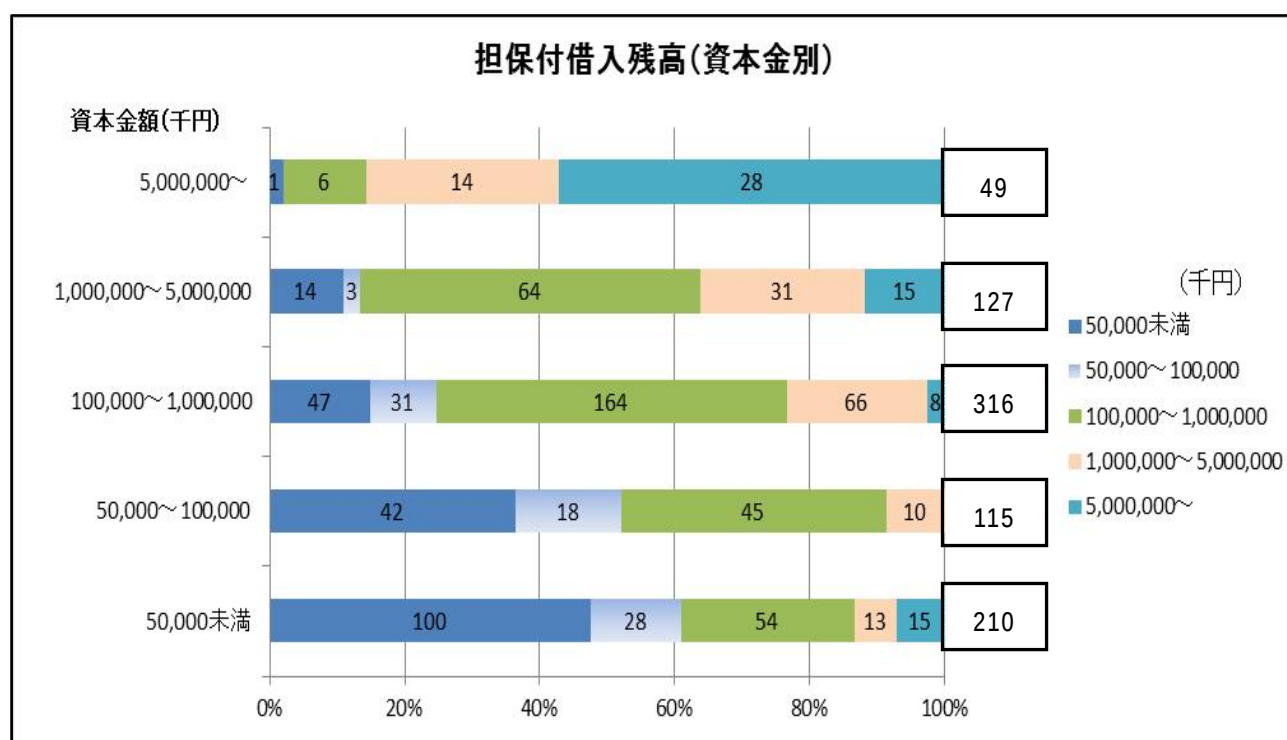
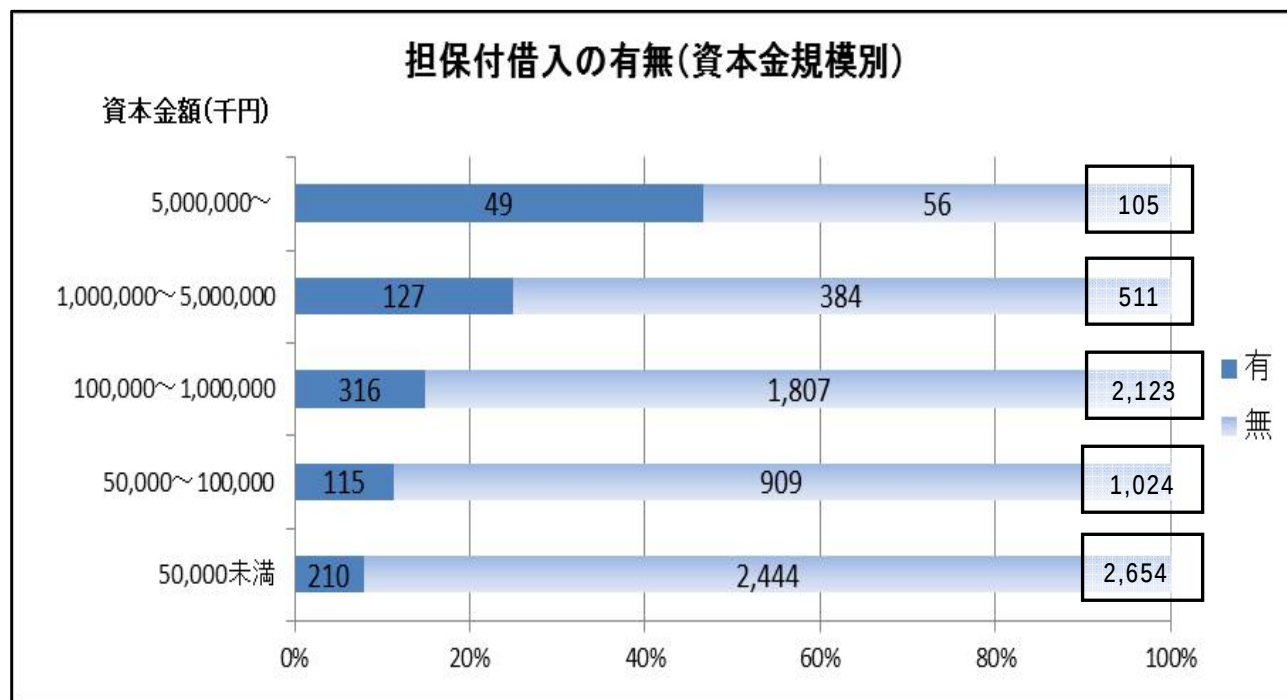
【調査方法】 各都道府県（財政課、市町村担当課）、政令市を通じて対象法人宛に調査票を配布。

【回収数】 6,659 法人から調査票を回収。

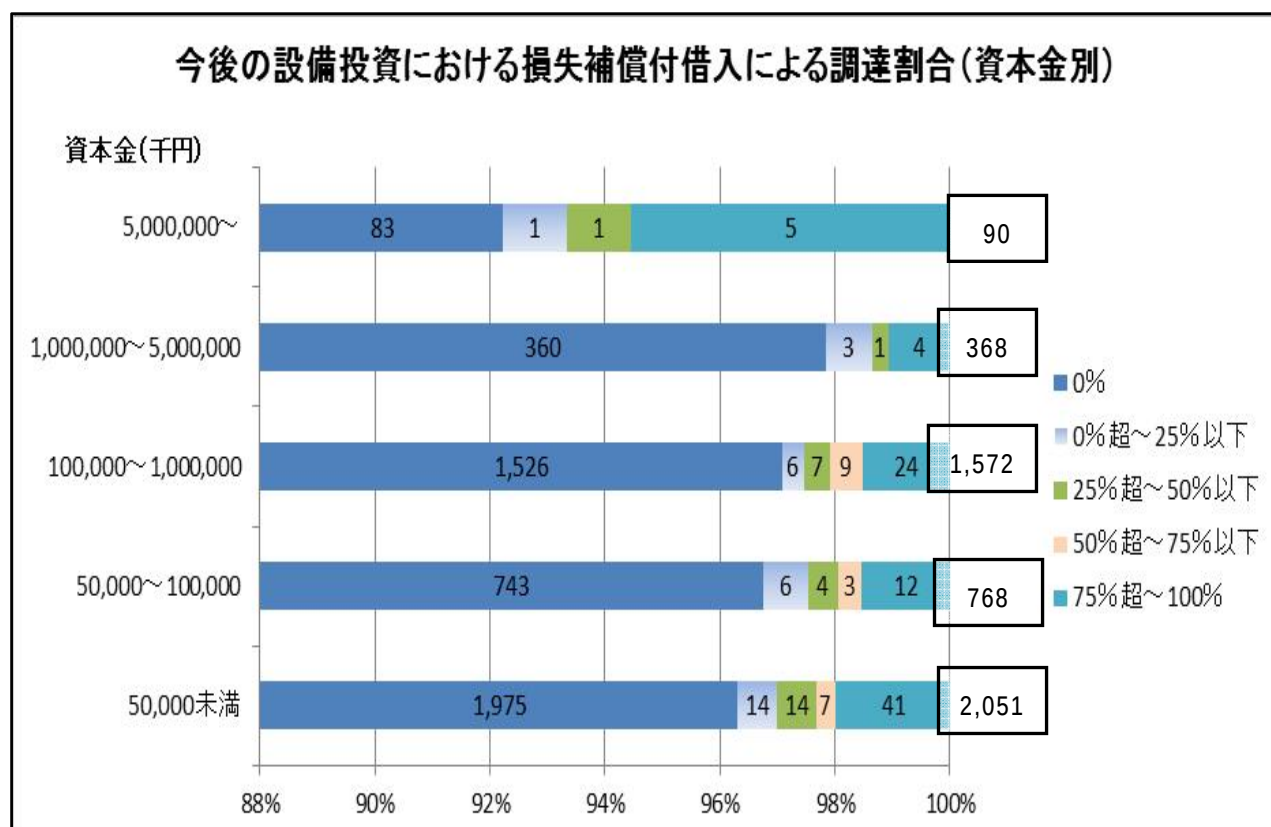
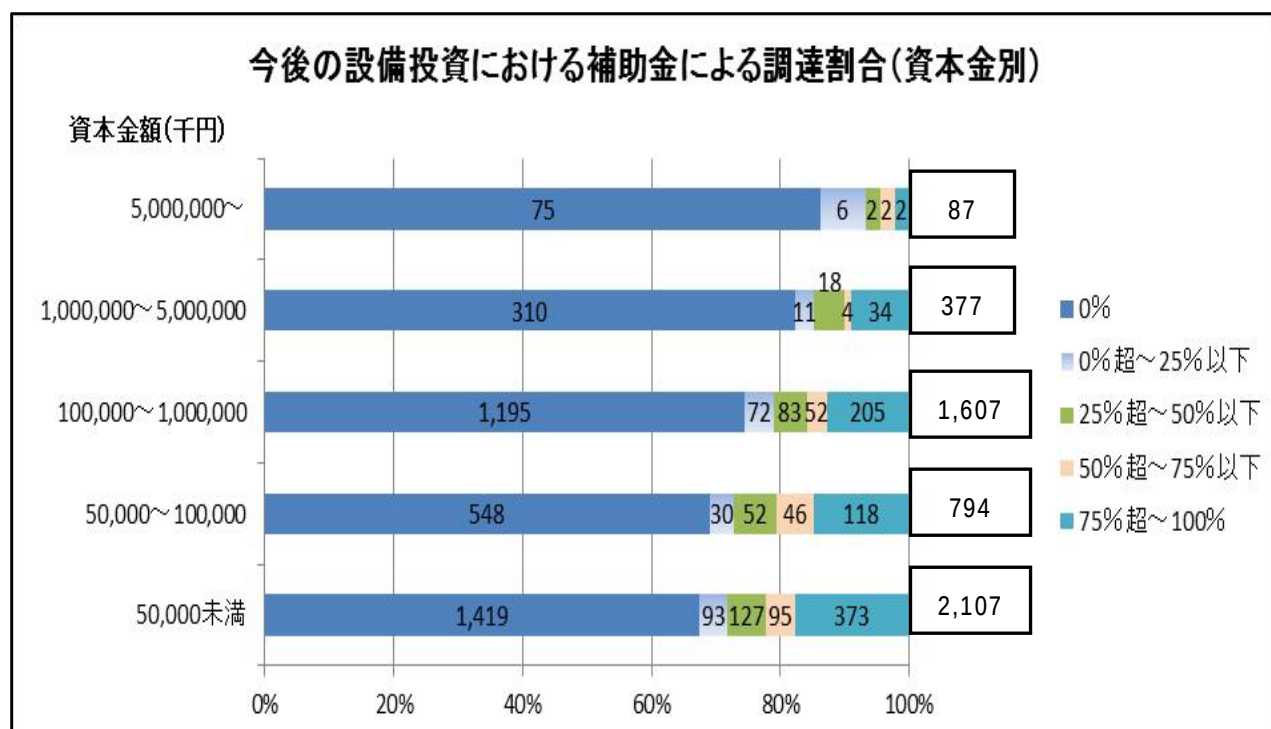
(1) 第三セクター等の資金調達の実態

○ 資本金規模による分析

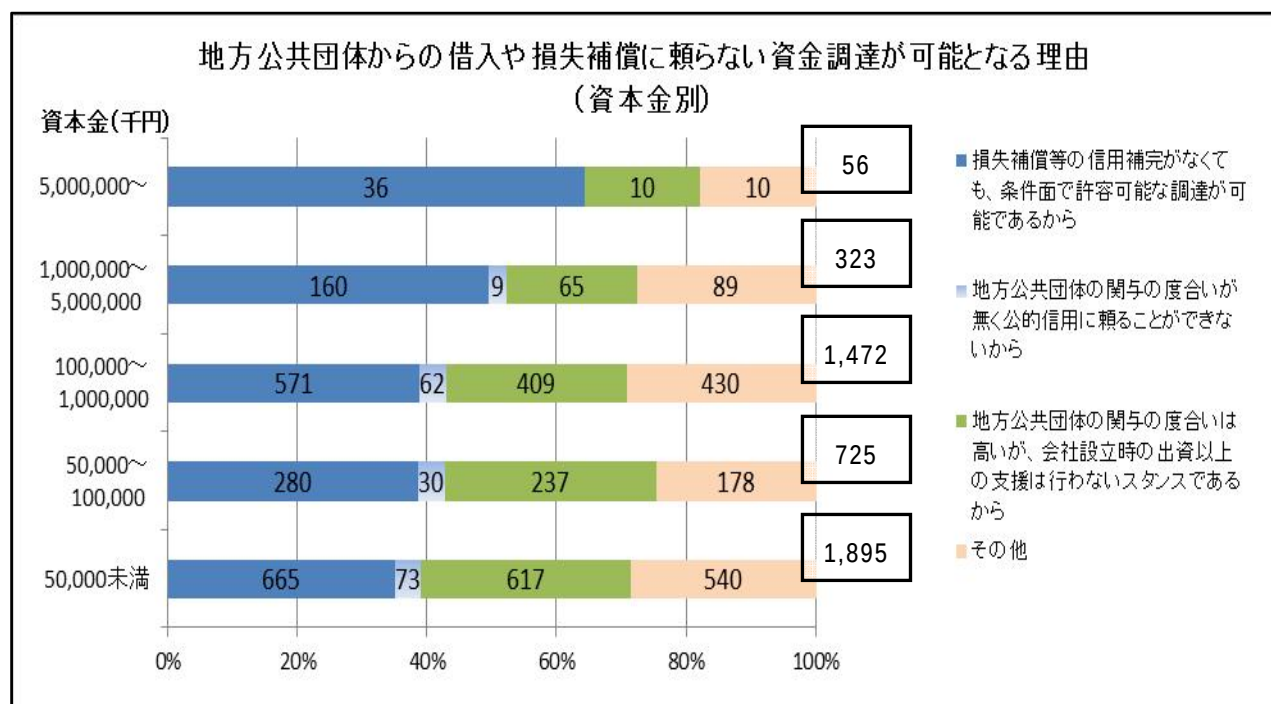
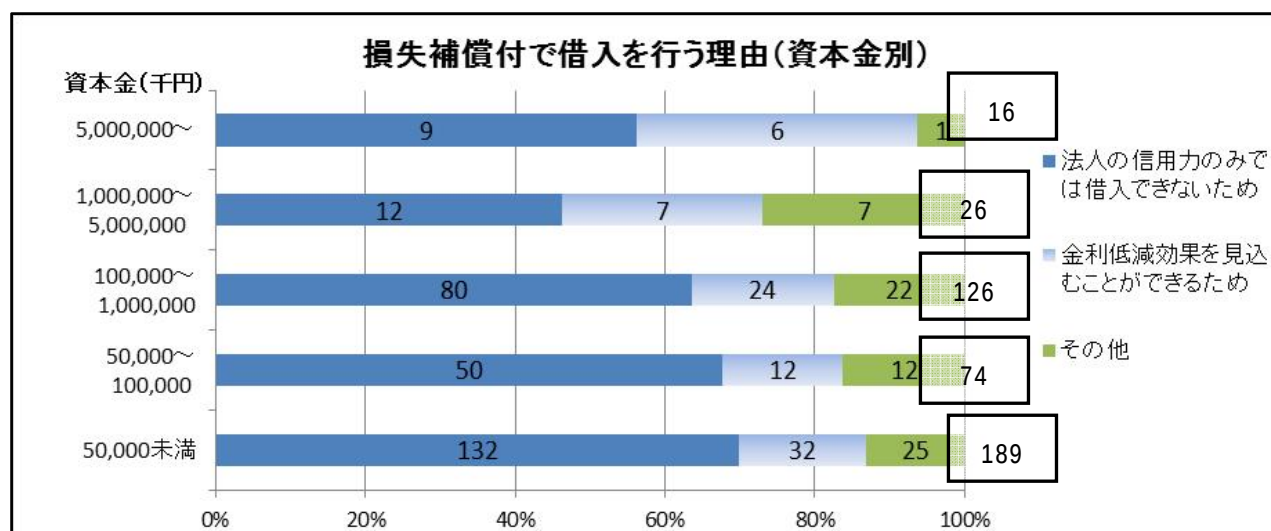
資本金の規模が小さいほど担保付借入を行っている割合が低くなり、且つ担保提供により調達する金額も小さくなる傾向がある。

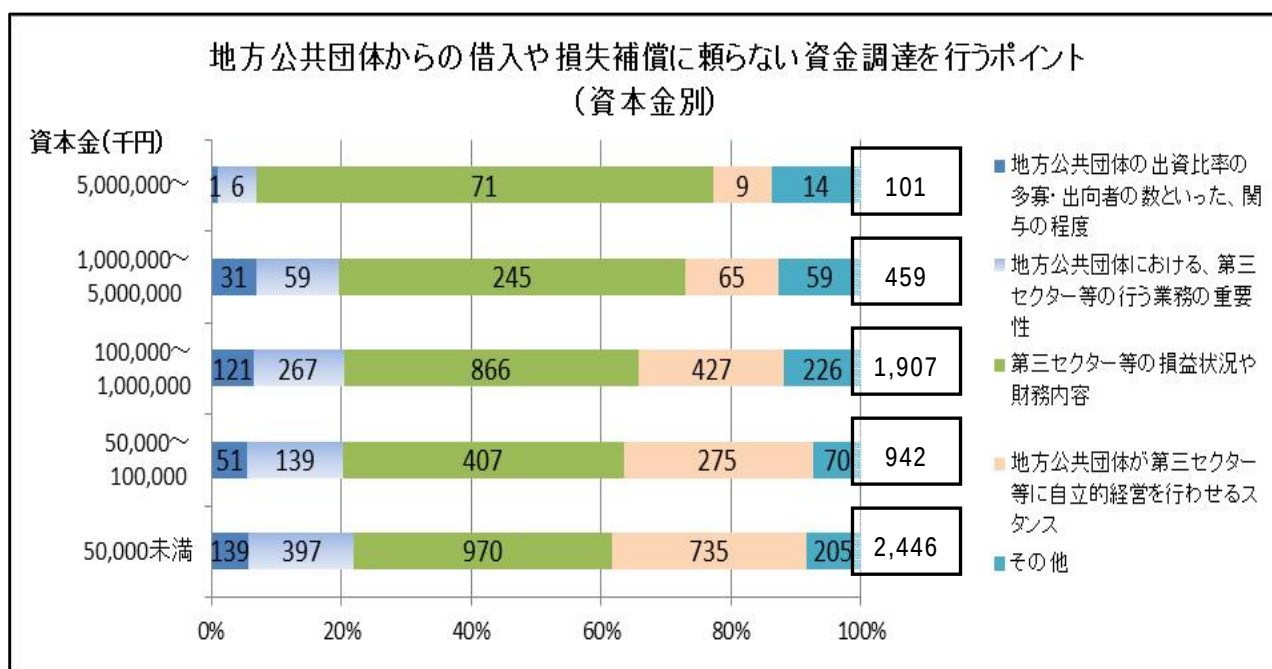


資本金額が小さい法人ほど、今後の設備投資に関して地方公共団体からの補助金や地方公共団体の損失補償付の借入金に頼る傾向が強い。



資本金額が小さい法人ほど、損失補償付の借入を行う理由として「法人の信用力のみでは借入ができない」と答えている一方で、地方公共団体の財政的支援に頼らない調達を行うには、地方公共団体が第三セクター等に対して自立的資金調達を促すスタンスが重要であると考えていることが見て取れる。





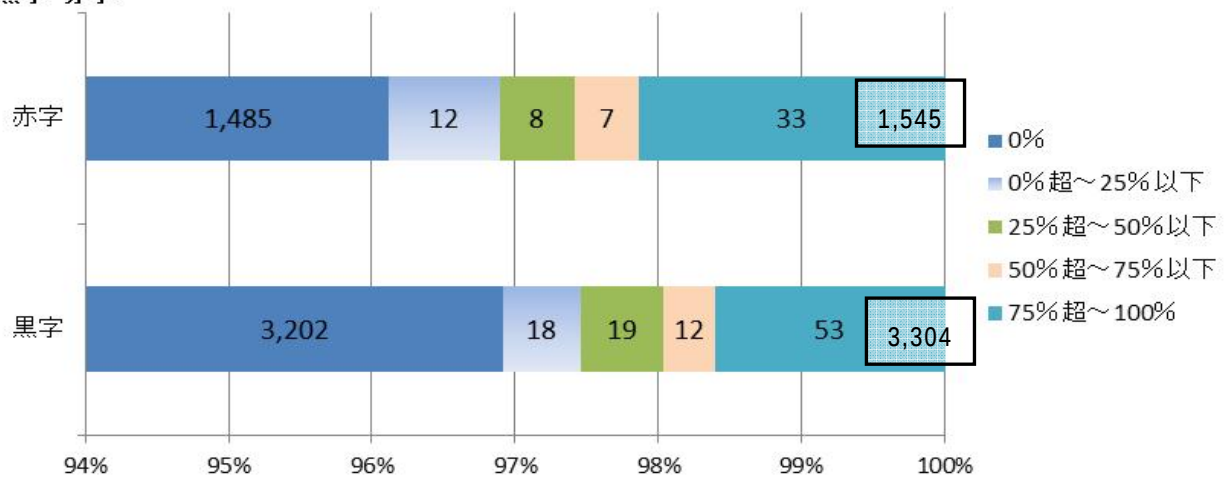
○法人の損益状況・財務内容の違いによる分析

赤字法人や債務超過法人の数は相対的に少ないことから、一概には比較が難しい面があるが、新たな設備投資に際して(当然ではあるが)債務超過である、赤字を計上しているなど、財務や損益状況が悪い法人ほど自立的な資金調達は困難であり、地方公共団体の財政的支援に頼る必要が高いものと考えられる。

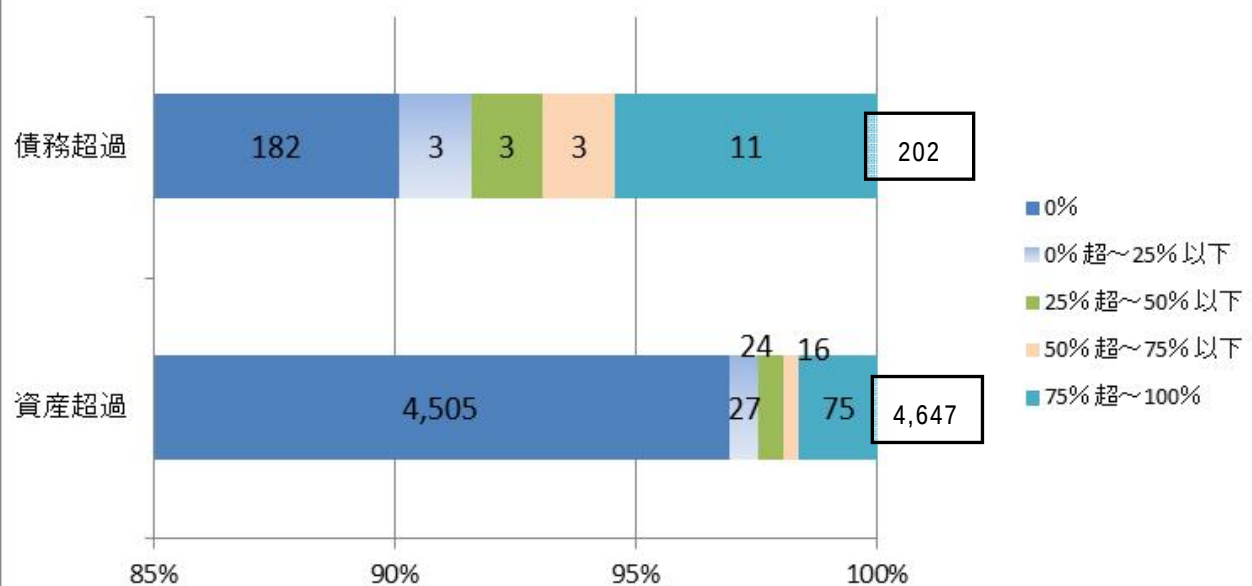
以下調査結果にもあるとおり、赤字または債務超過の法人のほうが、損失補償付借入を行う理由として「法人の信用力のみでは借入できないため」としている割合が高い。

今後の設備投資に係る損失補償付借入の比率
(経常損益黒字・赤字別)

経常損益の
黒字・赤字

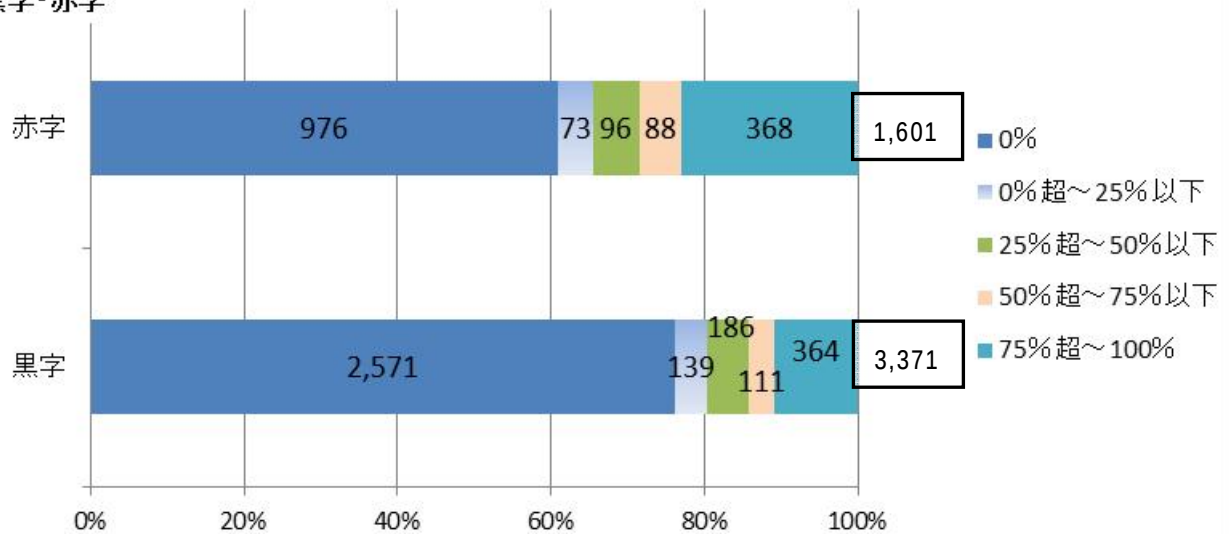


今後の設備投資に係る損失補償付借入の比率
(債務超過・資産超過別)

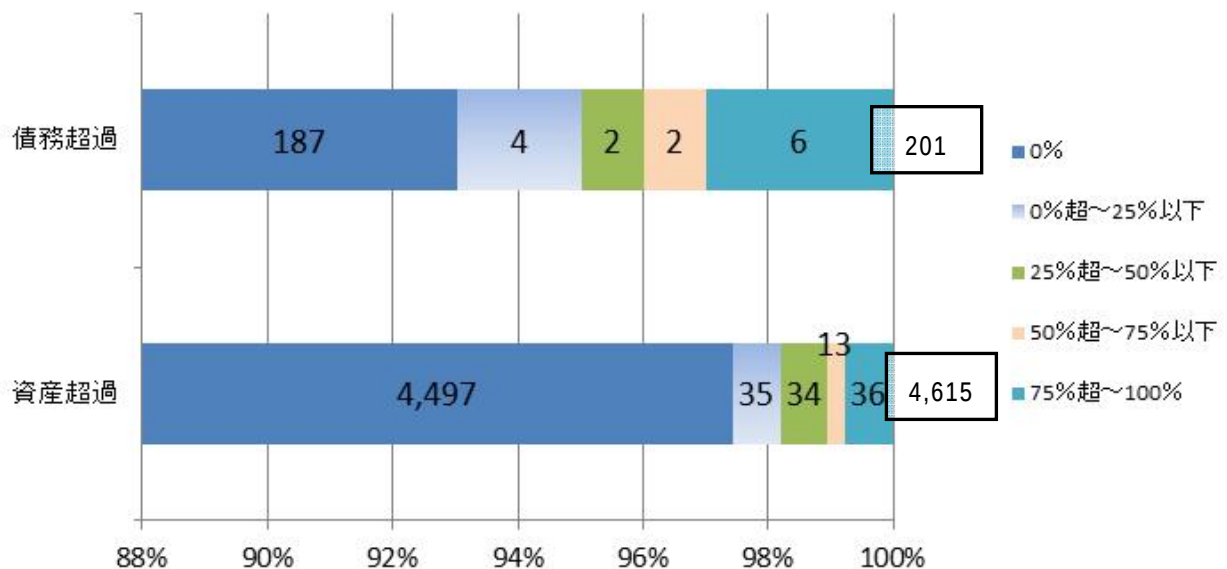


今後の設備投資に係る団体からの補助金の比率(黒字・赤字別)

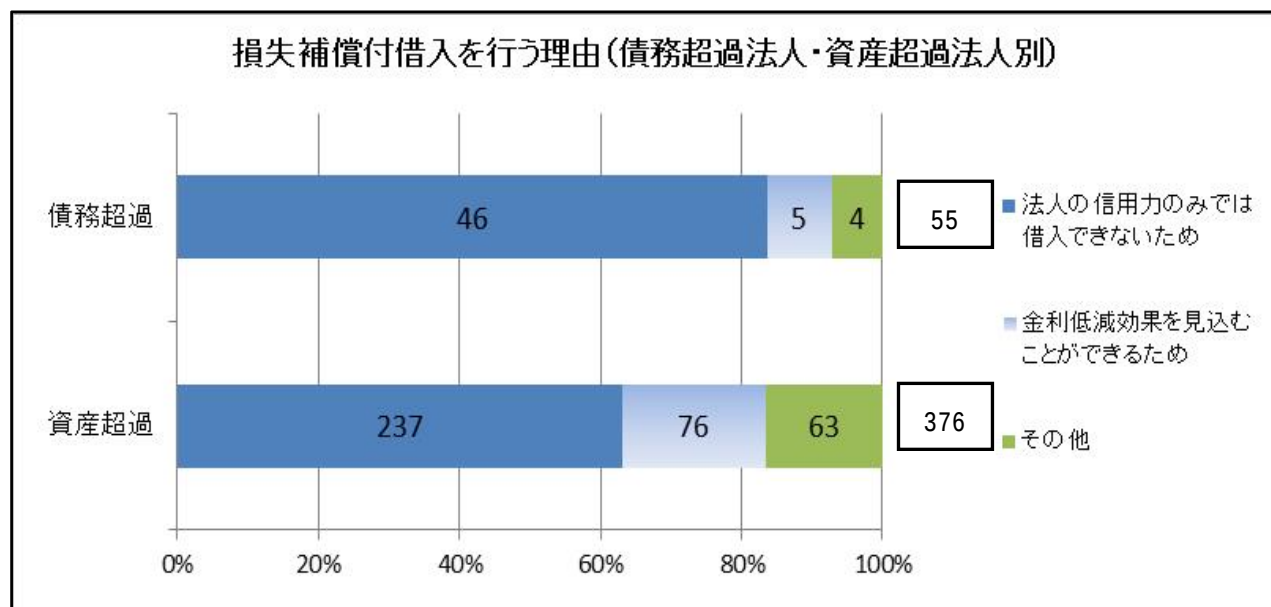
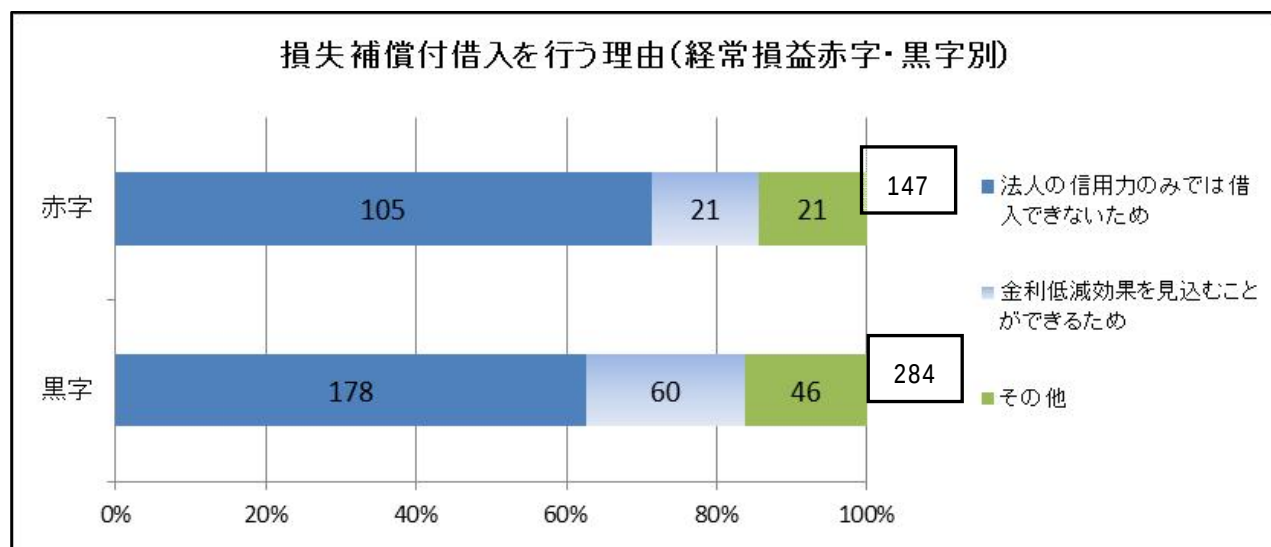
経常損益の
黒字・赤字



今後の設備投資に係る団体からの借入金の割合
(債務超過法人・資産超過法人別)



なお、アンケート結果からは損失補償契約に関してもう一つのポイントが見て取れる。即ち、一定以上の規模がある、黒字である、資産超過である等、相対的には信用力に大きな懸念が無いと考えられる法人も損失補償付の借入を行っているということである。相応の信用力があるにも関わらず損失補償付で借入を行う理由は、地方公共団体の信用力を裏付けとした金利低減効果を目的としているケースが多い。

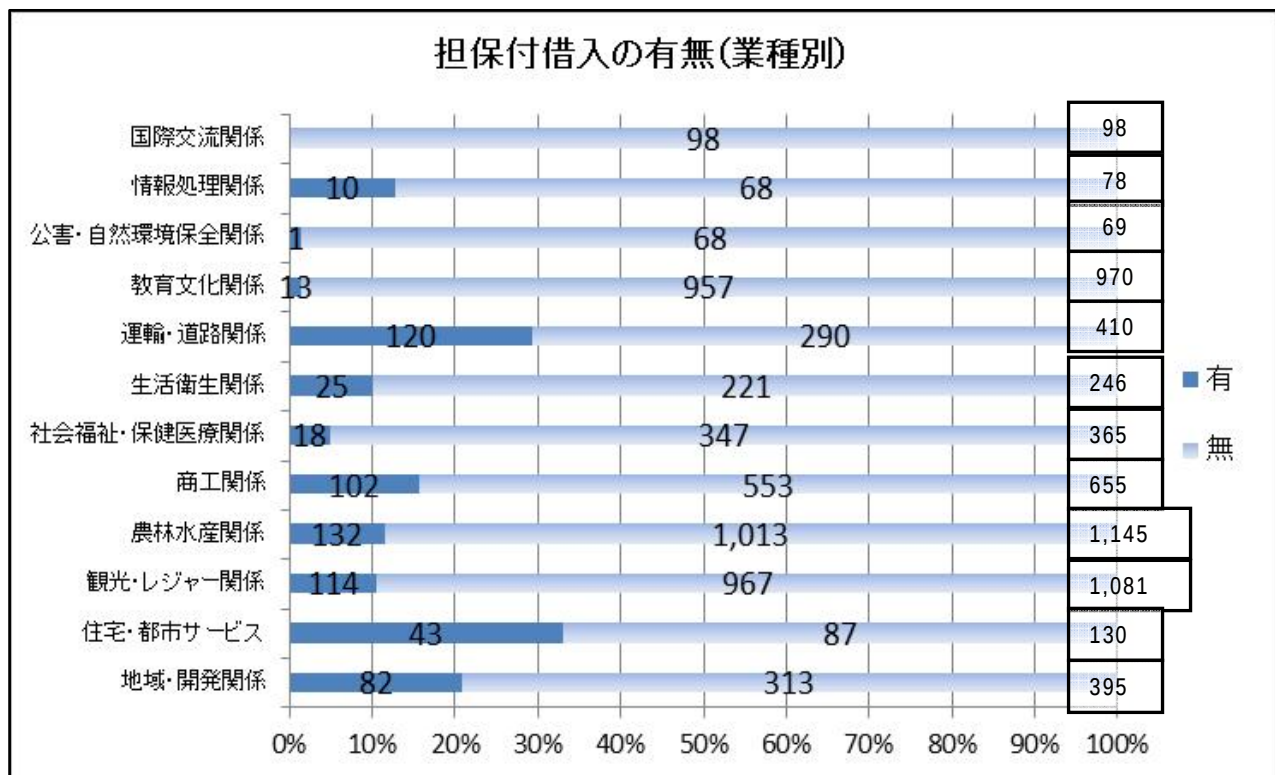


○業種別分析

借入を担保付で行う割合が相対的に高い業種は「住宅・都市サービス」、「運輸・道路関係」、「地域・開発関係」といった都市インフラ系の業種となっている。これらを借入期間で見ると、いずれの業種とも10年超の比較的長期の借入が全体に占める比率が高いことから、インフラ資産を整備するにあたり長期の借入を行い、借入が長期にわたることから担保提供を行っているものと推察される。

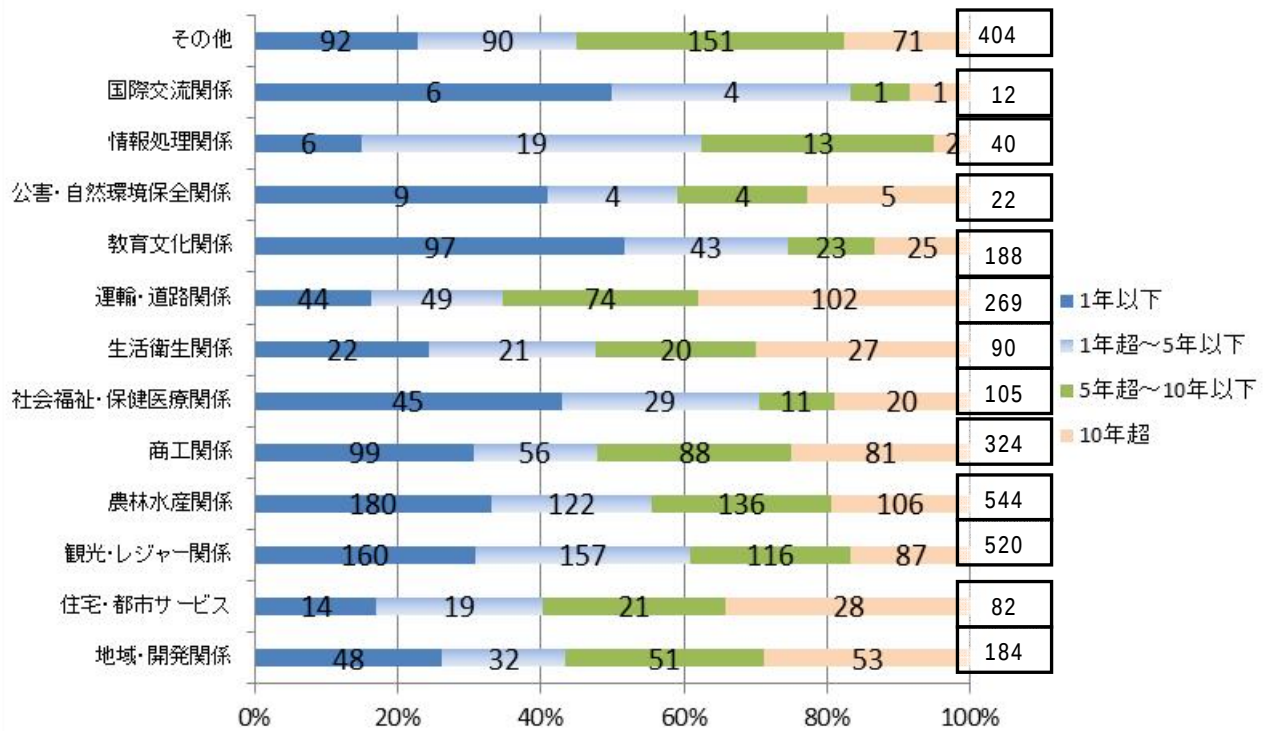
逆に、これらの業種については、金融機関に担保として提供することが可能な資産を保有している法人が相対的に多いことも推察される。

なお、それらの業種については今後の設備投資資金を損失補償付借入で調達する予定としている比率も他業種と比べて高くなっている。

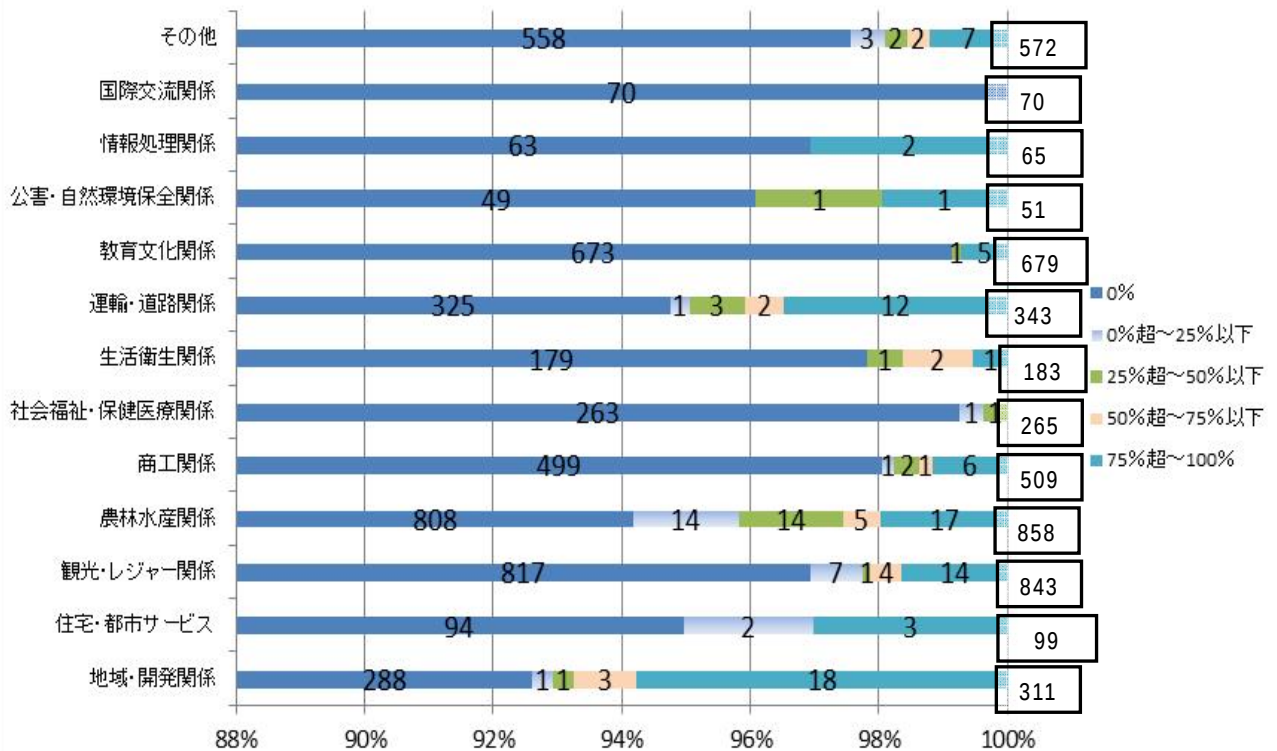


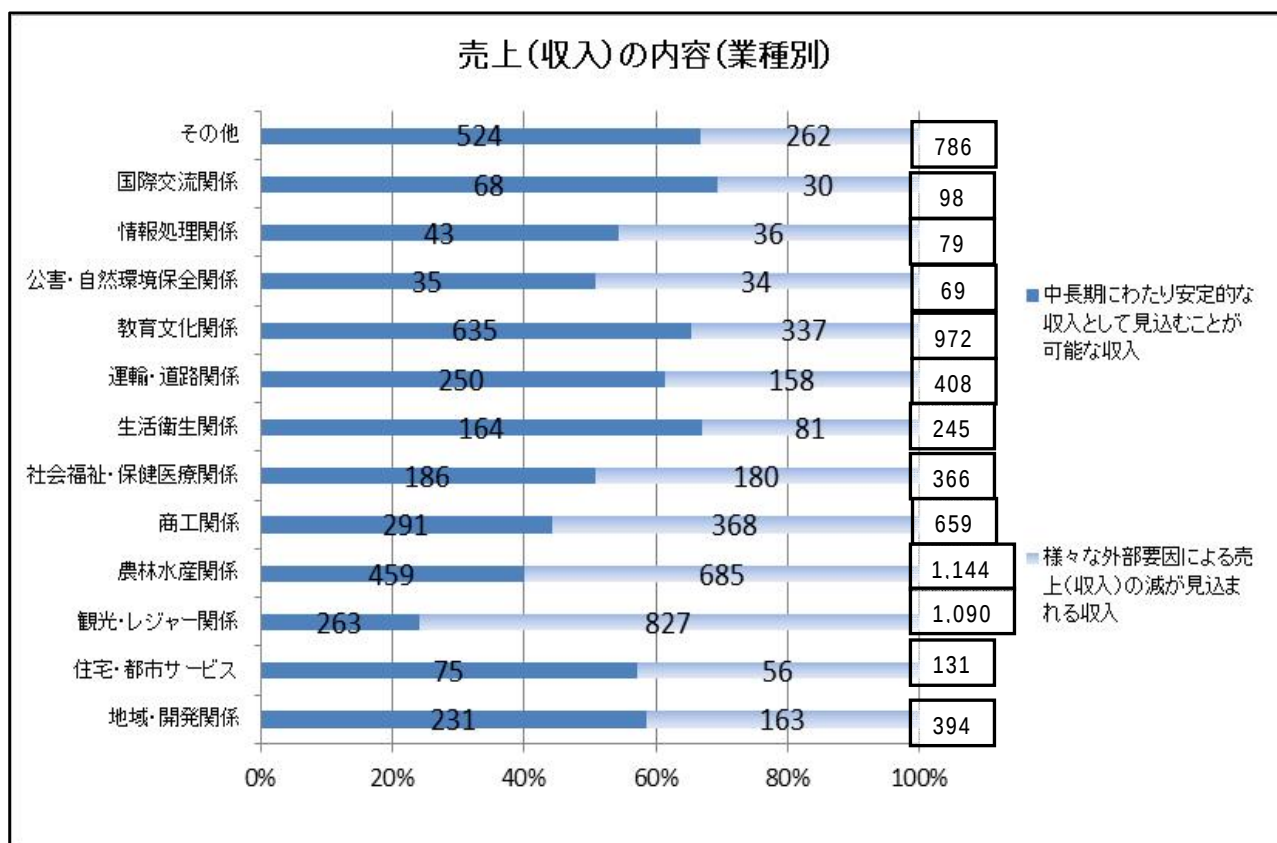
担保付で比較的長期間の借入を行っている「運輸・道路関係」、「住宅・都市サービス」、「地域・開発関係」といった業種は、売上（収入）の内容が「中長期にわたる安定的な収入」としている割合が比較的高いことから、長期の借入を行うことが可能なのは、安定的に見込むことができる収入があるから、とも考えられる。

借入期間(業種別)



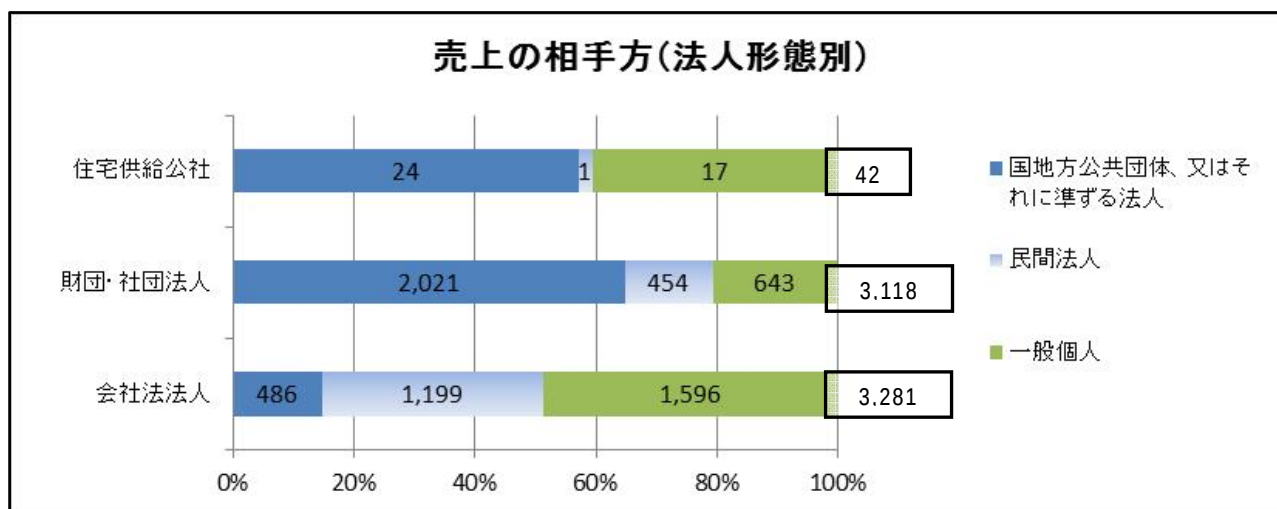
今後の設備投資における損失補償付借入の割合(業種別)





○法人形態別分析

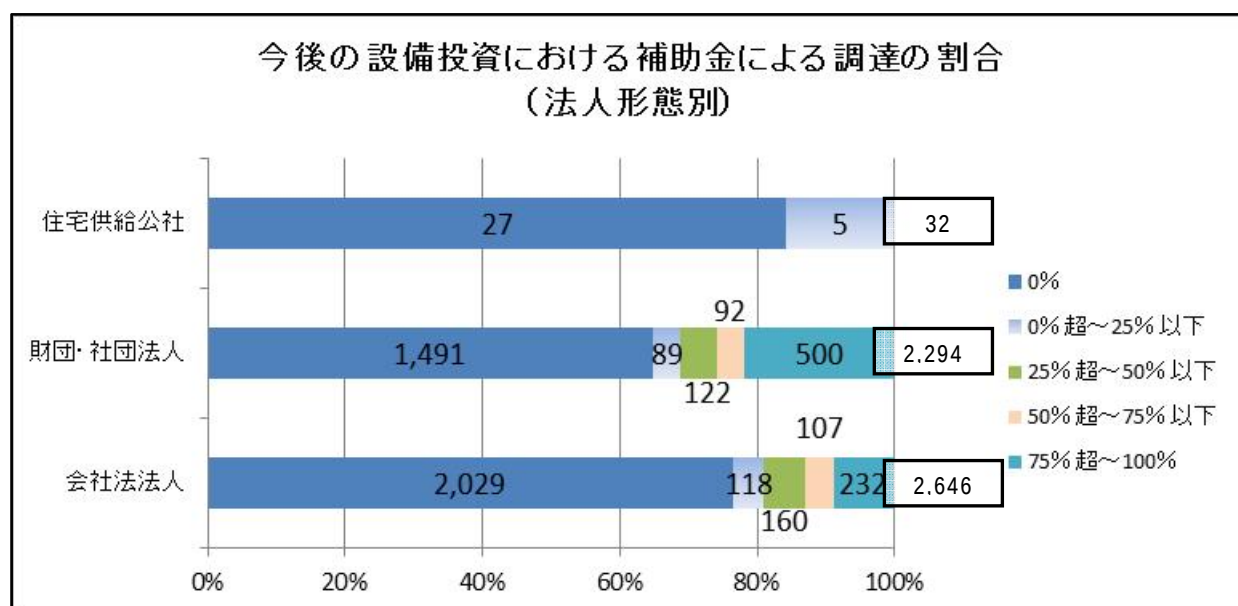
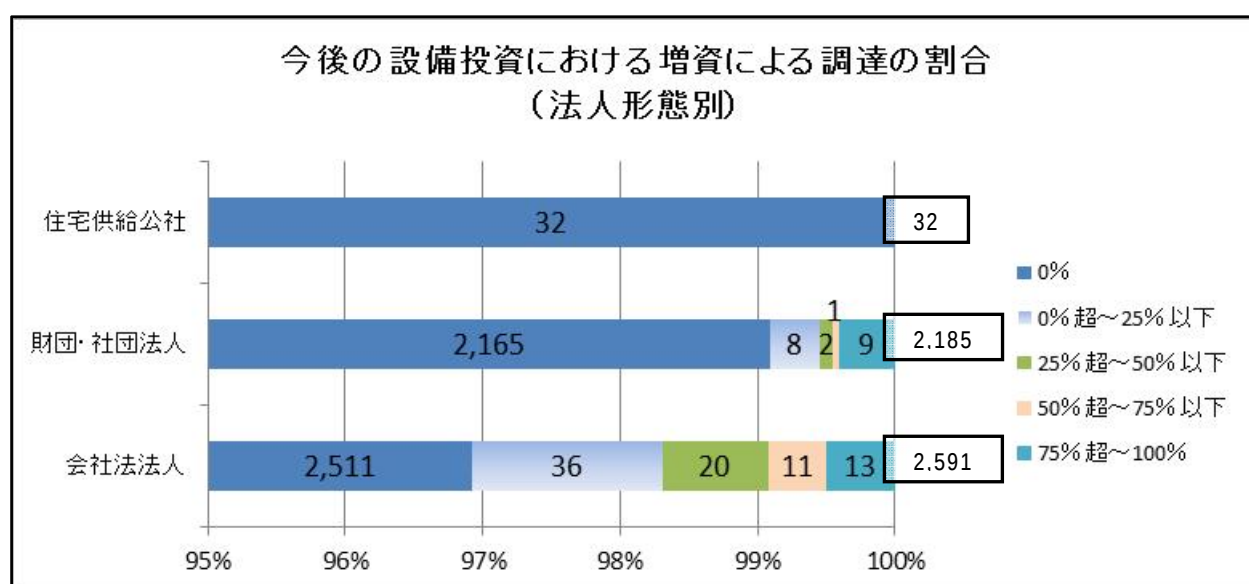
財団・社団法人や住宅供給公社は「国・地方公共団体、又はそれに準ずる法人」に対する売上の比率が高いのに対して、会社法法人は民間や一般個人向けの売上の比率が高い。



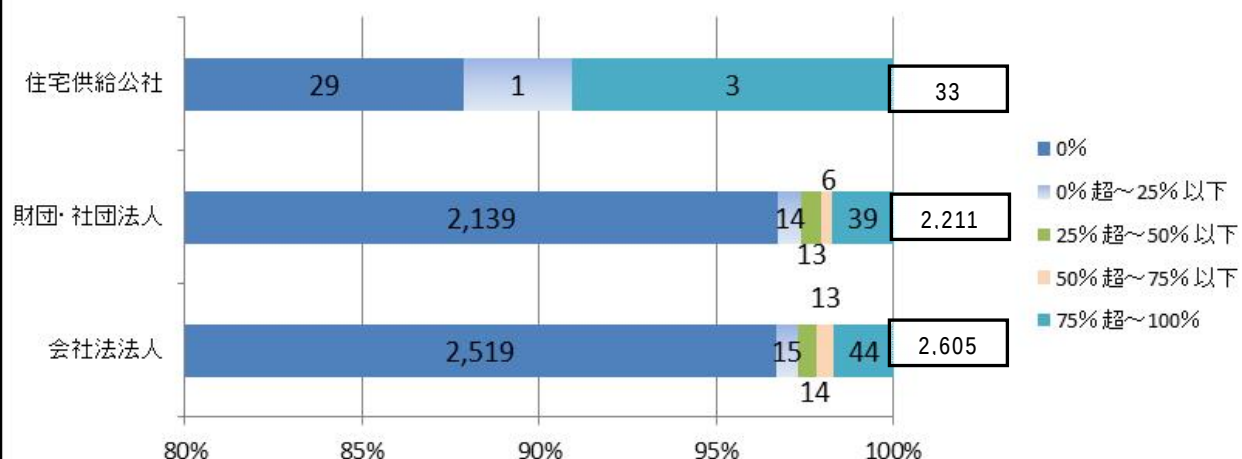
今後の設備投資に関して増資により調達すると回答した法人の割合は住宅供給公社や財団・社団法人等と比べて、会社法法人の割合が高くなっている。

会社法法人（特に株式会社）は、広く出資者等から資本性の資金を調達するという点では、財団・社団法人等と比べて有利な法人形態であると評価することができる。

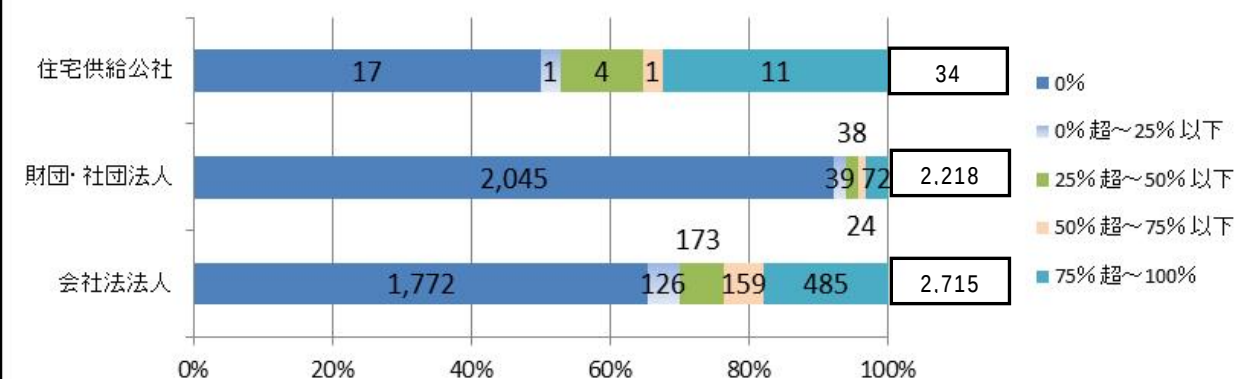
逆に、財団・社団法人は今後の設備投資に関して補助金や地方公共団体からの借入による調達を見込んでいる法人が多く、外部からの借入を見込んでいる法人の割合は他の法人形態と比べて少なくなっている。また、住宅供給公社は銀行等からの借入を見込んでいる法人が多く、比較的外部からの借入金の導入を進めていることが分かるが、法人の信用力によっては損失補償付としているケースもある模様である。



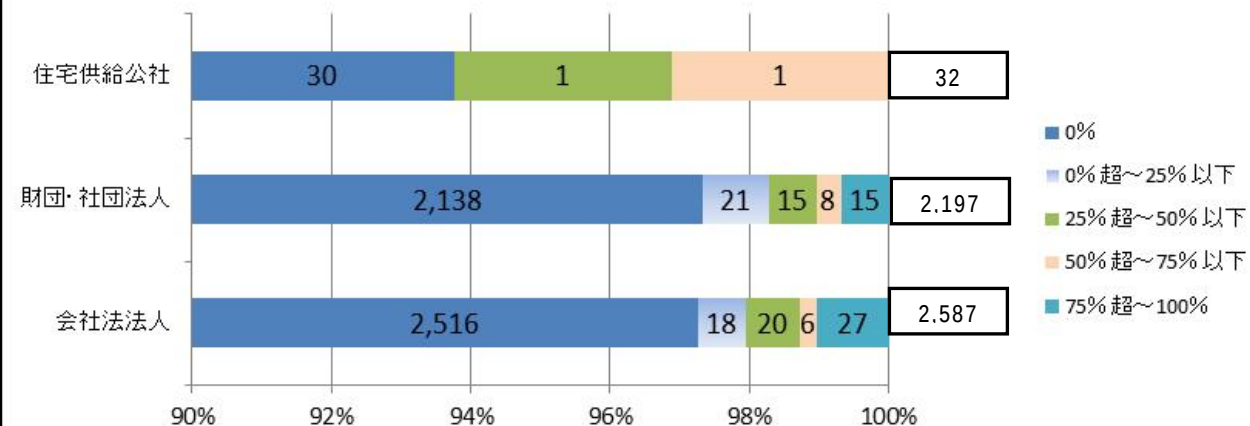
今後の設備投資における損失補償付借入の割合（法人形態別）



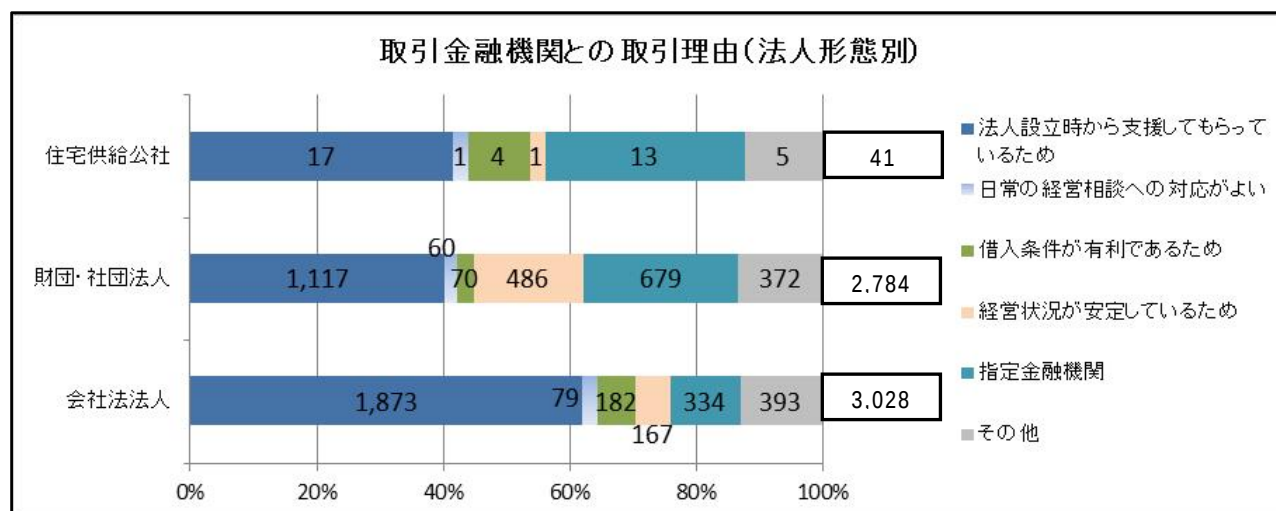
今後の設備投資における銀行等借入（損失補償無）の割合（法人形態別）



今後の設備投資における地方公共団体からの借入の割合（法人形態別）



金融機関との取引理由として「法人設立時からの支援」を上げている割合が相対的に会社法法人が高い。これは、これは株主に金融機関が入っているなどの事情もあるものと考えられる。



(2) 第三セクター等の資金調達に係る課題

今回実施したアンケート調査からはこれまで把握できていなかった第三セクター等の資金調達の実態について様々な興味深い結果を得ることができた。既述の課題と重複する部分はあるが、本件アンケート調査から改めて浮き彫りになった点は次の通りである。

第一点目は、中小規模の第三セクターは金融機関などの外部から資金調達を行っていない法人が多いという点である。そもそも外部からの資金調達を必要としていない法人も相当数存在するものの、外部からの資金調達を行っている法人の多くにおいて、地方公共団体からの借入や補助金等が主要な手段となっているケースが多くなっている。

第三セクターはその大多数を中堅・中小法人が占めているが、アンケート結果からも明らかになっている通り、資本金規模が小さい法人ほど法人の信用力のみに依拠した資金調達が難しくなっているという現状が存在している。加えて、第三セクターの場合、事業活動で必要とする資産を地方公共団体からの賃借とし、法人自らは資産を保有しないケースも多い。そのため、法人の信用力のみでは借入が難しいことから担保差入れにより借入を行おうとしても、担保提供可能な資産を保有していないことから、それもままならないという状況があるものと考えられる。

結果、自立的な資金調達を行うことが難しいため、地方公共団体に資金調

達を頼らざるを得ず、団体からの借入や補助金受領につながっているものと考えられる。

第二点目として地方公共団体の損失補償が、第三セクター等に対する信用補完という目的だけではなく、地方公共団体の信用力を背景とした借入金利の低減という経済的メリットを享受することを目的としているケースがあることである。アンケート結果からも相応の資本金規模を有している、或いは黒字・資産超過等の状況の法人であっても、損失補償付の借入を行っているケースが相当程度存在することが判明しており、損失補償契約を締結する理由として金利低減効果を挙げている法人が多数存在している。

民間企業においては、親会社と連結子会社の関係であっても、債務保証は慎重な検討の上で行われることが通例であり、自力で資金調達が可能の子会社に対する金利低減のみを目的とした債務保証は少ないと思われる（なお、保証債務は「偶発債務」として、保証を行っている元本全額を決算書に注記する必要があることが通例である。）。

第三セクターの信用補完を目的として行われる損失補償が慎重な検討の上で行われるべきことは言うまでもないが、金利低減のみを目的として行われる場合においても同様である。

第三点目は法人形態により、手掛ける事業の公益性・採算性には違いがあり、特に第三セクターの中でも社団法人・財団法人は株式会社の配当のように、剰余金を分配する必要も無く、必ずしも利潤の追求を目的とはしていないことから、行う事業も採算性が高くない、あるいは赤字の事業であることが多いという点が上げられる。その場合、銀行等からの借入を行うこともハードルが高くなることから、結果として地方公共団体からの財政的支援に頼らざるを得ない。しかしながら、そのような場合であっても、安易に損失補償による調達に頼るのではなく、本報告書でも紹介しているような様々な調達手法を検討することが必要である。

最後に、第四点目としては事業開始当初、あるいは後の追加資本投入（増資）の必要性が発生した場合において、地方公共団体が行う出資が十分な額では無いのではないかという点である。

アンケート結果からは、資本金の規模が小さい法人であるほど、信用補完策としての損失補償の位置付けが大きくなっている。この点からは、事業開始当初、本来的には（地方公共団体からの）資本金として調達すべきであった資金を、損失補償付の外部借入等によって調達したことにより、スタート時点から過小資本かつキャッシュフローの赤字を追加の損失補償付き借入や補助金等で補填する必要が発生しており、地方公共団体の財政的支援が膨ら

む結果となっている可能性が考えられる。

地方公共団体による財政的支援の手法としての観点からは、損失補償・債務保証とは異なり追加的な負担を求められる可能性がなく、補助金等とは異なり出資額に応じた権利・財産（株式等）が得られる出資には一定の意義が存在するものと考えられる。

これらの点を踏まえれば、例えば、事業開始当初、あるいは増資の必要性が生じた時点で、地方公共団体が十分な額の出資を行う。株式会社の場合、出資は有限責任であることから、地方公共団体は出資額以上のリスクは背負わないこととし、それを超える責任は民が取る、ということによりリスク分担を明確にするということも考えられる。

以上、アンケート結果及びそこから明らかになった課題について本章では触れたが、紙面の関係からアンケート結果の全てについて分析結果を紹介できないものの、引き続き第三セクター等の資金調達に活かしたいと考えており、次章の事例研究を通じてより具体的な検討を行いたい。

4. 第三セクター等の資金調達に係る事例研究

(1) 研究会において報告が行われた事例

① レベニュー信託による資金調達

【法人名】（財）茨城県環境保全事業団

【施設名】エコフロンティアかさま

【説明者】ゴールドマン・サックス証券株式会社

投資法人部門 資本市場本部

インフラストラクチャー・ストラクチャードファイナンス

井上 徹 部長

【事 例】 茨城県が多額の損失補償（平成 22 年度末で 90.5 億円）や反復かつ継続的な短期貸付け（平成 22 年度で 55 億円）を行っていた（財）茨城県環境保全事業団について、保有する産業廃棄物処分場（エコフロンティアかさま）に将来発生することが見込まれる処分委託料の支払請求権等を信託銀行に譲渡して受益権化（証券化）し、優先受益権を投資家に売却することで 100 億円を調達、茨城県からの長期貸付金（劣後ローン）45.5 億円と合わせて損失補償や短期貸付けを解消したものの。

【説明内容（委員からの質疑への応答も含む。）】

- ・ 当該スキームに至った経緯・背景としては、当社は従前よりインフラや公共セクターにビジネスチャンスがあるかもしれない、それが、今、日本が必要としているようなサービスを提供していくには役に立つのではないか、という考え方で検討を行っていたが、その検討の一部が「新しい資金調達手法」として新聞に取り上げられた。それに対して、住宅供給公社の破たん処理を踏まえて、他の外郭団体のガバナンスにも問題意識を有していた茨城県側からコンタクトがあった。
- ・ 茨城県のジレンマは、外郭団体の損失補償等をやめたいが、やめると金融機関からの融資が維持できない、という点にあった。茨城県議会で前述の新聞記事が取り上げられ、茨城県でもできるのではないかと、との観点から、検討が開始された。
- ・ 米国で長期のレベニュー債を発行しているのはほとんどが零細規模。それが長期債を発行できているのは、償還財源となる将来の特定収益が倒産隔離（発行体の債務整理を行う場合でも、特定収益で償還される債務については確保され（裁判所等の関与が及ばない）、特定収益は引き続き債務の償還に充てられる。一方、特定収益が確保できなく

なった場合には、発行体には返済義務が及ばない。) されているからである。日本においては、特定収益を受益権化(証券化)することにより倒産隔離のメリットを享受することが可能であり、そうした金融商品については潜在的な需要も存在する。

- ・ 廃棄物処理施設は収入の分析や管理が行いやすく、一度建設すればキャッシュフローが安定しているため、米国でもレベニュー債のジャンルとして確立している。そのため、証券化された処分委託料の受益権を購入する投資家は、将来、処分委託料が入ってこなくなった場合に損失を被るリスクを負うが、そのリスクが低く、今回の仕組みの対象にもなりやすかった。
- ・ 投資家は優先受益権を有するが、委託料収入のすべてを投資家に渡すようにすると運営経費の支払いに支障を来すため、投資家への配当を行っても経営上問題がない額が残るようにし、それらはセラー受益権という形で事業団が確保し、運営経費に充てられるようになっている。
- ・ レベニュー信託による調達額は100億円で、茨城県からの長期貸付けが劣後ローンとして45.5億円行われているが、これにより茨城県の公的関与が維持されている。このように、レベニュー信託のメリットとしては、投資家に売却する部分と地方公共団体が負担する部分、という形で民間と公共のリスク分担が精緻な、また、透明な形で行われる、換言すれば、民間資金を導入しつつ、公の関与を必要な範囲で残すことができることが挙げられる。
- ・ 地方公共団体の損失補償等による資金調達と比べて、長期にわたる資金調達であることもあり、投資家に対して支払う金利は高くなっている。

一方で、資金調達の透明性や公平性の向上、外郭団体に対する市場のガバナンスの確保、地方公共団体の財政的リスクの解消、市場から資金を調達することにより長期の調達が可能となる等の点でメリットがある。
- ・ 最終処分場の余力(穴が埋まるまでの年数)に応じた調達期間としているが、余力は廃棄物の搬入量によって異なる。そのため、売上連動で追加償還をすることができるスキームになっている。
- ・ 処分委託料収入の相当部分は、茨城県の土木事業から出てくる産業廃棄物。そうした形での関係性は引き続き維持される。
- ・ 当該手法に対しては、一部に誤解もあるため、正しく理解していた

だきたいと願っている。

【委員意見】

- ・ 資本の再構成により BS が改善したことや、既存債務の返済もたれが解消したというメリットがあった点は評価できる。
- ・ 茨城県は、従前、反復かつ継続的な短期貸付けを行っていたため、劣後ローンでの長期貸付けを行っても実質的には新たな支出は生じていないが、そうでない場合には、地方公共団体に新たな支出が生じる可能性もある。
- ・ 当該手法導入前は、資金調達期間と最終処分場の余力（広い意味での耐用年数）にギャップが生じていた（資金調達期間が短い）のを、当該手法を導入することでギャップの解消ができたものと思われる。そのため、金利の上昇もそこまで大きくなかったのではないか。
- ・ 外郭団体の格付については、地方公共団体の関与自体が信用補完として織り込まれていることが通常であり、それは引き続き残るのではないか。
- ・ 当時、融資関係のあった金融機関においても、諸事情を踏まえて償還期間や金利等に係る対応方策の検討を行っていたところである。諸条件も含めた各方策のメリット・デメリットを十分に検討し、議会・住民にも納得が得られる、最も適切なものを選択することが必要である。
- ・ 金融機関の融資は短期間で判断しがちであり、赤字や債務超過の第三セクター等に対しては融資しにくい。そのため、今回のように、長期間に渡る資金調達であって、収入に応じて必要な運転資金を控除し、その上で償還して行くようなスキームは、長期に渡り安定した収益を確保することができる施設を経営する第三セクター等にマッチするのではないか。

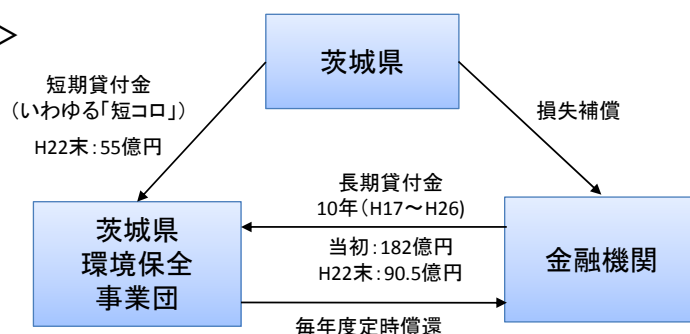
また、トリガーがセットされていて過大な資金調達をして返せなくなるようなことがない、経営が悪化した場合には早期にオペレーターの交代や清算等の検討ができるようになる等の形で、ガバナンスが効きやすくなっていることもメリットとして挙げられるのではないか。

参考：井上部長提出資料

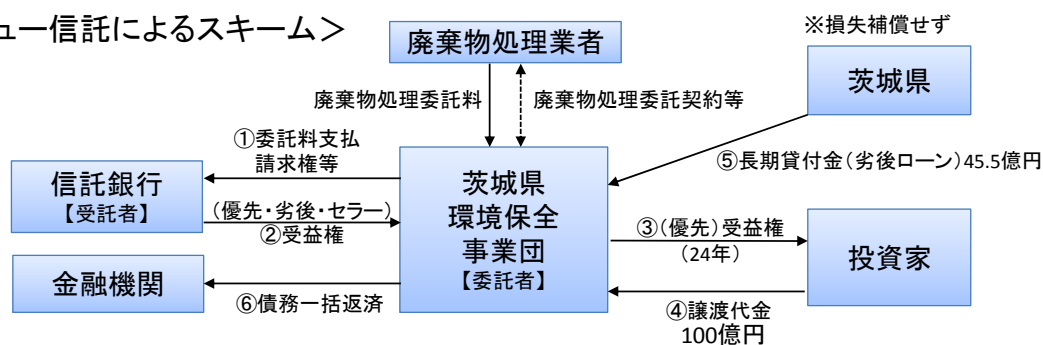
事例研究資料(レベニュー信託による資金調達)

茨城県環境保全事業団(H23.6 レベニュー信託により 約100億円調達)

<従前のスキーム>



<レベニュー信託によるスキーム>



② 第三セクターを中心とした PPP 事業における資金調達

【法人名】オガール紫波（株）

【施設名】オガールプラザ（紫波町情報交流プラザ）

【説明者】株式会社 アフタヌーンソサエティ

清水 義次 代表取締役

（東洋大学大学院（経済学研究科公民連携専攻）客員教授）

【事例】 岩手県紫波町が町有地に公共施設（図書館・地域交流館）を建設するに当たって、事業全体のマネジメントを第三セクターであるオガール紫波（株）に委託する形で実施したもの。

具体的には、町有地をオガール紫波も出資する別の第三セクター（SPC であるオガールプラザ（株））に貸与（定期借地）した上で、当該第三セクターがその土地に床面積約 6,000 m²の公民合築施設（民間部分はテナント）を建設し、公共部分は紫波町が買い取ることとした。施設建設費は第三セクター（SPC）が民間部分のテナント料を償還原資とする形で調達しており（総額 1,096 百万円（うち、紫波町が買い取った公共部分が 818 百万円））、紫波町は損失補償を行っていない。施設の運営・管理も同法人が行っているが、経費はテナント料等で賄うことができているため、町の負担は生じていない。

【説明内容（委員からの質疑への応答も含む。）】

- ・ 基本となるプロジェクトは、取得から十数年手付かずになっていた町有地（10.7ha）を活用して新しい町の中心を整備しようとするもの。オガールプラザはその第一号棟であり、次々と新たな施設が建設されている。いずれは町役場等もこの土地に移転する予定。
- ・ 町は財政難であるため、プロジェクトは公民連携で行うことを検討していたが、特に施設建設後の維持管理費が問題となっていた。そこで、民間部分の地代、テナント料等で公共部分も含んだ施設全体の維持管理を賄うという手法を考えた。そのためには民間の手法・発想で事業を進めることが必要であり、オガール紫波（株）という積極的な第三セクターを設立した。町は最初からオガール紫波（株）に対して追加での支援は行わないことを決めていた。
- ・ 手順としては、まず、紫波町から図書館施設の入居を前提とした公民合築施設建設に係る事業マネジメントの委託を受けたオガール紫波（株）が中心となって、マスタープランを策定した上で、それに参加する県内民間企業を募集して「企業立地研究会」を発足させた。

- ・ 次に、同研究会で、施設を整備した後のテナント料（幾らならば負担できるか。）、テナント施設の需要（テナントとして入るかどうかな）の調査・検討を行い、建物とそこに入るテナント、そして、テナント料等を決定した。これにより、建設後に入ってくる額を見込むことができるので、多少の空室率や共有部面積も見込んだうえで 10 年での返済が可能となる額を建設費の基本としており、これが施設のグランドデザインとなった。
- ・ 算定された建設費の調達については、テナントは安定度の高いものを中心としたため、一般財団法人 民間都市開発推進機構の出資を受けることができた（10 年後に返済予定）。その後、東北銀行の出資・融資（融資は 10 年での返済）も受けることができた。
- ・ 建設もオガールプラザ(株)が差配しており、建設に当たっては、地域の中で資金を循環させるために、建設は町産の木材を使用し、地場事業者が行っている。そのために、専門家の協力を受けて、低コストで強度が高く、地場事業者が対応可能な特別な工法を使用している。
- ・ 建設後は、図書館等に係る部分を紫波町に売却している（町の財源は地方債）。民間施設部分の一部にテナントとして入居している施設（子育て応援センター）もある。
- ・ 最初に区画整理をして、後でマスタープランを策定するやり方では上手く行かない。マスタープラン策定から入るべきで、そうしないと民間企業の参加も難しくなる。
- ・ 計画ありきではなく、需要ありきである。当初の予定から、需要に合わせて面積を削減している。
- ・ 公共施設は民間施設より単価が高くなることが通常。コスト割れした建物ではファイナンスのやりようがないので、オガール紫波ではすべて民間ベースで行った。これが成功の一因。
- ・ 現在、新しく建設している地区においては、テナント料がオガールプラザの倍以上になると見込まれており、周辺地価も上昇している。
- ・ どちらの第三セクターも、紫波町の出資比率が 50%弱となっている（平成 24 年度の年度末決算時点）。これは、民間都市開発推進機構の出資を受ける際の条件で、地方公共団体の出資が民間都市開発推進機構の出資を上回っていなければならないというもの。
- ・ オガール紫波(株)は自主事業として産地直売施設の経営を行っており、それもあって黒字を維持している。産地直売施設も、周辺の同様の事業者のパイを奪うのではなく、全体のパイを増やす形で行ってお

り、実際に、周辺事業者の売り上げも上がっている。

- ・ テナントとの契約には、特殊な要素はない。
- ・ 東北銀行の融資は、契約上、建物の抵当権や敷金の質権等が担保となっている。その意味で、紫波町にはリスクはなく、第三セクター等と金融機関が負う形になっている。
- ・ 建物のプロジェクト・マネジメントは、事業を成り立たせるためには建物単価を幾らまでに設定しなければならない、ということは簡単に算出できるが、それでデザイン性やクオリティを下げないことが重要。オガールプラザ(株)はそれがしっかりとできた。
- ・ テナントの退去はリスクであるが、エリアに価値があれば次の施設が入ってくるために問題とはならない。エリア価値の維持・情報のために、情報発信による集客に努力している。近くに岩手県フットボールセンターがあり、これが集客上の大きなメリットである。
- ・ 建物の維持管理については、計画段階から維持管理経費が安くなるように計画するとともに、信頼のおける事業者と交渉し、妥当な金額で契約している。
- ・ 最初に土地のマーケットとしての価値をしっかりと調査し（市町村単位ではなく、半径 20km のエリアで調査を行い、60 万人の商圈があることを把握。）、それを踏まえて事業を決定しており、相当に付加価値をつけた高品質な水準で行っている。逆に、人口 3 万 4 千人の紫波町だけで考えていたのでは、上手く行かなかったと思われる。
- ・ 公共施設の図書館は町営であるが、普通の図書館ではなく、町の基幹産業である農業を支援するビジネス図書館としての面を有している。そのため、町の所管部署は教育委員会ではなく官民連携室である。
- ・ テナント募集の際に、賃料さえ払われれば良い、ということではなく、施設の中心である図書館と相性の良い、この施設ならではのジャンルを中心にしている。

【委員意見】

- ・ 民間都市開発推進機構が事業をよく精査して、出資していることが、信用補完になっているものと思われる。
- ・ 公共事業として行うよりも建設費が安く済んだということは、PFI 事業としての観点からも大きな意味がある。
- ・ 第三セクター等の形式で行うことと完全に民間企業が行うことのどちらが良いか、メリット・デメリットを含めてよく検討することが必

要である。

- ・ PFI として施設建設後に所有権を行政に移転する BT0 によるのではなく、整備する施設の指定管理会社を早期に決めて効率的な施設のあり方を検討した上で、資金調達は当初から地方債で行うと低い金利によるメリットがあると思われる。
- ・ 将来的な町のイメージをデザインし、それに民間が投資するものであり、低・未利用の公共用地活用の一つのモデルとなる事例と考えられる。行政が関わることで町民が安心するという面もあるため、第三セクターが事業の中心となり、民間を引っ張っていくことは、公民連携の中で重要な意味を持つものと考えられる。
- ・ 金融機関の融資の受けやすさや金利条件、融資の流動性等は資本の影響が大きい。本件では、民間都市開発推進機構の融資もあり、資本が厚くなっているため、良い条件での融資を受けることができたのではないかと、10 年で返済ということも影響していると思われる。

オガール プロジェクト



目指しているもの Our Dreams

「オガールプロジェクト」は、都市と農村の新しい結びつきを創造していきます。
「暮らす、働く、学ぶ、集う、憩う、楽しむ」… 紫波の歴史や暮らし方を出発点として、
新しく豊かで魅力的な「持続的に発展するまち」を目指しています。

- 農村(田園)と都市(街)が共生するまち
基底的農作物や農村の良さを活かせることができ、
そして都市の機能が発揮された、「人が集うまち」を目指しています。
- 若者、高齢者、すべての人が希望を持ち、安心して暮らせるまち
住環境が充実し、多様な雇用が生まれ、
すべての人が学び・働き・暮らせる「期待と希望溢れたまち」を目指しています。
- 人にも地球にも「やさしい」まち
環境への配慮を実践し、そして「すべての人にやさしい」まちを目指しています。
- 優れたデザインを採用
目に見えるデザインはもとより、「ライフスタイルのデザイン」を大事にしています。

オガールプラザ

OGAL PLAZA



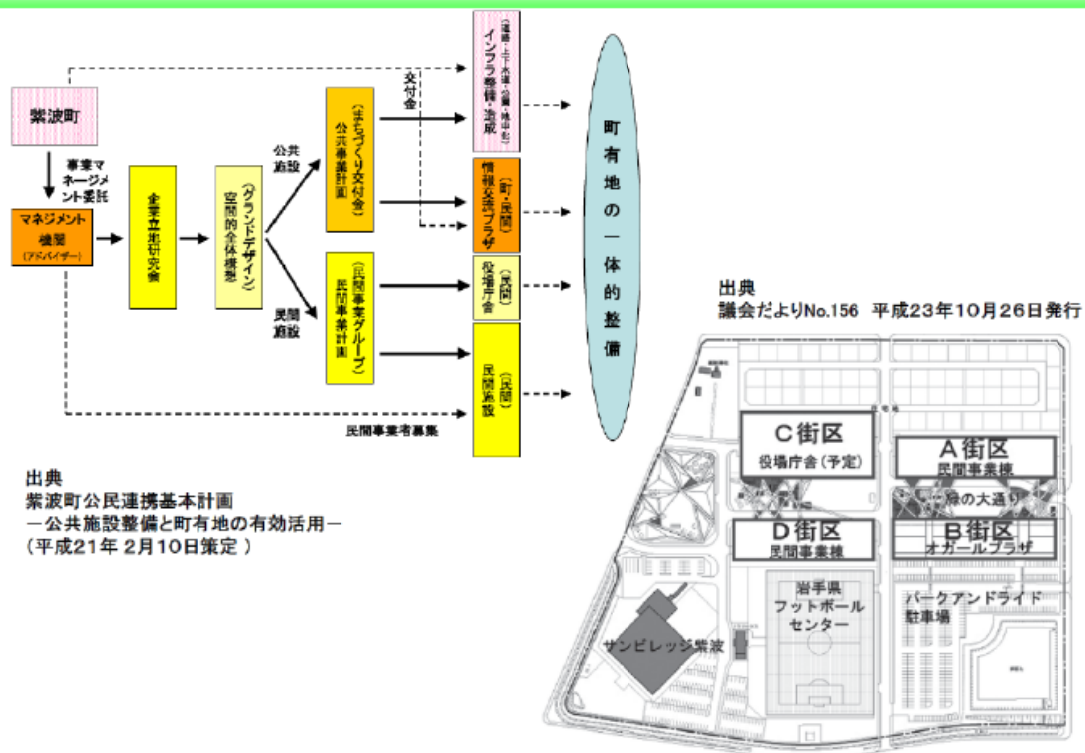
宮民権舎施設「オカルトプラザ」は、奈良市河内交流館（図書室・地域交流センター）と民間テナントが融合した施設で、多様な情報が行き交う場となります。図書室では、起業やビジネスの支援をひとつの柱として、新しい産業の振興と雇用の創出を目指す。若者が集まってくると感じたいと思えるような情報を提供していきます。また、市民交流スタジオを併設すると、幅広い世代がまぎまぎに参加できる仕組みづくり（担い手育成）を、市民が運営して行っていく予定です。さらに、子育て交流センターを併設し、多様なサービスで子育て世代を応援します。

施設概要

中核会	国書館	事務局長 オオノフミ子(設備課長)
(国書館有線放送センター)	施設管理センター	事務次長 大木幸代(施設課長)
西核	音楽(音楽マシナリ)	製作 2名
	音楽典	竣工予定: 2011年12月(仮)
	学習室	竣工予定: 2012年12月(仮)
	オアシス	
東核	イタリアレストラン・カフェ	事業主体: オオノフミ子(株式会社)
	音楽クリニック	事業名: オオノフミ子(株式会社)
	音楽クリニック	特定音楽・音楽関係
	コンクリート・レゾナンス	○大規模建築一式
	調音院	成績報告書作成
	子育て広場センター	株式会社近江音楽研究所
		株式会社音楽・音楽・音楽(音楽)

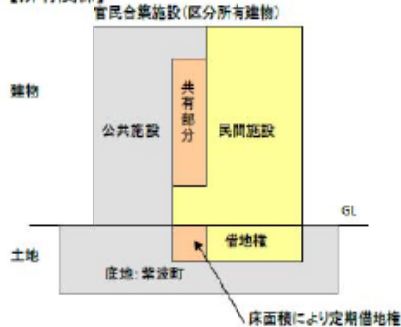


1 民間提案活用型PPP（岩手県紫波町公民連携事業）



岩手県紫波町公民連携事業 交流促進センター(オガールプラザ)

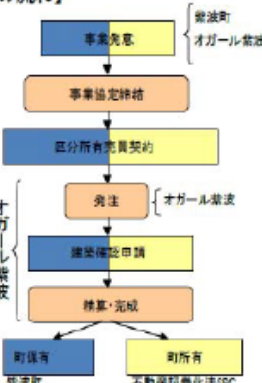
【所有関係】



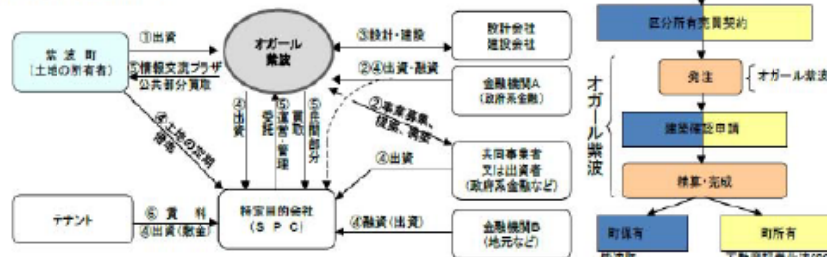
	特定目的会社 (SPC) の所有	紫波町の所有
施設建物	民間施設 (店舗・サービス施設)	地域交流館・図書館等
資金調達	(1) 出資金 政府系金融 テナント数金等 (2) 借入 (1) 制度融資 (政府系金融) (2) 市中銀行	(1) まちづくり交付金 (2) 地価 (3) 町の単独費
施設整備	オガール紫波株式会社 (町出資株式会社)	
管理運営	オガール紫波株式会社	町及びオガール紫波
土地所有	紫波町	
土地権利	事業用定期借地権	紫波町



【事業の流れ】



【事業ストラクチャー】



出典:オガール紫波株式会社HP オガールプロジェクト中間発資料(2009.12.26)

出典:オガール紫波HP

オガールプラザのファイナンスイメージ

民間都市再生整備事業全体

認定事業者保有分

(着工～竣工)

(点線+実線:竣工時 実線:竣工後)

オガールプラザ(着工～竣工)		オガールプラザ(竣工時)	
工事費 (設計費込) 1,051百万円	紫波町 (交流センター売却) 818百万円	紫波町 (交流センター売却) 818百万円	
	オガールプラザ保有 278百万円		
開発経費 18百万円		借入	120百万円 東北銀行 10年返済・2.125 %
公租公課 27百万円		敷金	9.5百万円 テナントからの敷金・保証金
		資本金	70百万円 [優先出資1号] 紫波町
			60百万円 [優先出資2号] 民都機構
			20百万円 [普通出資] オガール紫波

オガール紫波(出資分20百万円)

オガール紫波(出資分20百万円)	
紫波町	39%
紫波まちづくり企画	12%
岩手中央農業協同組合	10%
岩手県畜産流通センター	10%
テレビ岩手	10%
東北日本銀行	5%
東北銀行	5%
盛岡信用金庫	5%
個人(2名)	4%

③ 独立採算型 PFI 事業による資金調達

【法人名】江ノ島 PFI（株）

【施設名】新江ノ島水族館

【説明者】オリックス株式会社

不動産事業本部 営業第一部

反甫 一彦 部長

【事例】 県立湘南海岸公園東部地区における、「水族館」と「体験学習施設」の建設、及び既存の「マリンランド」と「海の動物園」を活用し、これらの施設の一体的運営を行っているもの。PFI によって事業運営が行われており、プロジェクト・ファイナンスにより資金調達を行っている他、我が国では成功例が非常に少ない独立採算型 PFI 事業として数少ない成功を収めている事例である。

【説明内容（委員からの質疑への応答も含む。）】

- ・ 本件 PFI 事業に取り組む以前の江ノ島水族館の状況は、事業意欲は高いものの建物が老朽化し経営マネジメントも前近代的。追加投資等の採算性検証についても必ずしも精緻なものではなかったため、経営建て直しのための資金が用意できない状況であった。
- ・ PFI の事業者公募当初の条件は体験施設＝BT0、その他の施設＝B00 の組み合わせで B00 部分が面積ベースの 74%であったことから、独立採算で民間側での経営の自由度を発揮できる余地が大きかった。それに対してオリックスは隣接するマリンランドと海の動物園も建替えるという提案を行い、B00 部分を面積ベースの 90%まで増やした。
- ・ 県有地を借り受ける際の地代は法律で上限が定められていたため、エリアの相場からするとかなり格安で借りることができたことに加えて、コンソーシアムを組むにあたり、30 年の事業期間にわたる契約保証金や 30 年後の撤去保証などの通常はオリックスが取るリスクを第三者に取ってもらえたという点で環境面の良さがあった。
- ・ 事業計画をいかに精緻に作成するかが資金調達する上でのポイントであった。オリックスはマーケットリスクを把握するために外部コンサルタントに調査を依頼し精度の高い集客予測を立てたが、金融機関から資金調達するにあたっては、オリックスにとって初めて手掛ける事業ということもあり、より保守的な計画に基づいて説明を行った。
- ・ サービス向上とマネジメント改革については、もともとの江ノ島水族館の事業熱意が高かったことに加えて、同業で既に実績のあった鳥

羽水族館のバックアップを取り付けた。この点は行政の安心感を醸成することと、万が一の破綻時のバックアップを確保するという観点から誘致したものである。

- ・ プロジェクト・ファイナンスによる資金調達では、オリックスの説明に客観性を持たせるためにプライスウォーターハウスという第三者のレポートも取得し金融機関にも提示した。
- ・ 事業スキーム自体は通常の PFI 案件と大きくは異ならないが、プロジェクト・ファイナンスに関してトップヘビー（＝均等弁済ではなく返済初期のほうが返済額が多いスケジュール）とし、なるべく早期での完済を目指した。これは、観光施設のような事業は初年度が最も売上が上がり、徐々に右肩下がりになる傾向があるため。本件では様々なトリガー条件に抵触することも無く前倒しで完済することができた。
- ・ 本件のような観光施設の場合、減価償却を相当厚くしないと返済原資が生まれてこないが、トップヘビー返済への対応は匿名組合出資者に対する現金配当を事業者が留保し（匿名組合出資者は未収入金として計上）、それを融資の返済原資に充当している。つまり出資者が負担をしていることになるが、出資者はそれを理解の上で融資返済を優先したものである。
- ・ 公園法上の本来の許認可は 10 年毎の更新となるが、本件においては議会承認を得た PFI 事業契約で、30 年間の使用保証を得ることができた。
- ・ PFI 会社にオリックスグループが議決権出資（最大の株主）と匿名組合出資（最大の資金投資家）を行っている理由は、オリックスグループとしてきっちりとプロジェクトマネジメントを行い、長期の事業として成功させるため。

ゼネコンが主導することを否定するものではなく、長期のプロジェクトをコントロールしていくにあたり、オリックスが考える事業の経営としての視点をしっかりとゼネコンにも理解してもらうことがポイントであったと考える。

- ・ 契約上の地位の譲渡については、PFI 事業契約の中では議会の承認が必要とされているものの、江ノ島 PFI の株主変更は議会承認ではなく神奈川県承認となっており経営者の変更という意味においては議会承認という縛りは無い。但し、30 年という長期の事業であることから神奈川県としても当初提案を行った事業者がいなくなるという事態は回避したいと考えていたことから、当初提案を行った株主が過半数

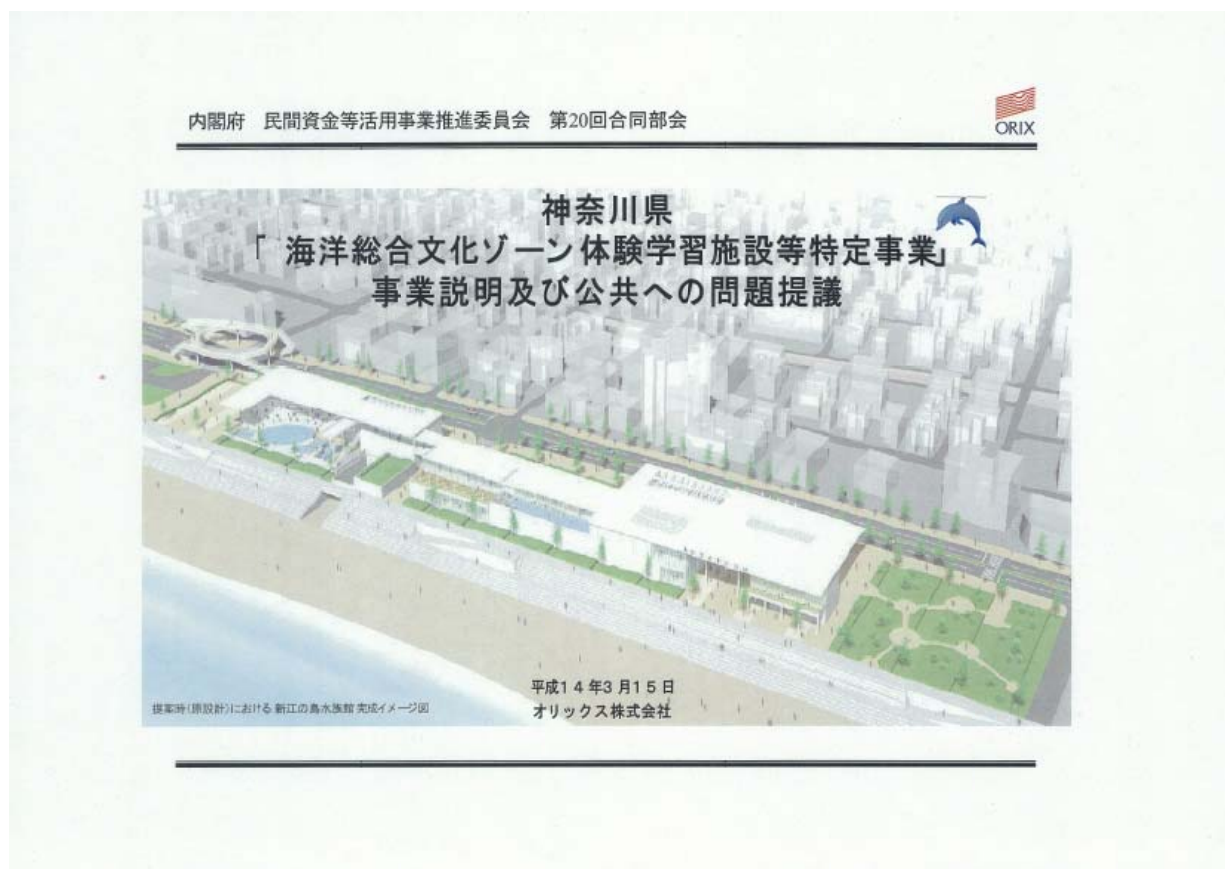
の出資を維持するという覚書を締結している。従って、オリックスとしても経営権を当初提案を行った株主以外の第三者に譲渡するという意向は持っていない。

- ・ プロジェクト・ファイナンスの担保として水族館施設に対する抵当権を設定しているが、担保処分の必要が発生した場合でも金融機関は自由に第三者に譲渡できるわけではなく、神奈川県が承諾した第三者に時価で譲渡する取り決めとなっている。
- ・ 事業を行う上での自由度については、事業の収入の柱となる水族館の入場料金については神奈川県の承認を得る必要があるが、館内での物販については事業者の裁量で運営することが可能となっている。それも含めて B00 で行っている水族館本館部分に関しては、ほぼ事業者の裁量で運営させて頂いている。
- ・ 30 年という長期の事業であることからメンテナンス・大規模更新の計画が非常に重要であるが、この点は 30 年間の中長期修繕計画を当初から立てており各年で計画を実施するか否かという判断を行っている。
また修繕計画実行に要する費用は、スキーム上は匿名組合出資者が負担することになっているが、匿名組合出資者への現金配当をストップして新江ノ島水族館に留保している資金を使って修繕を行っていくという計画になっている。
- ・ 順調に事業が行われているという観点からは、施設の民間払い下げや民営化という議論もあるのではないかと考えるが、もともとの旧江ノ島水族館も民間施設であったが老朽化や集客不振により事業継続が難しくなっていたところ、神奈川県としても民間施設とはいえ何とか存続させたいと考えていたものと思われる。そのような方針の中で、当時様々な手法が検討され PFI 方式が採用されたもの。
- ・ 土地の借地料は周辺相場より安く設定されているが、新江ノ島水族館は都市公園の中に立地しており、都市公園は様々な用途の制限があるので一概に周辺相場と比較できない。都市公園法の条例の中では借地料に上限が設定されており、我々が別で運営している京都水族館などは同じく都市公園内に立地しており、都市公園法上の教養施設という扱いになることから借地料の減免等を受けながら運営を行っていることから、江ノ島についても同様であると考えられる。
- ・ プロジェクト・ファイナンスに通常設定される、業績不振時のオペレーター変更等のトリガー条項については、そもそも現金配当を留保し融資返済に充当するなど、入口部分での融資者に対するかなりの譲

歩により対応したというのが実態。当然、財務指標に基づいた期中のモニタリングは行っており、資金ショートする前に準備金を積み立てておく仕組みになっている他、売上金については毎日集金して融資者の指定口座に入金するといった対応を行っていた。

【委員意見】

- ・ 本件事例は独立採算型 PFI におけるリスク分担のあり方として、非常に良い事例である。
- ・ 公共が資本部分を投入して信用補完を行うのではなく、民間でリスクもリターンも取っているという点で、公共的な事業を行う上でのやり方を考える上では非常に参考となる。
- ・ 融資者が設定するコベナントは経営の自由度を束縛する可能性があり、早期弁済を行うことにより経営の柔軟性を確保したという点では非常に参考になる事例。



募集事業の内容



募集要項より

一本PFI事業の目的

「かながわ新総合計画21」にある「湘南海岸地域の保全と整備」及び「都市公園等の整備」のために、県立湘南海岸公園東部地区において、「水族館」と「体験学習施設」を建設し、また既存の「マリンランド」と「海の動物園」（現江ノ島水族館が都市公園法上の設置許可に基づき設置運営していたもの）を活用し（現江ノ島水族館から施設、水族類、営業権を含めて譲渡を受ける）、これら施設の一体的運営を行うもの

一本PFI事業におけるポイント

- 公募型プロポーザル方式
- 体験学習施設はサービス購入型BTO方式、その他施設は独立採算型BOO方式
- 応募者資格要件として、「水族館の運営能力」（本体・子会社・関係会社・役員または個人の参加で可）
- 支援金（水族館建設費の15%、最大5億円まで）支給
- 30年間のサービスの対価の上限額：21億94百万円
- 大規模修繕費、工事を伴う展示更新費は長期修繕計画に従い支払い
- 県有地（行政財産）に都市公園法上の許認可（10年毎更新）に基づき施設設置（地代支払）
- 事業期間に渡る契約保証金、SPCの株主による保証、建設期間中の建設履行保証保険、から選択
- 株主又は建設企業による事業終了時の（体験学習施設を除く）施設撤去保証（都市公園法上の義務）
- 基本的に水族館事業に関しては、県の責によらないものは全て事業者側がリスク分担
- 審査は提案者間の相対評価だけではなく、絶対評価として60点以上の得点を義務付け

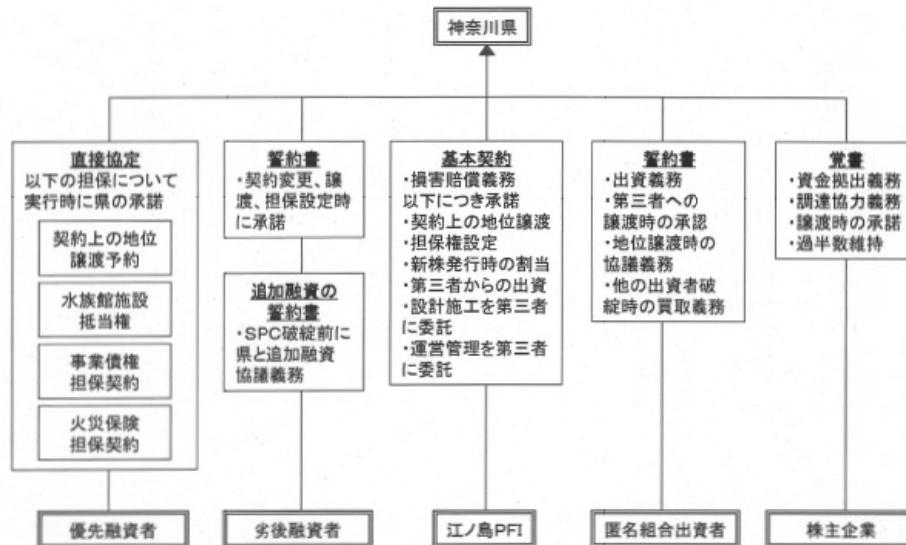
- 2002/3/15

2



3

県との契約に規定された義務一覧



2002/3/15

4

県との交渉過程で問題となった点



- 独立採算部門における事業者の裁量の範囲
事業契約において、特に水族館のリニューアルについての裁量権がどこまで確保できるかが実施上の問題。
- 県の承諾事項の範囲
BOO方式でありながら、当初はBTO方式、BOT方式と同レベルの制約・承諾事項が想定されていた。
- 公園法上の許認可の更新とPFI事業契約
公園法上の使用認可は別契約で10年毎更新であり、PFI契約で30年の使用が保証されているわけではない。
- 販売価格の許可制
都市公園条例上の取決めで、水族館内の全販売物品の価格について届出許可制となっている。
- 地代の変動
都市公園条例上の取決めで、県の公園地代取決めに従うため、事業期間中の変動リスクがある。
- 複雑なサービス対価減額方法
一見ただけでは判り難いサービスの対価の減額手順が設定されており、現場の人間に説明し難い。
- 契約上の地位の譲渡
総務省の見解では地位譲渡は契約変更と見なされ、改めて議会承認が必要とされるため迅速性に欠ける。
- 損害賠償規定
民側の債務不履行時には金額明示で義務があるが、県の債務不履行時には「請求を妨げない」となっている。

○その他

- 提案段階での融資確約(停止条件付ローン契約)の取得
審査の対象項目として上げられていたが、プロポーサル方式で融資確約の取得は考えられない。

2002/3/15

5

一般的なPFI取組上の問題



- 不動産取得税の扱い
譲渡を前提としたSPCの一時取得についても取得税が課税されるのではVFMがでにくい
- BOT方式の際のSPCの減価償却の税務上の扱い
PFIについての全国レベルでの統一化された課税取扱いの発表が、審査の公平性のためにも必要
- 事業契約書の標準化
全国レベルでの標準化された契約書フォームの設定が、契約の時間短縮とコスト削減につながる
- 初期審査過程の充実と全体での省力化
実態として一時審査が資格審査程度になっているものがあり、応募企業に負担感がある
- 審査基準についての審査員間での意思統一
少なくとも該当PFI事業に公共サービスとして何を求めるのかについては審査員間で同意されていることが重要
- PSC及びVFM算定時の根拠となる数字の公表義務化
VFM算定結果数字を公表するだけが慣習化しており、民間側からの牽制が利かない状況になっている
- エクイティの流動化を容認すべき
民間は資本コストの観点からエクイティ投資を抑えたい。PFIのSPCに経営と所有の分離は認められないか
- 年金資金の投資家としての参入を促すべき
超長期資金の担い手は生保・年金。例えば公務員年金の運用対象としてPFIを認めることは大きな一歩
- 公共側コンサルの資格審査を厳しくすべき
公共側のコンサル選定について、価格だけの一般競争入札で決定するため、弊害が生じている
- 公表から審査、契約までの事業スケジュールの遵守
民間側はやむなく案件に人員を拘束されるのだが、こういったコスト意識は公共側に欠けている
- 公表から事業者決定まで、短かすぎる案件が散見される
公平性・透明性の原則確保のためには、充分なディスクローズ期間が必要なのではないか

④ PFI 事業による資金調達

【法人名】(株) タラソ福岡

【施設名】タラソ福岡

【説明者】鈴木委員

【事例】 福岡市初、日本でも 3 番目の PFI 事業であり余熱利用施設としては日本で初めての PFI 事業となった「タラソ福岡」は、臨海工場の余熱を使用した温水プール等を備えた公共施設である。平成 14 年 4 月の事業開始以降、初年度から利用者数は想定を下回って推移し、代表企業である大木建設(株)からの支援により事業を継続していたが、同社の倒産(民事再生法申請)により資金繰りが逼迫、平成 16 年 11 月末に施設閉鎖に至った。その後、(株)九州リースサービスと(株)ゼクタが設立した福岡臨海 PFI(株)が 8.4 億円で営業譲渡を受け、同年 4 月に営業を再開したことにより結果的に福岡市の追加負担は生じなかったという事例。

【説明内容(委員からの質疑への応答も含む。)]

- ・ 本件はかなり詳細にリスク分担について分析が行われており、官民連携ファイナンスやリスク分担に対する様々な示唆が含まれている。
- ・ タラソ福岡は開業初年度から利用者数が予想を下回っていたことから、代表企業である大木建設からの財政支援によって事業を継続していたが、同社の倒産により資金繰りが逼迫、平成 16 年 11 月に施設閉鎖という事態に至った。その後、(株)九州リースサービスと(株)ゼクタが福岡臨海 PFI(株)という新たな事業者を設立し同年 4 月に営業再開となったものの、4 ヶ月間も施設が閉鎖されていたことが問題とされている。
- ・ 基本スキームは事業者である(株)タラソ福岡(SPC)を中心に、大木建設等が出資、セントラルリース、日立キャピタル、民都機構が融資者となり、出資と借入を合わせて約 14 億円の資金調達を行った。それに対してタラソ福岡株式に対する質権設定等の担保が設定されているが、ポイントは事業契約終了時の福岡市による施設買取義務条項に基づき市が支払う施設買取代金。これは、事業契約終了時は建設費相当額から 20% のペナルティ相当額を差し引き、耐用年数を 60 年として供用後経過年数に応じて価値を減じた額で福岡市が施設を買い取る義務を負っているもので、倒産時点の金額では 8.5 億円であった。
- ・ もう一つのポイントは福岡市が支払うサービス購入料の設定。タラソ福岡は開業当初から利用者からの料金収入だけでは資金繰りが回らない

ということが明らかであったことから、ハンディキャップとして15年間で11.9億円、年間では8,000万円のサービス購入料支払いを受けていた他、土地の無償貸与、電力の無償供与といった財政的支援を受けていた。

- ・ 事業者選定時の大木建設の提案内容は福岡市の見込みと比べかなり楽観的であったことから、その妥当性について福岡市内部でも議論はあったものの、金額が安いほうに決めるというルールに基づき大木建設に決まった。だが、開業後の実際の業績推移は計画を下回っており結果としては大木建設の計画は甘かったということになる。
- ・ タラソ福岡の失敗事例が示唆する官民連携ファイナンスのメリットとしては、民間企業にリスクを移転し、市の支出を限定できた点と考えられる。営業譲渡においても結果的には市の追加支出は発生していない。従来の三セクはコストがあって、料金で返済財源に不足する部分は公的助成金で事後的に補填するという「事後補填モデル」であり、三セクの経営規律の不十分さにつながっていたが、本件では不足分を大木建設が自己責任で負担していた。
- ・ リスクを負担した民間事業者側からは、料金変更の申し入れや固定資産税、水道料金等の減免などを市側に陳情したものの結果としては変更はできないということであったことから、もう少し柔軟な対応が可能であれば資金ショート、施設閉鎖という結果は回避できた可能性はあったのではないかと、という声も上がった。
- ・ タラソ福岡の事例における問題点としては、公共サービスを中断させてしまったこと、PFI事業会社が倒産してしまったことということに総括されると考えている。特に、公共サービスの中断に関しては仮にこれが病院や水道だったらと考えると非常に問題。なぜ、このような事態に至ったかというポイントとして以下の点が考えられる。

1つ目は決算書の徴求をしていなかったことに代表されるモニタリングの不備により、早期発見ができなかったことである。2つ目は福岡市による施設買取条項の存在により、金融機関は融資金全額の保全を図れていたことから、債権者によるステップイン（ガバナンスの執行）が行われなかったこと。3つ目は市が自ら運営する、または別の事業者運営させるルールが無かったこと。何ヶ月も前から厳しい経営状況は分かっていたにもかかわらず、スムーズに営業権を譲渡する仕組みが無かった。最後は需要予測が甘かった点。本件では事業運営と本質的に利益相反する建設業者が主導的に提案する仕組みであった点が影響していると考えられることから、利益相反関係を意識して維持運営会社のほうがイニシ

アチブを取る仕組みを作ることが必要と考えられる。

- ・ 本件スキームでは融資者が福岡市の施設買取金額の範囲内で融資をしたことから、事実上リスクの無い融資となってしまう、ステップインにより経営に介入するインセンティブが働かないものになっていた。つまり、本件ではプロジェクト・ファイナンスとしては機能していなかった。
- ・ また、本件では大木建設が結果的に無限責任を負ってしまっており、仮に資金ショートする前に第三者に事業売却できるような仕組みがあればと思うが、例えば指定管理者等を使ったりしても指定管理者の指定・議決などに時間がかかると考えられ、そのような現行制度にも課題があるのではないか。
- ・ 本件事例では福岡市の信用補完策は毎年定額のフローでの支援（サービス購入料）であったが、他にもあらかじめ劣後ローン等を入れておくようなストック支援や、被保証債務に損失発生確率を乗じた額の準備金、引当金を積んで損失補償契約を締結するという保険的な支援が考えられ、リスクが限定されているという点では信用補完策としてはこれらは全て等価であると言える。ここから、三セクの資金調達に関する新たな制度設計をしていく上でのヒントになるのではないかと考えられ、本研究会のテーマに対する示唆となるのではないかと。

【委員意見】

- ・ 大木建設が破綻したのはタラソ福岡事業だけが原因ではなく、恐らく他の原因でも破綻したということなので、その意味では不幸な事例だったのではないかと。
- ・ 仮に本件スキームにおけるファイナンスがプロジェクト・ファイナンスとして機能していたとしても、ステップイン等により公共サービス提供が滞りなく継続したかと考えると疑問がある。事業の引継ぎ手が見つからない、あるいは新たな事業者を見つけることが経済的に成り立たない可能性もある。従って、プロジェクト・ファイナンスを導入した場合でも公共サービスは中断してしまうかもしれないという点を念頭に置いて事業を組み立てる、あるいはそのような事業を選ぶことが大事。その意味では病院や水道を全て民間に任せた場合に、住民に対する公共サービスの継続が確保されるかという点は大きな問題となり得る。
- ・ 日本のゼネコンのビジネスモデルは出資は受注を取るために行うケースが多いことから、欧州のような出資により自ら運営を担うというビジネスモデルに転換するには時間がかかる。

- ・ コンセSSION等の場合でも運営者が破綻した場合に施設を継続的にオペレーションできるようなバックアップサービサー的な仕組みが必要。但し、あらかじめそのような人を確保できるとは限らないので、早期に売却して違うオペレーターを探してくる努力を誰かが行わなければならない。
- ・ プロジェクト・ファイナンスなら破綻しなかったとは言えないが、プロジェクト・ファイナンスにすることにより、需要予測がリーズナブルになるという点で破綻しにくくなることはあり得る。
 また、バックアップサービサーは事業継続には有効だが経済的に成立させる手当が必要。例えば再入札までの間のバックアップサービサーを手当するコストとして、あらかじめ準備金のようなものを積んでおくということは考えられる。その場合、行政の支出は想定内の支出という形で予算対応が可能となる。
- ・ 民間だから倒れてしまうこともある、という前提で全体の絵を描くことが必要ではないか。
- ・ 税金を使わずにリスクを取りたい人が負担をして公共サービスの施設ができたということは、社会的批判はあるかもしれないにせよ税金を払う側からすれば、失敗のリスクもその人が負担して行政サービスができるような施設ができるということはむしろいい事なのではないか、という議論もあり得る。

平成26年2月13日

タラソ福岡の「失敗」事例にみる 官民連携ファイナンス成功のヒント

株式会社 大和総研
経営コンサルティング部
公共インフラ関連ビジネスチーム

リーダー
副部長・主任コンサルタント 鈴木 文彦

東京都江東区冬木15-6
〒135-8460 TEL03-5620-5229
fumihiko.suzuki@dir.co.jp
<http://www.dir.co.jp>



session 1

タラソ福岡の「失敗」事例にみる官民連携ファイナンス成功のヒント

参考文献

タラソ福岡の経営破たんを越えて～PFI事業の適正な推進のために～ タラソ福岡の経営破たんに関する調査検討報告書
平成17年5月12日、福岡市PFI事業推進委員会

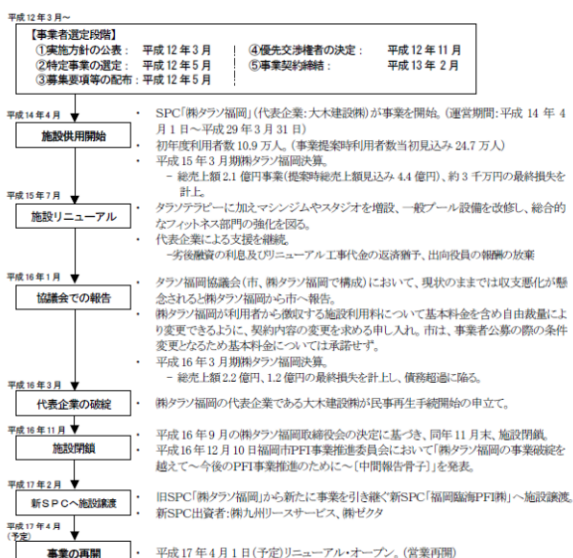
タラソ福岡PFI事業に関する調査報告会 資料
平成17年7月14日、福岡市PFI事業推進委員会



2

温泉施設「タラソ福岡」

福岡市初のPFI事業である臨海工場余熱利用施設「タラソ福岡」。平成14年4月の事業開始後、初年度から利用者数が伸び悩んでいた。主要会
社の大木建設からの財政支援によって事業継続していたが、当の大木建設が倒産したことによって資金繰りが逼迫し、平成16年11月末に施設閉
鎖に至った。その後、九州リースサービスとゼクスタが設立した福岡臨海PFI株式会社が17年3月10日営業譲渡契約によって、施設と営業権を8億
4300万円で譲り受け、4月1日に営業再開。運営業務はコナミスポーツが受託した。結果的に、福岡市に追加支出の発生はなかった。



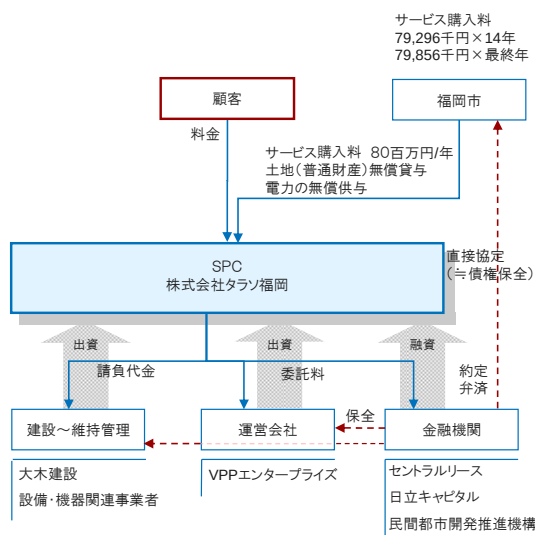
平成24年3月に筆者撮影



3

基本スキーム

大木建設を代表とするグループが受注。PFI会社のSPC、株式会社タラソ福岡には大木建設、設備・機器関連事業者、運営会社であるVPPエンタープライズその他計16社が出資した。



開業時資金調達		百万円
借入金		1,364
セントラルリース・日立キャピタル		860
民間都市開発推進機構		260
(劣後借入)大木建設		244
資本金		175
大木建設		63
設備・機器関連事業者 A		30
同 B		28
VPPエンタープライズ		20
他16社		34

担保条件

- ✓ タラソ福岡の株式に対する質権
- ✓ タラソ福岡が福岡市に対し有する全ての金銭債権に対する譲渡担保
- ✓ 施設買取り義務条項に基づき市が支払う施設買取り代金債権
→建設費相当額から20%のペナルティ相当額を差し引き、耐用年数60年
とし供用後経過年数に応じて価値を減じた額。・・・850百万円
- ✓ 国債担保(大木建設保有)←財団法人民間都市開発推進機構

サービス購入料の交付条件

四半期毎19,824千円×59回、最終回20,384千円
合計15年1,190,000千円



4

事業開始後の業況推移

「タラソ福岡」は、平成14年4月の事業開始後、初年度から利用者数が伸び悩んでいた。そもその計画にあたって、入場者数を福岡市の10万人に対し、大木建設グループは24万7千人と見込んでいた。よって福岡市は事業継続にあたり「助成金」が年間1億1300万円必要だろうと予測していたのに対し、大木建設は8000万円で十分としていた。結果は福岡市の固め予測の通り推移した。自治体に請求する負担が小さいほど落札する可能性が高いと読んだ大木建設が、若干無理な計画を立てたのではないかと推測される。

開業後の損益状況

		予 測		実 績	
		福岡市	大木建設グループ	14/4-15/3	15/4-16/3
入場者数	人	100,000	247,000	109,000	135,000
売上高	百万円	-	440	210	220
うち助成金 (サービス購入料)	百万円	113	80	80	80
利益	百万円	-	-	▲60	▲100



5

タラソ福岡PFI事業に関する調査報告会(平成17年7月14日)発言要旨から

業者選定について

…2次審査、これは封筒をあけて金額をみて安い方に決めるという作業であるが、実際に提案価格を聞いてみたところ、我々が考えていた上限額17億円に対して、11億9000万円と16億9000万円という2つの提案がなされた。この11億9000万円という提案が福岡市の想定していたものよりもかなり低かったため、これが検討事項になったということである。当時の審査委員会の事務局では、当然11億9000万円で本当に事業が安定的に継続できるのか不安を抱き、提案事業者からの説明をしっかりと受け、その中では需要予測の見込の根拠もきちんと聞かせていただいている。ただ、この2次審査の過程の中で事後的に対応しているため、このような提案がなされた場合にはどう対応するかといった審査の方法とか、審査の基準づくりについては、それまで行われていなかったという状況である……(福岡市財政局財政調整課財政調整係長 今村寛)

筆者注: 本件応募は大木建設グループとフジタグループ



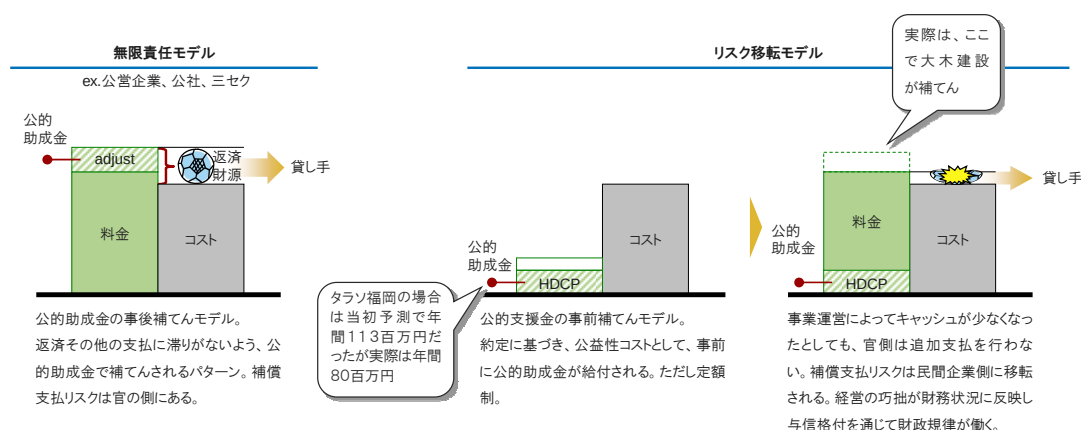
6

タラソ福岡PFI事業の失敗事例が示唆する官民連携ファイナンスのメリット

民間企業に事業リスクを移転できたこと、すなわち市の支出を限定できたこと

営業譲渡においても、結果的に市の追加支出は発生しなかった

市町村が赤字補てんの財政支援を続けていたとすれば、市町村の累積債務が増えていったと考えられる。このPFI方式のケースでは、赤字補てんをしたのは大木建設であり、大木建設は最終的に倒産してしまった。



7

リスクを負担した事業者側の視点

料金変更の申入れ

なお、タラソ福岡から福岡市に対して、利用者から徴収する施設利用料について基本料金を含め自由裁量により変更できるように、契約内容の変更を求める申し入れがあった。福岡市は、会員制導入による会員料金の設定等、基本料金以外の料金については事業者の裁量範囲としたが、基本料金については、事業者公募の際の条件として、自由利用の場合、大人2時間800円以下とすることを定めていたため、その変更については、公募条件の基本的な部分にかかる変更になることから認めなかった。

(タラソ福岡の経営破たんを越えて～PFI事業の適正な推進のために～ タラソ福岡の経営破たんに関する調査検討報告書 平成17年5月12日、福岡市PFI事業推進委員会)

その他支援の申し入れについて

…そこでまず社長を交代させ、いろいろな会社も全部交換して、経費の削減を図り、なんとかそこで自立させようというように考えた。しかし、それにしてもなおかつ収支が償われないことが明解で、そこで我々が立てた目標というのは、もう最終的な赤は仕方がないが、最後まで親会社である我々が面倒見てつぶさないという考えであった。…

その過程で福岡市に随分いろいろな陳情を行った。例えば、固定資産税を負けてもらえないだろうか、水道料金を負けてもらえないかとか、あるいは会費をもう少し変えるようにできないかなど、いろいろお願いした。検討はしてもらったが、結論は変更できないということであった。…

それが昨年3月ごろ、親会社が倒産、民事再生法の申請を行い、その結果として一切の援助をすることができないということになった。福岡市の方にさっそう出向き、もうあとは援助ができない、9月ぐらいまでが限度だ。その間に何とか対応していただきたいということを申し上げた。…

私ども事業者からすれば、モニタリングをするまでもなく、金が枯渇するのは明確に読んでいたし、そのための措置もお願いした。…

契約したものについても、もし仮に、多少柔軟な対応ができたとすれば、もしかしたら対応できる可能性が高かったのではないかと、そのように思っている。

(タラソ福岡の事業者をしていた会場質問者/タラソ福岡PFI事業に関する調査報告会発言要旨、平成17年7月14日)



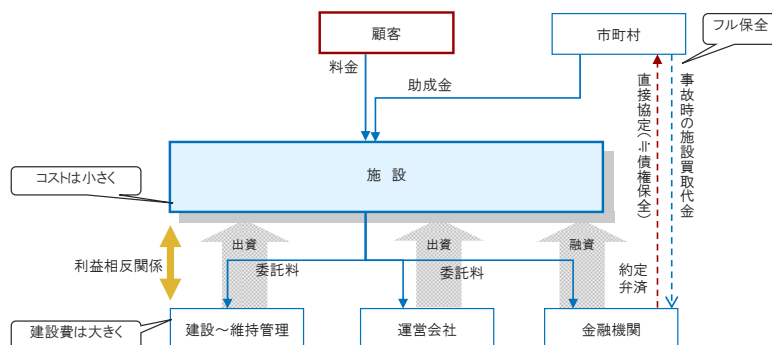
8

タラソ福岡PFI事業の失敗事例が示唆する官民連携ファイナンスの要改善点

公共サービスを中断させてしまったこと、PFI事業会社が倒産してしまったこと

とはいえ、事業が休止してしまっことは問題。仕組みとして債権の回収懸念なく金融機関のガバナンスが利かなかったことと、本来利益相反関係にある建設会社がPFIの主体となったことにより、投資にかかる規律が働かなかったことが背景にある。

- ✓ 早期発見ができなかった(モニタリングの不備) 決算書を徴求していなかった。
- ✓ ステップイン(ガバナンスの執行)を債権者に期待したがあてにならなかった。
 - 市の施設買取保証に保全設定できたから。
- ✓ 市が自ら運営する、または別の事業者運営させるルールがなかった。
 - 民間事業者が「営業権」を譲渡する仕組みがなかったから。
- ✓ 需要予測が甘かった。
 - 事業運営と本質的に利益相反するサプライヤーが主導的に提案する仕組みであったから。



9

施設の買い取り義務条項について

施設の買い取り義務条項については民間事業者が所有する施設を担保として取られてしまった場合、公共サービスの提供ができない事態を避けるのが目的であった。買い取りを行う場合には事業者にはペナルティを課す意味で残存価格から2割を減じることとし、事業者が簡単に条項を発動できない形にしていた。しかしながら融資者はペナルティの範囲内でしか融資を行わなかったことから、実態はプロファイではなかった。・・・

この施設の破たんについては平成16年1月頃から相談があったが、結果的には11月に施設が閉鎖された。財務モニタリングは経営介入という考え方があり、また融資者がステップインにより、さらにいい事業者をつれてくるだろうという期待もあった。市としては、破たんした場合について施設買い取り条項は設けていたが、その後の対応については、公の施設として運営していく場合に設置条例や指定管理者の公募など手続きとの整合を図る必要があり、相当の期間を擁することがわかった。・・・

(福岡市財政局財政調整課財政調整係長 今村寛/武蔵工大・福岡市PFIフォーラム発言要旨、平成17年7月29日)

施設買い取り条項を発動させる段階になって、「市が買い取るのであれば、その後外部に運営を委託するのであっても、公の施設の設置条例は必要だ」という話になり、その条例の制定の準備が全然間に合わないという状況であった。また、平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設は民間事業者を指定管理者という形で指定をすることができるようになったが、この指定管理者について福岡市は原則公募で事業者を選ぶということにしているため、公募の手続きについて全く準備ができていないという状況の中で、施設を買い取ることだけを先行させても、その後結局自分たちで施設を閉めて、しばらくその手続きを進めなければいけないというジレンマに陥ったわけである。

(福岡市財政局財政調整課財政調整係長 今村寛/タラソ福岡PFI事業に関する調査報告会発言要旨、平成17年7月14日)

(筆者コメント)

少なくとも本スキームはプロジェクトファイナンスではない。福岡市が実質的に「買取保証」をしている。

福岡市＝上限付リスク 民間事業者＝無限リスク 融資者＝リスクなし



10

民間と公共の行動原理の違いについて

・・・今回の報告書とりまとめで自治体の職員として学んだことは、第一にPFI事業は公共サービスの提供であり、継続の責任は公共が担っているということ。つまり安定的な事業者を選ぶことはもちろんであるが、事業継続のための手続きを設けることが重要で、これは行政にしか担えないことである。第二に、今回理解が不足していたことは民間事業者の行動原理であり、それは自らの利益実現のために行動しているということ。その点についてあまりにも行政側は認識が低すぎる。プロファイになっていないものをステップインしてもらえものと思ったり、有限責任を超えた責任を求めたりということがあった。このことを肝に銘じて民間の行動原理を理解し、よい面を生かして官民協働システムを構築し、推進していくことが重要である。

(福岡市財政局財政調整課財政調整係長 今村寛/タラソ福岡PFI事業に関する調査報告会発言要旨、平成17年7月14日)



11

名古屋港イタリア村の事例が示唆する独立採算型PFIのメリットと課題

セラヴィHDが75%を出資する名古屋港イタリア村株式会社が総事業費52億円で名古屋港の倉庫をテーマパーク型ショッピングセンターに改装。底地と建物を年8000万円で15年間借受け、ショッピングセンターを運営する同じグループのセラヴィリゾート株式会社に貸し付ける。開業初年度(2005年度)は愛知万博との相乗効果もあり435万人の来場者を集めるも2年目は169万人と激減。10億を超える赤字決算となっていた。併設した木造建物が名古屋市臨海部防災区域建築条例違反であることも発覚し、2008年5月に破産申請に至った。財政負担なしの修繕事例とみれば成功例。事業継続できなかった点をみれば失敗例。

改修前と改修後の全景



名古屋港イタリア村の事例

採算見通しが甘かったのが根本的な要因。

しかし、純然たる民間の設備投資にも同じケースはあり、PFIに限った問題ではない点に注意。

- ✓ PFIは、もともと採算が厳しい分野に対する投資なので公共の支援は必要。しかし、それが**民間の「甘え」**に結び付いていなかったか。
- ✓ **公共側も**、民間のノウハウに過大な期待をせず、計画を慎重に見極める労力を惜しんではならない。

川崎市の商業施設・シネコン「ラ・チッタデッラ」・筆者撮影



(2) その他参考となる事例

No.	施設名又は事業名	調達手法	事例概要
1	東京都金町浄水場常用発電 PFIモデル事業	PFI	●金町浄水場で必要となる電力と蒸気について、民間3社の出資による会社が、プロジェクトファイナンスにより資金調達をしてプラントを建設。都へ電気と蒸気を供給する契約を結び、都からの支払料金で、調達した資金の元利払いに充てる事業。
2	福友産業(株) パチンコホール運営事業	事業証券化	●福友産業(株)が保有するパチンコホール7店舗の運営事業から発生するキャッシュフローを裏づけとして、約130億円を証券化。証券化の資金は、東京スター銀行がノンリコースローンの形で拠出、東京スター銀行は当該ノンリコースローンを裏付け資産とする証券化を行い投資家に販売した。
3	ソフトバンクによる (旧)ボーダフォン日本法人 買収	事業証券化	●ソフトバンクが、旧ボーダフォン日本法人を買収するために、携帯電話事業から発生するキャッシュフローを裏づけとして、1兆円以上を証券化により調達した。
4	熱海ビーチライン	事業証券化	●三井観光開発が保有する有料道路「熱海ビーチライン」について、有料道路事業から発生するキャッシュフローを裏付けとして証券化を実施、約120億円を調達した。
5	(旧)箱根ターンパイク有料道路	インフラファンドによる出資 プロジェクトファイナンス	●東急グループが保有する有料道路「箱根ターンパイク」を、インフラファンドが出資する「箱根ターンパイク(株)」へ営業譲渡し、また、当該取引に対して銀行3行がPFIによる融資を実行した。 ●有料道路を対象としたプロジェクトファイナンス、インフラファンドによる投資案件という2つの面で本邦初の案件。
6	東京都官民連携 インフラファンドによる 太陽光発電建設資金投融资	官民連携インフラファンド	●都の30億円(15億円×2ファンド)と民間資金の400億円(200億円×2ファンド)による出資を受けた東京都官民連携インフラファンド2社が、首都圏を中心に発電事業や再生可能エネルギー事業等へ投融资する。 ●都の出資は民間からの投資の呼び水としての位置付け。
7	岩手県花巻市まちづくり会社	私募債 銀行融資	●商業活性化と地域づくりを目的とした第三セクター「(株)土澤まちづくり会社」を設立し、第三セクターの役員が設立した事業会社が資金を調達。第三セクター自体は、地域での合意形成や事業コーディネートに専念し、事業会社と連携して役割を果たした(なお、事業会社は役員個人が立ち上げている点に留意)。
8	石巻ガス株式会社	資本性劣後ローン	●H23年度に被災支援として創設された「中堅企業等向け資本性劣後ローン制度」を利用。中堅・中小企業に対して、日本政策金融公庫法で指定する金融機関が資本性劣後ローン(当該ローンは金融検査において企業の「自己資本」として取り扱われるため、企業の財務状況を改善させる)の貸付を実施して、民間金融機関からの金融支援を促す。
9	宮城県仙台市 スポパーク松森整備事業	PFI	●ごみ処理施設の余熱を利用した温水プール、温浴施設及びスポーツジムで、サービス購入型のPFI事業として実施。特別目的会社がPFIにより資金調達する一方で、仙台市と金融機関の間で直接協定を締結。
10	東京都三鷹市 三鷹の森ジブリ美術館	負担附寄付	●三鷹市が、民間会社から三鷹の森ジブリ美術館を負担付き寄附(美術館を公の施設とすること、維持・補修費の一部を市が負担すること)を受け、その運営を財団法人へ指定管理し、指定管理料を支払う。
11	横浜スタジアム	銀行融資 市民からの出資	●横浜スタジアムの建設、運営のために設立された横浜市も出資する第三セクター「(株)横浜スタジアム」が、市民の出資や銀行の融資によりスタジアムを建設して、市に負担付き寄附をして、代わりに興業権の許可、維持管理の委託を受ける(野球事業という点では特殊だが、調達のスキーム自体は研究候補となる)。

No.	施設名又は事業名	調達手法	事例概要
12	クリネックススタジアム宮城	銀行融資(PFI類似のスキーム)	●(株)楽天野球団が、70億円で県営野球場の改修を行い造作を県に寄附するとともに、県から球場に係る都市公園法に基づく管理許可(15年間)を獲得した。
13	広島市民球場	地方債等	●広島市が市債発行や募金等による資金調達で球場施設を整備し、球団自身が利用料金制の指定管理者となった。
14	札幌ドーム	地方債等	●札幌市が市債発行による資金調達で球場施設を整備し、第三セクター「(株)札幌ドーム」が指定管理者となった。球団やサッカークラブは当該三セクへ使用料を支払う。
15	青森県みちのく有料道路	レベニュー債的調達	●道路公社の出資により設立した特別目的会社と道路公社間で、道路の地上権設定契約を締結。当該会社は、地上権を担保に社債を発行して資本市場から資金を調達。調達資金は、道路公社へ権利金として支払い、その権利金で既存の市中銀行借入を返済。また、有料道路の料金収入を社債の元金支払に充てる。
16	大阪高速鉄道(大阪モノレール)	DES 銀行融資	●大阪府からの借入金について、3,965百万円をDES(デッド・エクイティ・スワップ)により株式化し債務超過を解消、その上で、残額を三井住友銀行をアレンジャーとしたシンジケートローンで115億円を調達し借換えを行った。
17	メガソーラー事業向け プロジェクトファイナンス	プロジェクトファイナンス	●太陽光発電の固定価格買取制度による安定した売電収入を裏付けとして、太陽光発電所の建設資金をプロジェクトファイナンスにて融資。
18	千葉県袖ヶ浦市ガス火力発電 所建設	プロジェクトファイナンス	●東京都のファンドが一部出資したF-Powerがスポンサーとなって、10万KWのガスタービンコンバインド発電形式の発電所(平成26年8月商業運転開始予定)を建設する資金のファイナンスを金融機関団が行ったもの。(平成24年12月ローン契約締結)
19	ヘルスケアインフラファンドに対 するヘルスケア施設取得に対 するファイナンス	ノンリコースローン	●オペレーターが運用する100室程度の神戸、秋田の介護付優良老人ホーム1棟ずつを対象として、介護付き有料老人ホーム1棟ずつを運用対象資産とし、大口の機関投資家や外資系ファンドなどの法人ではなく私募方式にて証券会社を通じて個人から広く資金を募る形で資金を集め、平成24年12月及び平成25年3月にノンリコースローンを調達したものの。
20	美祢社会復帰促進支援セン ター整備・運営事業	PFI	●山口県美祢市に新設する刑務所に関するPFI事業。日本政策投資銀行等のプロジェクトファイナンスとスポンサーからの劣後ローン、出資により資金調達。 ●日本における刑務所PFIの1号案件であるとともに、国の案件では初のBOT方式。
21	学校跡地等を使用した都市災 害ERセンタープロジェクト(開発 中)	ノンリコースローン	●学校跡地を活用した(仮称)都市災害ERセンターの建設プロジェクト。地方公共団体が保有する学校跡地等の遊休地を事業者(SPC)が借り受けた上で金融機関からのノンリコースローンやスポンサーからの出資金により建物を建設。建物は信託銀行に譲渡し信託受益権化するもの。
22	徳島県県営住宅集約化 PFI事業	PFI	●徳島市内の老朽化等の著しい県営住宅を市内3箇所に集約、サービス購入型のPFI事業として運営。併せて独立採算型PFI事業としてサービス付高齢者向け住宅・福祉施設等を付帯事業として整備するもの。 ●サービス付き高齢者向け住宅事業は改正PFI法によって適用範囲が拡大されたもの。

おわりに

第三セクター等の資金調達について、多大なメリットがありながらデメリットはなく、どのような第三セクター等でも活用することが可能である万能な手法は、現在のところ存在しない。

本報告書において取り上げている先進事例についても、当該第三セクター等や地方公共団体等が一から開発した資金調達手法ではなく、海外に参考となる事例が存在していたものや手法そのものは決して珍しくないものであると考えられる。

しかしながら、公・民の適切なリスク分担を前提とした上で、海外の手法を日本の制度の下で活用することができるように適切なアレンジを行う、事業全体のデザインを描いた上で既存の手法の中から条件に合致するものを組み合わせる、地方公共団体や複数の民間企業が自らの強みを持ち寄って事業を構築する等、専門家の助言・提案等を受けながら、工夫やアレンジ等を行うことで、第三セクター等と地方公共団体の双方に大きなメリットを有する資金調達を行うことが可能となっているものである。

第三セクター等の資金調達は、公共性、公益性が高く、第三セクター等が負担することが不適切又は困難である部分については地方公共団体からの公的支援を受けることもやむを得ないものとされているが、それ以外の部分については自立的な資金調達が求められている。しかしながら、本調査研究会が行った「第三セクター等における資金調達の状況に関するアンケート調査」の結果からは、全国の第三セクター等においては、自立的な資金調達を行っているとは言えない法人が多数を占めていることが明らかになっている。

一方で、一部には自らの経営状況や行う事業の公共性、収入の将来見通し等を踏まえて、様々な観点から精緻な検討を行い、最も適切な事業手法と資金調達手法を選択することを検討し、実際に取り組んでいる第三セクター等も存在している。

第三セクター等が地域において求められる役割を適切に果たすことと、地方公共団体の財政健全化を両立させるためには、こうした動きが更に拡大し、第三セクター等の資金調達があるべき方向へと進んでいくことが必要であるが、そのためには、専門的な視点からの適切な助言・情報提供等が行われることが重要であると考えられる。

本調査研究会における実情把握や先進事例に係る検討をその第一歩として、今後、継続的な取組が行われることを期待する。

「第三セクター等における資金調達のあり方等に関する調査研究会」

開催要綱

1. 趣 旨

第三セクター等（第三セクター及び地方公社）の資金調達については、地方公共団体と別個の法人という形式で事業を実施する意義や、地方公共団体の財政健全化等の観点から、地方公共団体の信用力（損失補償等）によるのではなく、第三セクター等が行う事業の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方に立つべきことが示されている（「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）」等）。

しかしながら、現時点においては、第三セクター等の資金調達の大部分は地方公共団体からの借入や地方公共団体の損失補償・債務保証付きの借入が占めており、事業の収益性に着目した資金調達が行われているとは言い難い状況にある。

このため、第三セクター等のあるべき資金調達とそれを行うための手法等について、関係者の意見を伺いながら検討を行うために「第三セクター等における資金調達のあり方等に関する調査研究会」を設置することとする。

2. 名 称

本研究会は、「第三セクター等における資金調達のあり方等に関する調査研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構 成 員

別紙委員名簿のとおりとする。

4. 運 営

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (3) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (5) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

5. 開催日程

平成25年11月5日（火）に第1回研究会を開催する。

研究会は4回程度開催し、平成25年度中に研究結果をとりまとめる。

研究結果をとりまとめた報告書は、地方公共団体・関係団体へ配布する。

「第三セクター等における資金調達のあり方等に関する調査研究会」委員名簿

<座長>

久保 信保 三菱UFJ信託銀行顧問

<委員>

赤井 伸郎	大阪大学大学院教授
浅見 祐之	SMBC日興証券ストラクチャード・ファイナンス部長
足立 慎一郎	日本政策投資銀行地域企画部課長
新井 弘之	北洋銀行公務金融部上席調査役(第二地方銀行協会)
伊藤 通英	新生信託銀行営業部長
牛島 授公	香川大学大学院教授
大類 雄司	みずほ銀行証券部次長
岡田 昭人	早稲田大学都市・地域研究所招聘研究員
小泉 伸洋	信金中央金庫法人営業推進部長
小西 砂千夫	関西学院大学大学院教授
櫻井 博明	常陽銀行公務部次長(全国地方銀行協会)
佐藤 滋	東北学院大学経済学部准教授
島村 豊臣	三井住友銀行公共・金融法人部長
鈴木 文彦	大和総研経営コンサルティング部副部長
関口 智	立教大学経済学部准教授
田中 輝彦	公認会計士(あずさ監査法人パートナー)
諸戸 修二	財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)事務局長
安田 稔	格付投資情報センター格付本部副本部長

(委員は五十音順、敬称略)

「第三セクター等の資金調達のあり方等に関する調査研究会」

検討経過

○ 第1回(11月5日)

- ・ 第三セクター等とその資金調達に係る現状等の把握
- ・ 現状と課題に係る意見交換

○ 第2回(12月3日)

- ・ 「第三セクター等における資金調達の状況に関するアンケート調査」に係る検討(同アンケート調査は12月20日付けで照会)
- ・ 事例研究①(レベニュー信託による資金調達(財団法人 茨城県環境保全事業団の事例に係るゴールドマンサックス証券株式会社からのヒアリング))

○ 第3回(1月22日)

- ・ 事例研究②(第三セクターを中心としたPPP事業における資金調達(オガール紫波(株)の事例に係る清水義次東洋大学客員教授からのヒアリング))
- ・ 事例研究③(PFI事業における資金調達①(江ノ島PFI株式会社の事例に係るオリックス株式会社からのヒアリング))

○ 第4回(2月13日)

- ・ 事例研究④(PFI事業における資金調達②((株)タラソ福岡の事例に係る鈴木委員からのヒアリング))
- ・ 第三セクター等における資金調達の現状(アンケート調査結果(速報値))に係る検討
- ・ 報告書の検討①(骨子素案)

○ 第5回(3月4日)

- ・ 報告書の検討②(取りまとめ)

資 料 編

目 次

資料 1	第三セクター等の抜本的改革の推進等について . . .	1
	(平成 21 年 6 月 23 日付け総務省自治財政局長通知)	
資料 2	第三セクター等の状況に関する調査結果の概要 . . .	24
資料 3	第三セクター等における資金調達の状況に 関するアンケート調査 記載要領 . . .	30
	取りまとめ . . .	39
資料 4	地方公社、第三セクター等の現状について（基礎資料） . . .	46

総 財 公 第 9 5 号

平成21年6月23日

各都道府県知事
各指定都市市長

} 殿

総務省自治財政局長

第三セクター等の抜本的改革の推進等について

地方分権改革が推進されている中であって、地方公共団体においては、自ら財政規律の強化を積極的に図っていくことが求められており、その債務についても、自主的、主体的かつ責任をもって、管理していく必要があります。特に、地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務については、本来求められる民間企業と同様の市場規律やガバナンスが働かないケースも多くあり、その経営状況が著しく悪化している場合は、将来的に地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。

このため、地方公共団体が、自らの決定と責任の下、第三セクター等の抜本的改革を推進し、もって、地方財政規律の強化に資することが極めて重要です。

第三セクター等の改革については、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととされ、「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知）により、平成20年度までに外部専門家等で構成される「経営検討委員会」（仮称）を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」（仮称）を策定するなど、集中的な取組を要請したところです。

また、「債務調整等に関する調査研究会」は、平成20年12月5日に報告書を取りまとめ、その中で地方公共団体においては、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が全面的に施行されることも踏まえ、第三セクター等の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むべきとした上で、その改革を推進するため、事業の整理又は再生を実施する上で、特に必要となる経費については、地方債の対象とすべきであるとの提言を行いました。

これらを踏まえ、地方公共団体が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とすることができる

こととする特例措置（第三セクター等改革推進債）の創設を盛り込んだ「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第10号）が、平成21年3月31日に公布され、4月1日に施行されたところです。

各地方公共団体におかれては、現在第三セクター等が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討の上、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合にあっても、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入の検討を行うなど、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求められています。

これらの点を踏まえ、今般、次のとおり第三セクター等の抜本的改革等に関する指針を策定しました。各地方公共団体におかれては、指針の内容に十分留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、「第三セクターに関する指針の改定について」（平成15年12月12日付け総経第398号）は、廃止します。

おって、本通知の趣旨は、貴都道府県内の市町村にも連絡の上、その徹底を図られるようお願いします。

本通知は、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

第三セクター等の抜本的改革等に関する指針

第1 地方公共団体財政健全化法の全面施行

- (1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)においては、健全化判断比率の一つである将来負担比率の算出に当たって、同法第2条第4号へ等に基づき、地方道路公社及び土地開発公社等の負債の額及び債務の負担を行っている法人に係る実質負担見込額を算入するものとされ、更に、本年4月1日からは、同法の全面施行に伴い、将来負担比率が早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられることとなった。
- (2) 地方公共団体は、地方公共団体財政健全化法等を踏まえ、一般会計等のみならず、第三セクター及び地方公社、並びに地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人(以下「第三セクター等」という。)を対象として、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての確に分析した上で、将来負担比率の適切な抑制を行う等財政健全化に取り組む必要がある。

特に、地方公共団体財政健全化法が平成21年度から全面施行されたことにかんがみ、同年度から5年間で、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

なおその際、実質負担見込額等の算定及びその基本となる考え方は、改革推進の基礎となるものであり、その算定方法については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」(平成20年総務省令第8号)第12条及び「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」(平成20年総務省告示第242号。以下「損失補償債務等負担見込額の算定基準」という。)等に規定されているので、各地方公共団体においては、その取扱いに遺漏のないよう留意されたい。(別記1参照)

注) 本指針において、「第三セクター」とは、地方公共団体が出資又は出えん(以下単に「出資」という。)を行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。)並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとする。

第2 抜本的改革の推進

1 処理策検討の手順

存廃を含めた抜本的改革を行うに当たっては、第三セクター等により提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的（比較可能性・将来予測性）な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきである。また、検討は、「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知）によりその設置を要請した経営検討委員会（以下「経営検討委員会」という。）において行うとともに、必要に応じて、外部監査を活用することが適当である。

抜本的処理策について、その検討のフローチャートを別記2のとおり示すので、参考とされたい。なお、フローチャート中の「採算性」の判断に当たって、以下に掲げるものについては、原則として採算性が無いものと判断した上で検討することが適当である。

- ① 損失補償を行っている第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、損失補償債務等負担見込額の算定基準における標準評価方式において損失補償債務がB～Eと評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が30%以上とされたもの。
- ② 損失補償を行っていない第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は当該財政援助の額を控除の上、判断すること。
 - イ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映の上、判断すること。
 - ウ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。
- ③ 地方道路公社
 - 料金収入が管理運営費（借入金利息を含む。）に満たない不採算路線を有するもの
- ④ 土地開発公社
 - 債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの

また、「事業手法の選択」に当たっては、事業計画、需要予測等の妥当性を十分検証するとともに、事業性を踏まえ、各事業手法に係る公的部門の費用負担の度合い、経営の

裁量の度合い、公的部門に係る赤字負担リスク及び公的部門のガバナンスの度合いといった各事業手法に係る特性を勘案した上で、適切な事業手法を選択する必要がある（別記3参照）。

なお、指定管理者制度の活用の検討に当たっては、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知）及び「指定管理者制度の運用について」（平成19年1月31日付け総務省自治行政局長通知）を、PFI手法の活用の検討に当たっては、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）及び「地方公共団体におけるPFI事業に関する透明性の確保及び情報提供について（依頼）」（平成14年8月28日付け総務省大臣官房総括審議官通知）をそれぞれ参照されたい。

2 情報開示の徹底による責任の明確化等

地方公共団体の長は、議会・住民に対し、抜本的処理策の検討に当たり、以下に掲げる事項について明らかにする必要がある。

(1) 事業採択から現状に至った経緯と責任

事業採択の経緯とこれまで実施した対策の内容とその効果、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求等の是非も検討の上、その旨明らかにする必要がある。また、会計処理・決算報告等が適正であったかどうかにも留意する必要がある。

(2) 当該事業の整理（売却・清算）又は再生が最善の選択（手法）であると考えられる理由

地方公共団体の損失補償等の負担が一時的には大きくなるものの、中・長期的には早期に抜本的な改革を行った方が、将来の経済・財政環境の変化等に耐えうる安定的な財政の構築につながりうることを勘案して、最善であると考えられる方法を選択していることを特に説明すべきである。なお、再生の方策を選択した場合にあっては、客観性、専門性等を十分確保した上で、再生後の経営状況の見通し、公的支援の必要性の有無を明らかにする必要がある。

(3) 事業の整理（売却・清算）又は再生に伴い損失補償の履行等を行う必要がある場合にはその旨

(4) 処理に伴う利害関係者との費用分担の考え方

3 議会の関与

第三セクター等の抜本的な改革を行う際には、関連予算の議決をはじめとして、地方公社の解散や和解契約の締結、後述の地方債の特例措置の活用がなされる場合など様々な局面で議会の議決が行われることから、その際には、前記2に掲げる事項について、議会において十分な議論がなされ、その処理が適切なものであることについての確認がなされる必要がある。

4 債務調整を伴う処理策

処理策に関し、手続き、内容等についての公平性、透明性を確保する必要があることから、債務調整に当たっては、法的整理や私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続等一般に公表された債務処理の準則等の活用を図ることが適当である。

その際、地方公共団体は、後述する公的支援の考え方を踏まえ、処理策において、新たな損失補償を行うべきではない。また、第三セクター等の債務の処理に際して、当該第三セクター等の債務を地方公共団体が代わって引き受ける免責的債務引受は、地方債制度の趣旨にかんがみ、既に付した損失補償債務の範囲内での当該債務の短期かつ確実な履行のためなど、特別な理由がある場合以外は行うべきではない。

さらに、地方公共団体の長等の個人保証がある場合に、当該保証によって個人の限度を超えた負担が求められることにより、抜本的処理策推進の阻害要因となることがないよう、関係者で適正な調整が行われることが望ましい。

5 残資産の管理等

地方公共団体は、処理後に地方公共団体が保有することとなる資産については、適正に管理又は処分を行う必要があるとともに、コスト低減や専門的な知見の活用の観点から、委託などの民間的手法の積極的な活用を図るべきである。

また、毎年度、処理に伴い地方公共団体が負担することとなった負債と合わせて、その管理等の状況を議会・住民に明らかにするなど、情報開示を行うべきである。

6 地方債の特例の活用

地方公共団体が地方公共団体財政健全化法の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）が改

正され、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とできることとする特例措置（第三セクター等改革推進債）が創設されたことを受け、地方公共団体は、この第三セクター等改革推進債も活用し、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

注）第三セクター等改革推進債の対象となる「第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費」は次のとおりである。

- (1) 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）
- (2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）
- (3) 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費
 - ・施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
 - ・地方債の繰上償還に要する経費
 - ・一時借入金の償還に要する経費
 - ・退職手当の支給に要する経費
 - ・公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金その他財産の出えんに要する経費
 - ・国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

第3 存続する第三セクター等の指導監督等

前記第2に基づき、基本的にすべての第三セクター等を対象として抜本的処理策の必要性の検討、所要の対応を行った結果、なお引き続き存続することとした第三セクター等については、以下により、適切にその指導監督等を行うことが、適当である。

1 経営状況等の把握、監査、定期点検

- (1) 地方公共団体財政健全化法に基づく損失補償債務等負担見込額の算定基準等に基づき、第三セクター等の経営状況や資産債務の状況について把握を行う必要がある。その際、第三セクター等の財務諸表の適正性の確保が重要であり、次の点に留意して、適切な実態把握に努める必要があるとともに、経営状況が悪化しつつあるものについては、より詳細な資産調査等を行うべきである。

- ・ 会社法法人においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用し、

特に販売用不動産等について低価法を適用していること及び事業用資産について減損会計を適用していること。

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人においては最新の公益法人会計基準を早期に適用すべきであること。
- ・ 地方住宅供給公社においては地方住宅供給公社会計基準、地方道路公社においては地方道路公社法施行規則、土地開発公社においては土地開発公社経理基準要綱等に基づいて会計処理を行うべきであること。

- (2) 地方公共団体の長は、第三セクター等に対する財政援助に係る監査（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第199条第7項前段）、出資法人に対する監査（同項後段）及び外部監査制度（同法第252条の37第4項等）等を活用するなどにより、その経営の実態を把握し、監査結果については議会・住民に対し説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。また、一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人については、それぞれ「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）、「会社法」（平成17年法律第86号）等に基づき、会計監査人の監査を受けることが義務付けられていることに留意されたい。

- (3) 把握した経営状況や資産債務の状況等を踏まえ、定期的に点検評価を行う必要がある。点検評価に当たっては、前述の処理策検討の手順の考え方を踏まえ、提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的（比較可能性・将来予測性）な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきであり、経営検討委員会に準じた委員会を設置するなどにより行うことが適当である。その際、現状において経営上問題が顕在化していない第三セクター等であっても、更なる民間活力手法の導入により、効率的な運営を追求することで将来の債務拡大のリスクの軽減を図ることが重要である。

また、これらの地方公共団体の点検評価に先立って、第三セクター等自らが点検評価を積極的に行うよう指導等を行う必要がある。

なお、複数の地方公共団体が出資している第三セクター等については、関係地方公共団体間で連携を密にしつつ、共同で責任を持って点検評価を行うべきである。

2 議会への説明と住民への情報公開

- (1) 地方公共団体の出資比率が一定割合以上等である第三セクターの経営状況については、議会への報告義務が定められているところである（地方自治法第243条の3）が、これらの場合以外でも、地方公共団体財政健全化法に基づく将来負担に算

入される対象となる法人その他地方公共団体が筆頭株主である等出資の状況や公的支援の状況、更には債務超過であること等経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）の状況等を総合的に勘案して、必要があると認められる法人については、毎年定期的に議会にその経営状況等を説明するべきである。

その際、対象法人全体の経営状況等について、総体的な把握ができるよう、それぞれの法人の財務数値とその合計額、純計額、損失補償債務残高合算額及び将来負担比率に算入された額の合算額等を記載した一覧性のある総括表を作成することが望ましい。

なお、第29次地方制度調査会答申において、「議会に経営状況の報告を要する法人の範囲の拡大」についての提言がなされていることに留意されたい。

- (2) 地方公共団体は、(1)の法人の経営状況等について、インターネット等も活用し、地域住民に分かりやすく公開するよう積極的に努めるとともに、情報公開制度に基づき、地域住民等の要請に応じて、情報の提供を行う必要がある。

また、地方公共団体は、第三セクター等に対しても、自ら積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう指導に努める必要がある。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法により、貸借対照表又はその要旨を公告すること、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を主たる事務所に備え置かなければならないこととされていることにも留意されたい。

- (3) 地方公共団体による第三セクター等に関する情報公開様式例を別記4のとおり示すので参考にされたい。

3 経営責任の明確化と運営体制

- (1) 第三セクター等の経営は、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものであり、経営者の職務権限や責任を明確にしておくべきである。

あわせて、経営者は、その任務懈怠により将来的に経営が困難な状況に陥り、当該法人の事業の整理（売却・清算）又は再生を行うこととなった場合等にあつては、民事上の責任追及（善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求訴訟）や刑事上の責任追及（刑事告訴）が問われることもあることについて十分に認識しておくべきである。

- (2) 役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求めることが適当であり、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用される

よう努めるとともに、当該法人の事業内容あるいは他の出資者との関係で、地方公共団体の長等が役員に就任する場合にあつては、その職責を十分果たし得るのか検討した上で就任する必要がある。

なお、地方公共団体の職員を派遣する場合は、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成１２年法律第５０号）等を踏まえ、適切に対応されたい。

- (3) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成１７年３月２９日付け総務事務次官通知）、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年法律第４７号）及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成１８年８月３１日付け総務事務次官通知）を踏まえ、役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等に不断に取り組む必要がある。

4 公的支援の考え方

- (1) 第三セクター等は独立した事業主体であり、その経営は当該法人の自助努力によって行われるべきであることから、原則として公的支援は、公共性、公益性を勘案した上で、その性質上当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該法人の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に限られるものであり、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではない。また、公的支援を行う場合は、あらかじめ地方公共団体と法人の間でその考え方を取り決めておくことが適当である。

- (2) 地方公共団体は、損失補償を行っている第三セクター等が経営破たんしたときには、当初予期しなかった巨額の債務（財政負担）を負うリスクもあることから、既存の損失補償債務で他の方策による公的支援に移行することが困難であり、かつ、当該債務の借換えに際し、損失補償の更新が不可欠と認められるときなど特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではなく、他の手段による方法を検討するべきである。

特別の理由によりやむを得ず損失補償を行う場合は、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、地方公共団体財政健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額等を記載した調書を調製し、議会、住民等に明らかにするべきである。

なお、政府関係機関からの第三セクター等への貸付けに対する損失補償の可否についても、同様の考え方に基づき厳正に対処すべきである。

- (3) 第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。
- (4) 地方公共団体の長は、第三セクター等の経営悪化により、当該第三セクター等に係る将来負担比率への算入額が増大した場合には、早期に経営改革を実施する一方で、債務履行義務が確定したときに備えて、リスクに応じて所要の引当金相当額を基金に積み立てる等財政運営上十分に留意すべきである。
- (5) 地方公共団体の長等が私人の立場で保証することは、公職の立場における契約と混同されるおそれがあること、また、そもそも個人の支払い能力を超えた保証は行うべきではないことから、避けるべきである。

5 資金の管理運用

- (1) 金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスクなど、必要な情報を把握した上で資金の管理運用に当たることを求めるべきである。
- (2) 資金の管理運用に係る事務手続きや運用責任の所在など、資金運用体制を明確化するとともに、運用しようとする資金の性格、運用すべき期間等を踏まえ、あらかじめ、資金の運用に関する方針や、債券で運用する場合の格付けを含めた資金の運用基準を明確にするよう求めるべきである。

第4 第三セクター等の設立に関する留意事項

第三セクター等の設立の是非の検討に当たっては、まず、公・民の責任の範囲を明確に切り分ける仕組みの構築を検討すべきであるとともに、既述の考え方を十分踏まえ、慎重に判断するべきである。また、次の点に留意する必要がある。

- (1) 外部の専門家の意見を聞くことにより、客観性、専門性の確保に特に留意した上で、将来の需要予測、事業計画の策定等が行われるべきものであり、事業実施ありきによる収支の辻褄合わせは厳に行ってはならない。また、国の政策に係るものであっても、同様の検討を行った上で、適切に判断すべきである。

- (2) 資金調達方式としては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とすべきであり、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合には、第三セクター等による事業化を原則として断念すべきである。
- (3) 将来的に収支が均衡する見込みはあるものの当面収益が上がらない事業や事業の性格上採算性の低い事業については、必要となる公的支援の見通しを踏まえた上で事業実施の適否が検討されるべきである。その際、地方公共団体による損失補償は、特別の理由がない限り行うべきではないこと等前述の公的支援の考え方を十分踏まえて検討を行う必要がある。
- (4) 第三セクター等の法人類型については、一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人等それぞれの特色を踏まえ、適切な選択を行うべきである。
- (5) 地方公共団体の出資については、公と民の役割分担の考え方を踏まえ、事業の種類や性格、純民間企業における類似事業の実施状況も勘案しつつ、必要最小限とすることが適当である。また、時限を設け、一定の条件の下で、民営化することの可能性についてあらかじめ検討しておくべきである。
- 一方で、地方公共団体が経営に関し主導的な地位を確保する必要がある場合においては、地方自治法等の関係規定を踏まえ、出資割合に応じて可能となる関与、行使できる権利等についても勘案しつつ、所要の出資割合の確保を検討することが適当である。
- なお、地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内（有限責任）であり、これを超えた責任は存在しないことを、当事者間のもとより対外的にも明確にしておく必要がある。
- また、特に大規模な投資が必要となる事業については、一般的に減価償却額が大きくなることによる財務諸表への影響に留意し、設立当初に適切な資本金等を確保する必要がある。
- (6) 議会に対して、事業及び行政関与の必要性、第三セクター等を選択することの妥当性、公的支援の必要性及び内容、運営体制に関する事前の検討結果に加え、設立団体の財政運営に及ぼす影響についてもあらかじめ十分説明し、理解、同意を得ておく必要がある。
- また、地域住民に対しても、議会に説明した内容について、より分かりやすい形で積極的に広報を行うなどにより、十分な理解を得るよう努める必要がある。

第5 その他

- 1 都道府県にあつては、市町村の求めに応じて企業会計に精通した人材の紹介を行うこと等により、市町村の監査体制や経営の検討体制が充実、強化されるよう支援することが望ましい。
- 2 林業公社については、全国的にその経営環境が悪化していることから、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」における報告にも留意されたい。
- 3 昨年国会に提出された「株式会社地域力再生機構法案」は、地方公共団体の出資割合が4分の1以上の第三セクターを支援対象から除くなどの修正が行われた上で、「株式会社企業再生支援機構法」として成立したところであるので、対象となる第三セクター等において事業再生を図る場合には留意されたい。

損失補償債務等負担見込額の算定基準（概要）

損失補償債務等負担見込額は、次の標準評価方式又は個別評価方式のいずれかの方法によって算定する。

・標準評価方式

損失補償付債務を次の i から v までに区分し、当該区分ごとに定める割合以上を損失補償債務等負担見込額とする方法。

i	A（正常償還見込債務）	10%
ii	B（地方団体要関与債務）	30%
iii	C（地方団体要支援債務）	50%
iv	D（地方団体実質管理債務）	70%
v	E（地方団体実質負担債務）	90%

具体的区分の決定は、次の①及び②に掲げる評価を行い算入率の高い方を用いる方法、又は③に掲げる評価を行い算入率を決定する方法のいずれかにより行う。

①財務諸表評価方式

対象となる法人を次のアからウまでの区分に分類し、当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況、当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況等に応じ、判定する方法。

ア 一般法人（別記 1－1 参照）

イ 地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人（別記 1－2 参照）

ウ 不動産取引型法人（別記 1－3 参照）

②外形事象評価方式

対象となる法人の経済的取引や出資者等の支援等に基づき、判定する方法（別記 1－4 参照）

③格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法（別記 1－5 及び 1－6 参照）

・個別評価方式

次のいずれかの方式により算出する方法。ただし、損失補償付債務の 10%を下回る額を損失補償債務等負担見込額とすることはできない。

①資産債務個別評価方式

出資法人等の当該年度の前年度の末日における時価による評価に基づき損失補償債務等負担見込額を算定

②経営計画個別評価方式

当該年度の末日における将来キャッシュフローから損失補償債務等負担見込額を算定

③損失補償付債務償還費補助評価方式

当該年度前 3 年度の補助金等の財政支援の実績等に基づいて損失補償債務等負担見込額を算定

財務諸表評価方式(一般法人)

別記1-1

損益計算書上の経常損益		経常損益が赤字					
		経常損益が黒字			経常損益が赤字		
		債務超過額の3分の1以上	債務超過額の5分の1以上3分の1未満	債務超過額の10分の1以上5分の1未満	債務超過額の10分の1未満	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合	
						20分の1未満	20分の1以上5分の1未満 5分の1以上2分の1以上
貸借対照表上の純資産	資産超過	A				A	
						B	
						B	B B C
						B	B C D
						B	B C D
						B	C D E
						B	C D E
	債務超過	経常黒字の債務超過額に対する割合				経常赤字の損失補償付債務額に対する割合	
		債務超過額の3分の1以上	債務超過額の5分の1以上3分の1未満	債務超過額の10分の1以上5分の1未満	債務超過額の10分の1未満	20分の1未満	20分の1以上5分の1未満 5分の1以上2分の1以上
		B	B	B	B	B	E E
		B	B	B	B	C	E E
		B	B	B	C	D	E E
		B	B	C	D	E	
		B	C	D	E	E	

※ A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。
資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。

財務諸表評価方式(地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人)

別記1-2

損益計算書上の経常損益									
経常損益が黒字				経常損益が赤字					
				債務超過前 要償還債務 償還可能法 人	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
					20分の1未 満	20分の1以 上10分の1 未満	10分の1以 上5分の1 未満	5分の1以 上2分の1 未満	2分の1以 上
貸借対照表上の純資産	資産超過	10年後資産超過	A	A	B				
		10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額 のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1未満			B	B	B	B	C
		10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額 のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未 満			B	B	B	C	D
		10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額 のいずれか少ない額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未 満			B	B	C	D	E
		10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額 のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償 付債務額未満			B	C	D	E	E
		10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額 のいずれか少ない額が損失補償付債務額以上			B	C	D	E	E
					経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
債務超過	債務超過		B	減価償却前 黒字	20分の1未 満	20分の1以 上10分の1 未満	10分の1以 上5分の1 未満	5分の1以 上2分の1 未満	2分の1以 上
		債務超過額が損失補償付債務の4分の1未満			B	B	C	D	E
		債務超過額が損失補償付債務の4分の1以上2分の1未満			B	B	D	E	E
		債務超過額が損失補償付債務の2分の1以上4分の3未満			B	C	E	E	E
		債務超過額が損失補償付債務の4分の3以上損失補償付債 務額未満			E				
		債務超過額が損失補償付債務以上			E				
					経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				

※ A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。
 資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいう。
 債務超過前要償還債務償還可能法人とは、要償還債務の額を減価償却前経常利益の額で除して得た値が純資産の額を経常損失の額で除して得た額を下回る法人をいう。

財務諸表評価方式(不動産取引型法人)

別記1ー3

損益計算書上の経常損益		経常損益が赤字				
	経常損益が黒字	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
		20分の1未満	20分の1以上10分の1未満	10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満	2分の1以上
貸借対照表上の純資産	資産超過	A	A	B	C	D
	債務超過	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
		20分の1未満	20分の1以上10分の1未満	10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満	2分の1以上
	債務超過額が損失補償付債務額の4分の1未満	B	C	D	E	E
	債務超過額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満	C	D	E	E	E
	債務超過額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満	D	E	E	E	E
	債務超過額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満	E				
	債務超過額が損失補償付債務額以上	E				

※ A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。
 資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額は、損失補償付債務の額をいう。

外形事象評価方式

別記1－4

	元利金支払い状況	その他	損失補償を付した団体の追加支援
A 正常償還見込債務	条件緩和なし 延滞なし		損失補償付債務の元利償還費の10%未満しか、損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領していない。
B 地方団体要関与債務	条件緩和あり 1ヶ月未満の延滞		損失補償付債務の元利償還費の10%～30%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
C 地方団体要支援債務	1ヶ月以上3ヶ月以内の延滞		損失補償付債務の元利償還費の30%～50%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
D 地方団体実質管理債務	3ヶ月超6ヶ月未満の延滞		損失補償付債務の元利償還費の50%～70%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
E 地方団体実質負担債務	6ヶ月以上の延滞	第3者から破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生等が申し立てられている。 手形交換所の取引停止処分を受けている。	損失補償付債務の元利償還費の70%以上の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。

格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

別記1ー5

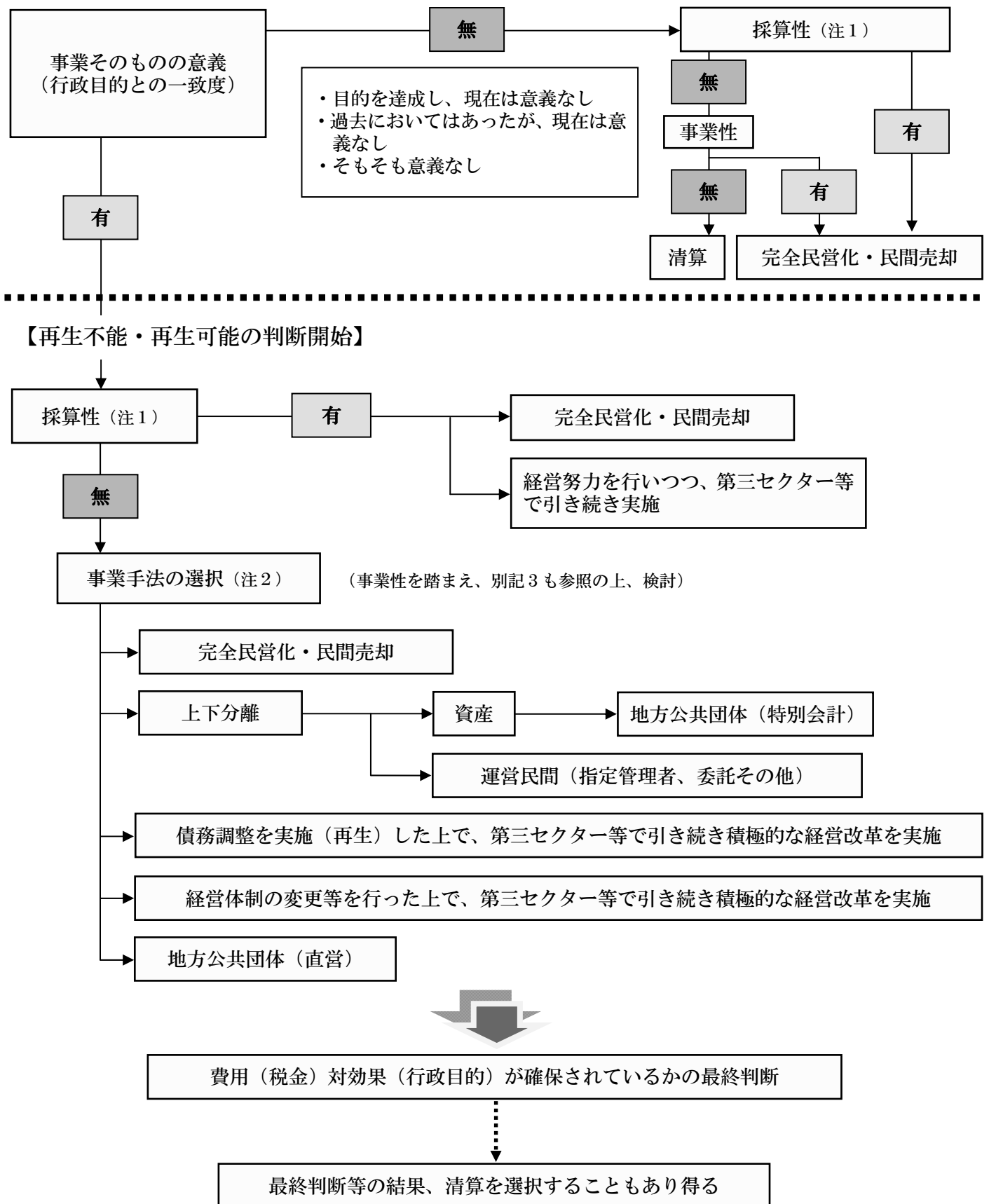
	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ	フィッチレーティングスリミテッド
A 正常償還見込債務	BB-以上	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上
B 地方団体要関与債務	B	B	B	B	B
C 地方団体要支援債務	B、CCC	B、CCC	B、Caa	B、CCC以上	B、CCC
D 地方団体実質管理債務	CCC、CC	CCC、CC	Caa、Ca	CCC、CC	CCC,CC
E 地方団体実質負担債務	CC、C以上	CC、C、D以上	Ca、C	CC、C、D	CC、C、D

格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

別記1ー6

	株式会社格付投資情報センター 中堅 企業格付け	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティ ングス・サービシズ 日本SME格付け	株式会社日本格付研究所 中小企業格付け	JCR中堅・ 中小企業格付け
A 正常償還見込債務	bbb以上	bbb以上	bbb以上	bbb以上
B 地方団体要関与債務	bb以上	bb以上	bb以上	bb以上
C 地方団体要支援債務	b以上	b以上	b以上	b以上
D 地方団体実質管理債務	ccc以上	ccc以上	ccc以上	ccc以上
E 地方団体実質負担債務	ccc以上	ccc以上	c～cc以上	c～cc以上

【抜本的処理策検討のフローチャート】



注1 採算性の判断に当たっては、基本的には、指針中第2の「1 処理策検討の手順」参照のこと。

注2 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

事業手法区分別特性

区分	公的部門の費用負担	経営の裁量の大小	公的部門に係る赤字負担リスク	公的部門のガバナンス
直営	ほぼ全額負担	小さい	あり	直接的ガバナンス
公営企業	①経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、 ②経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費	やや小さい	あり	直接的ガバナンス
三セク等	同上	やや小さい	損失補償等に係る費用負担	①出資・出捐者としてのガバナンス ②自治法に基づく調査権、監査権
上下分離方式 (含む指定管理者制度)	基本的に資本費	やや大きい	限定的	限定的
民間	なし	大きい	なし	なし

本表は定性的・一般的な傾向を示したものであることに留意されたい。

地方公共団体による情報公開の様式例

1 作成年月日及び作成担当部署									
作成年月日 平成 年 月 日									
作成担当部署 都・道・府・県 市・区・町・村 部・局 課・室									
2 第三セクター名等									
第三セクター名									
第三セクター所在地 〒 電話番号 () -									
設立年月日 昭和・平成 年 月 日 ホームページアドレス									
3 資本金 千円 (当該地方公共団体の出資割合 %)									
4 事業内容									
5 財務状況									
貸借対照表から	項目	金額(千円)			損益計算書から	項目	金額(千円)		
		前々年度	前年度	本年度			前々年度	前年度	本年度
	総資産					総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)			
	負債					(うち地方公共団体からの補助金・委託金)	()	()	()
	(うち有利子負債)	()	()	()		経常損益			
	純資産					当期損益			
	利益剰余金				減価償却前当期損益				
6 役職員の状況									
役員数(うち地方公共団体出向者・退職者)		役員平均年齢	役員の平均年収(千円)	職員数(うち地方公共団体出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収(千円)			
()				()					
7 第三セクターへの関与の状況									
(1) 公的支援(フロー)									
項目		金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)				
		前々年度	前年度	本年度					
① 補助金(助成金)									
② 利子補給金									
③ 税の減免額									
④ その他()									
小計					—				
⑤ 損失補償契約に伴う金利軽減額									
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用									
小計					—				
合計					—				
(参考) 委託料									
(2) 公的支援(ストック)									
項目		金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)				
		前々年度	前年度	本年度					
① 損失補償契約に係る債務残高(将来負担額)									
(将来負担算入率)									
② 貸付金残高									
③ 出資金									
合計					—				
8 地方公共団体による監査結果									
9 その他の特記事項									

○ 出資や公的支援の状況等を勘案し、次に掲げる書類も情報公開することが望ましい。

・ 一般社団法人及び一般財団法人においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき、①定款、②(社団法人の場合)社員名簿、③事業報告書、④損益計算書(正味財産増減計算書)、⑤貸借対照表、⑥附属明細書、⑦監査報告、⑧(会計監査人を設置している場合には)会計監査報告

・ 公益社団法人及び公益財団法人においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)」に基づき、上記(一般社団法人及び一般財団法人において公開する書類)に加え、①事業計画書、②収支予算書、③資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、③財産目録、④役員等名簿、⑤役員等報酬等の支給の基準、⑥(会計監査人の設置義務がある場合には)キャッシュ・フロー計算書、⑦運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

・ 会社法人においては、①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書、④個別注記表、⑤事業報告、⑥附属明細書、⑦(監査役設置会社においては)監査報告、⑧(会計監査人設置会社においては)会計監査報告

○ 当様式及び関係書類を情報公開する際には、別途一覧性のある総括表の作成を行うほか地域住民等のニーズに応じた分かりやすいものとなるように工夫すべきである。

○ 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人については、5. 財務状況の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えること。(下記参照)

<貸借対照表>純資産→正味財産合計

利益剰余金→一般正味財産

<損益計算書>損益計算書→正味財産増減計算書

総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)→総収入(=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額)

経常損益→当期経常増減額

当期損益→当期一般正味財産増減額

第三セクター等の状況に関する調査結果の概要

I 第三セクター等の概況 調査対象法人：8,056法人

調査時点：平成25年3月31日時点

- ① 第三セクター
地方公共団体が出資又は出えん（以下「出資」という。）を行っている社団法人・財団法人及び特例民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）並びに会社法法人。
- ② 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。）
- ③ 地方独立行政法人

1 法人数・設立状況

（ ）内は前年度調査（平成24年12月26日公表）の数値です。

○法人数は3.0%減少

- ・ 平成25年3月31日現在の第三セクター等の数は8,056法人（8,308法人）で、平成24年3月31日時点に比べ252法人、約3.0%減少しています。

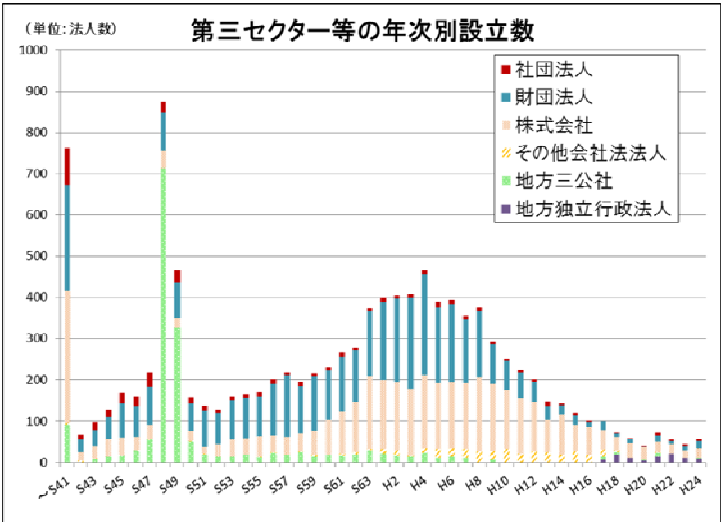
区分	H15調査	H16調査	H17調査	H18調査	H19調査	H20調査	H21調査	H22調査	H23調査	H24調査	H25調査
第三セクター計	8,457	8,357	8,217	7,973	7,775	7,686	7,535	7,439	7,317	7,181	6,971
社団法人・財団法人	4,636	4,534	4,390	4,183	4,051	3,973	3,863	3,813	3,723	3,616	3,456
会社法法人	3,821	3,823	3,827	3,790	3,724	3,713	3,672	3,626	3,594	3,565	3,515
地方三公社	1,654	1,590	1,392	1,227	1,205	1,175	1,150	1,117	1,084	1,033	981
第三セクター及び地方三公社	10,111	9,947	9,609	9,200	8,980	8,861	8,685	8,556	8,401	8,214	7,952
地方独立行政法人				8	27	38	44	62	83	94	104
総計	10,111	9,947	9,609	9,208	9,007	8,899	8,729	8,618	8,484	8,308	8,056

（注）地方独立行政法人は平成18年度から調査対象としている。

○新設法人数は前年に比べ増加

- ・ 平成24年中に新たに設立された法人は57法人（44法人）と前年に比べ増加しています。
- ・ うち社団・財団法人の設立が22法人、会社法法人の設立が24法人、地方独立行政法人の設立が10法人です。

設立年(暦年)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
社団法人	4	3	0	2	1	1	6	4	3	5
財団法人	23	12	21	7	9	2	15	7	12	17
株式会社	66	68	48	33	36	30	27	23	17	23
其他会社法法人	26	17	17	6	1	1	1	1	1	1
地方三公社	0	0	7	5	0	1	8	0	0	1
地方独立行政法人	0	1	7	19	11	5	15	21	11	10
計	119	101	100	72	58	40	72	56	44	57



2 出資の状況

○地方公共団体等からの出資は総額の69.7%

- ・ 第三セクター等に対する地方公共団体等（地方公共団体及び地方公共団体が過半を出資する法人をいう。以下同じ。）からの出資額は4兆6,526億円（4兆5,393億円）であり、出資総額6兆6,745億円（6兆5,041億円）の69.7%（69.8%）となっています。
- ・ 法人区分ごとの出資の状況は、次のとおりとなっています。

① 社団法人・財団法人

出資総額 : 1兆 981億円 (1兆1,597億円)
 地方公共団体等からの出資額 : 7,485億円 (7,911億円)
 地方公共団体等出資割合 : 68.2% (68.2%)

② 会社法法人

出資総額 : 3兆1,610億円 (2兆9,518億円)
 地方公共団体等からの出資額 : 1兆4,886億円 (1兆3,556億円)
 地方公共団体等出資割合 : 47.1% (45.9%)

③ 地方三公社

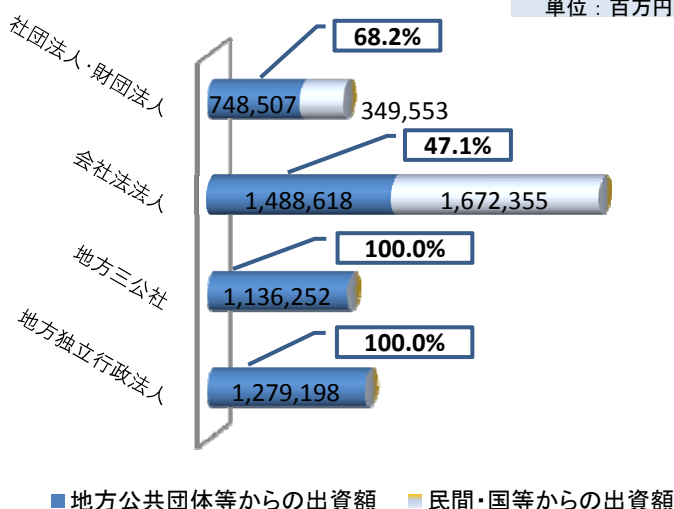
地方公共団体等からの出資額 : 1兆1,363億円 (1兆1,572億円)
 地方公共団体等出資割合 : 100% (100%)

④ 地方独立行政法人

地方公共団体等からの出資額 : 1兆2,792億円 (1兆2,354億円)
 地方公共団体等出資割合 : 100% (100%)

第三セクター等に対する出資額及び 地方公共団体等出資割合

単位：百万円



3 役職員の状況

○第三セクター等の役職員数は微減

- ・ 第三セクター等の役職員数は30万1,481人であり、うち3万1,452人、10.4%が地方公共団体退職者であり、3万7,775人、12.5%が地方公共団体出向者となっています。

(単位：人)

区分	25年度調査					(参考) 24年度調査
	総数	うち地方 公共団体 退職者	構成比	うち地方 公共団体 出向者	構成比	総数
第三セクター	229,599	12,427	5.4%	19,803	8.6%	237,797
社団法人・財団法人	107,304	8,598	8.0%	14,902	13.9%	114,870
会社法法人	122,295	3,829	3.1%	4,901	4.0%	122,927
地方三公社	18,858	806	4.3%	11,355	60.2%	20,116
第三セクター及び地方三公社	248,457	13,233	5.3%	31,158	12.5%	257,913
地方独立行政法人	53,024	18,219	34.4%	6,617	12.5%	47,733
総計	301,481	31,452	10.4%	37,775	12.5%	305,646

Ⅱ 第三セクター等の経営状況 調査対象法人：6,787法人

調査時点：平成25年3月31日時点の直近の財務諸表等による

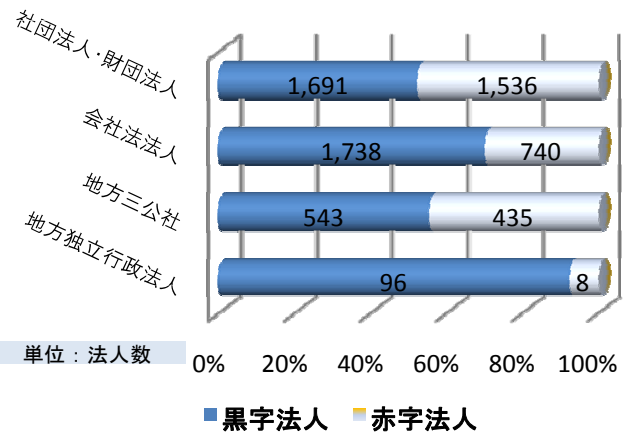
- ① 地方公共団体等の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法法人（複数の地方公共団体の出資割合の合計が25%以上の法人を含む。）
- ② 出資割合が25%未満であるものの、地方公共団体から財政的支援（補助金、貸付金及び損失補償）を受けている社団法人・財団法人及び会社法法人
- ③ 地方三公社
- ④ 地方独立行政法人

1 経常損益の状況

- ・ 第三セクターについては60.1%（60.1%）が黒字となっており、39.9%（39.9%）が赤字となっています。

区分		法人数	構成比
第三セクター	黒字法人	3,429	60.1%
	赤字法人	2,276	39.9%
社団法人・財団法人	当期正味財産増加法人	1,691	52.4%
	当期正味財産減少法人	1,536	47.6%
会社法法人	経常黒字法人	1,738	70.1%
	経常赤字法人	740	29.9%
地方三公社	経常黒字法人	543	55.5%
	経常赤字法人	435	44.5%
地方独立行政法人	経常黒字法人	96	92.3%
	経常赤字法人	8	7.7%
総計	黒字法人	4,068	59.9%
	赤字法人	2,719	40.1%

経常損益の状況

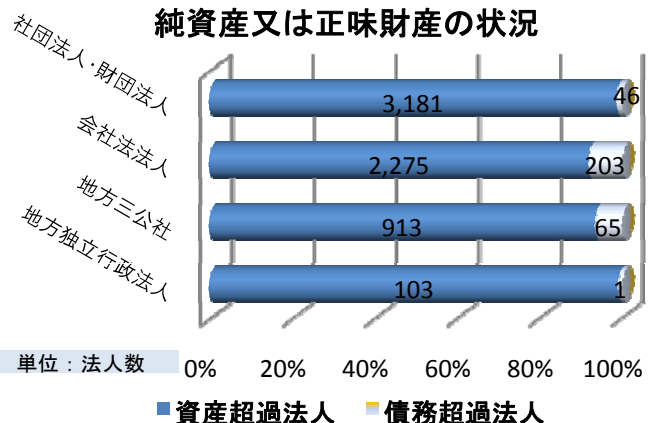


2 純資産又は正味財産の状況

- ・ 第三セクターについては95.6%（95.4%）が資産超過、4.4%（4.6%）が債務超過となっています。

区分		法人数	構成比
第三セクター	資産超過	5,456	95.6%
	債務超過	249	4.4%
社団法人・財団法人	資産超過	3,181	98.6%
	債務超過	46	1.4%
会社法法人	資産超過	2,275	91.8%
	債務超過	203	8.2%
地方三公社	資産超過	913	93.4%
	債務超過	65	6.6%
地方独立行政法人	資産超過	103	99.0%
	債務超過	1	1.0%
総計	資産超過	6,472	95.4%
	債務超過	315	4.6%

純資産又は正味財産の状況



3 財政的支援の状況

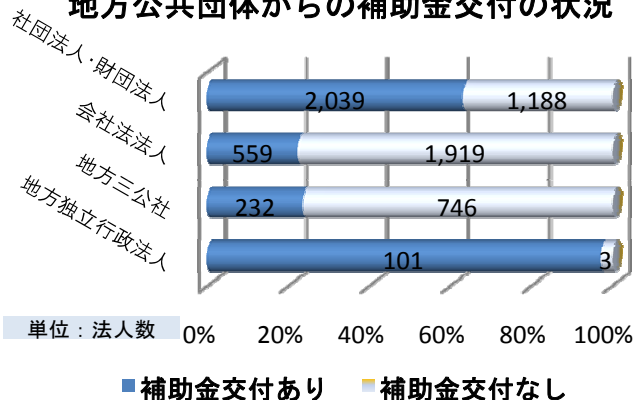
(1) 地方公共団体からの補助金交付額の状況

- ・ 第三セクター5,705法人のうち、地方公共団体から補助金を交付されている法人は2,598法人（前年度調査比3.1%減）であり、交付総額は2,483億円（同7.9%減）となっています。

（単位：百万円）

区分	全体法人数 (a)	交付法人数 (b)	構成比 (b/a)	交付額
第三セクター	5,705	2,598	45.5%	248,267
社団法人・財団法人	3,227	2,039	63.2%	212,389
会社法法人	2,478	559	22.6%	35,878
地方三公社	978	232	23.7%	51,965
地方独立行政法人	104	101	97.1%	244,985
総計	6,787	2,931	43.2%	545,216

地方公共団体からの補助金交付の状況



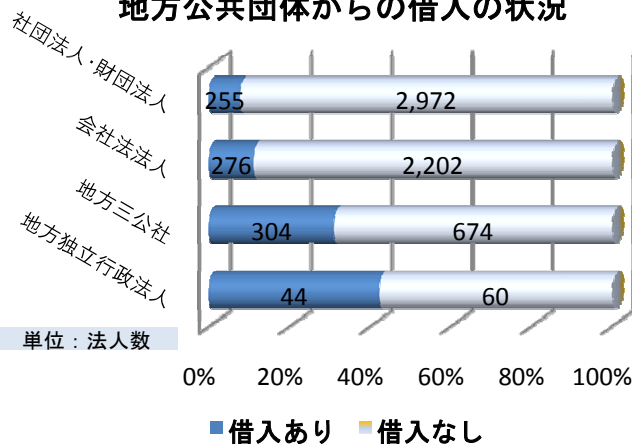
(2) 地方公共団体からの借入残高の状況

- ・ 第三セクター5,705法人のうち、地方公共団体からの借入残高を有する法人は531法人（前年度調査比5.2%減）であり、借入残高は3兆333億円（同1.0%増）となっています。

（単位：百万円）

区分	全体法人数 (a)	借入法人数 (b)	構成比 (b/a)	残高
第三セクター	5,705	531	9.3%	3,033,279
社団法人・財団法人	3,227	255	7.9%	2,019,132
会社法法人	2,478	276	11.1%	1,014,147
地方三公社	978	304	31.1%	1,519,253
地方独立行政法人	104	44	42.3%	443,794
総計	6,787	879	13.0%	4,996,326

地方公共団体からの借入の状況



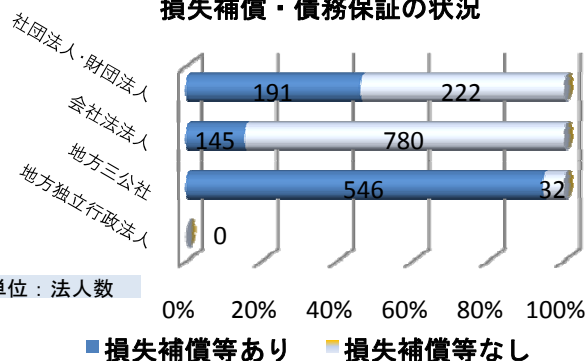
(3) 地方公共団体以外からの借入金と損失補償・債務保証の状況

- ・ 地方公共団体以外からの借入金を有する法人数は1,916法人（前年度調査比7.3%減）となっています。
- ・ 損失補償・債務保証が付されている債務を有する法人は882法人（同11.3%減）あり、その残高は4兆9,635億円（同13.1%減）となっています。

（単位：百万円）

区分	全体 法人数	地方公共団体以外からの 借入金		損失補償・債務保証付債務		
		法人数 (a)	残高	法人数 (b)	構成比 (b/a)	残高
第三セクター	5,705	1,338	3,224,461	336	25.1%	1,251,572
社団法人・財団法人	3,227	413	1,217,542	191	46.2%	967,255
会社法法人	2,478	925	2,006,920	145	15.7%	284,317
地方三公社	978	578	4,319,430	546	94.5%	3,711,879
地方独立行政法人	104	0	0	0	-	0
総計	6,787	1,916	7,543,891	882	46.0%	4,963,452

損失補償・債務保証の状況

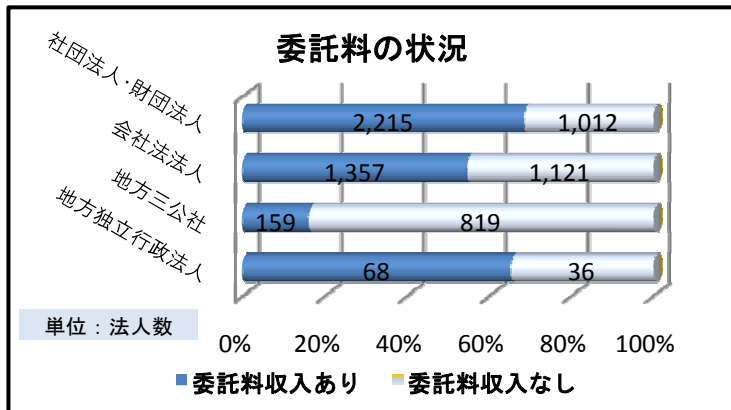


(4) 地方公共団体からの委託料収入の状況

- 第三セクター5,705法人のうち、地方公共団体からの委託料収入のある法人は3,572法人（前年度調査比4.1%減）あり、委託料収入の総額は8,084億円（同3.1%減）となっています。

（単位：百万円）

区分	全体法人数 (a)	委託料収入の ある法人数 (b)	構成比 (b/a)	委託料収入額
第三セクター	5,705	3,572	62.6%	808,392
社団法人・財団法人	3,227	2,215	68.6%	600,732
会社法法人	2,478	1,357	54.8%	207,660
地方三公社	978	159	16.3%	157,124
地方独立行政法人	104	68	65.4%	9,019
総計	6,787	3,799	56.0%	974,535



Ⅲ 情報公開・経営の点検評価の取り組み 調査対象法人：6,787法人

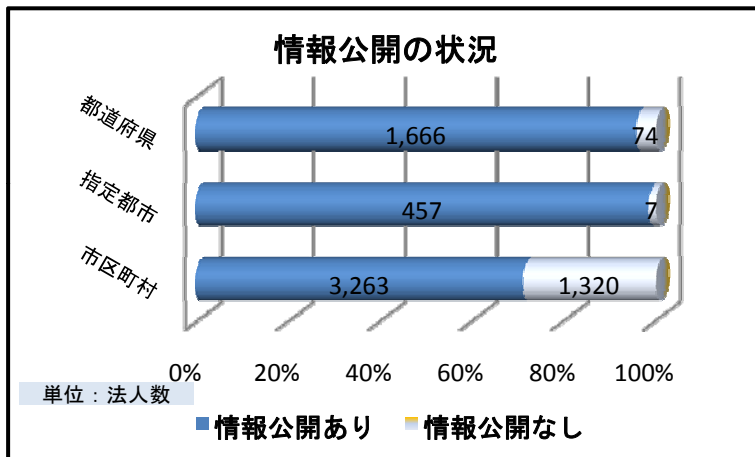
- 地方公共団体等の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法法人（複数の地方公共団体の出資割合の合計が25%以上の法人を含む。）
- 出資割合が25%未満であるものの、地方公共団体から財政的支援（補助金、貸付金及び損失補償）を受けている社団法人・財団法人及び会社法法人
- 地方三公社
- 地方独立行政法人

1 情報公開の状況

- 情報公開を行っている第三セクター等の割合は79.4%（79.1%）となっています。

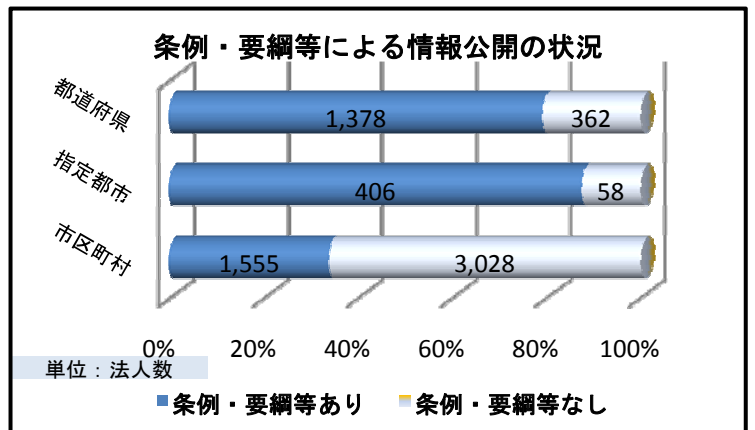
区分	全体法人数	情報公開を行っている 法人数	構成比
都道府県	1,740	1,666	95.7%
指定都市	464	457	98.5%
市区町村	4,583	3,263	71.2%
合計	6,787	5,386	79.4%

※ 財務諸表等（概要を含む）を、開示請求によることなく公開しているものを情報公開として調査



- 地方公共団体の条例、要綱等により情報公開が定められている第三セクター等は49.2%（49.1%）となっています。

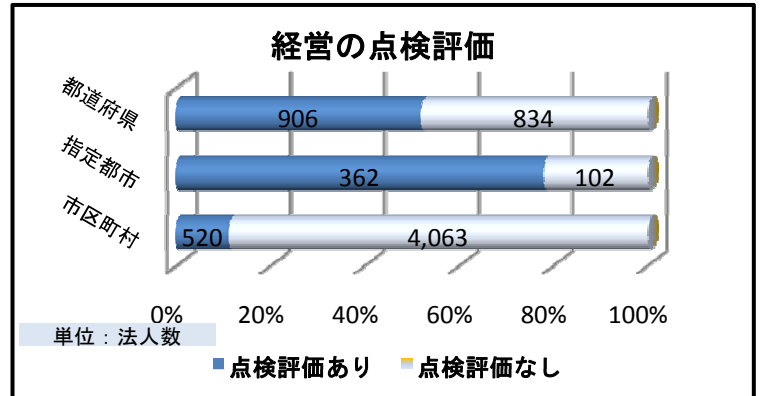
区分	全体法人数	条例・要綱等が 定められている法人数	構成比
都道府県	1,740	1,378	79.2%
指定都市	464	406	87.5%
市区町村	4,583	1,555	33.9%
合計	6,787	3,339	49.2%



2 経営の点検評価

- 委員会等により、定期的に経営の点検評価を実施している法人は26.3%（26.4%）となっています。

区分	全体 法人数	点検評価が行わ れている法人数	構成比
都道府県	1,740	906	52.1%
指定都市	464	362	78.0%
市区町村	4,583	520	11.3%
合計	6,787	1,788	26.3%



IV 第三セクター等の統廃合の状況

- 平成24年度中に廃止が243件、統合が19件、出資引揚が46件あり、321法人減少しています。

区分	廃止件数	統合件数	法人減少数	出資引揚件数
第三セクター	189	19	32	46
社団法人・財団法人	126	10	19	32
会社法法人	63	9	13	14
地方三公社	54	0	0	0
地方独立行政法人	0	0	0	0
総計	243	19	32	46

V 第三セクター等の法的整理の状況

- 平成24年度中に法的整理を申し立てた法人は11法人となっており、社団法人・財団法人が2法人、会社法法人が8法人、地方住宅供給公社が1法人となっておりま。

区分	25年度調査							24年度調査
	法人数	整理方法						法人数
		会社更生	民事再生	特定調停	特別清算	破産	事業再生ADR	
社団法人・財団法人	2	0	2	0	0	0	0	3
会社法法人	8	0	1	0	2	5	0	20
地方住宅供給公社	1	0	1	0	0	0	0	0
合計	11	0	4	0	2	5	0	23

（参考）法的整理申立法人数の推移

区分	15年度調査	16年度調査	17年度調査	18年度調査	19年度調査	20年度調査	21年度調査	22年度調査	23年度調査	24年度調査	25年度調査
社団法人・財団法人	0	0	2	3	0	2	1	0	3	3	2
会社法法人	18	22	15	14	16	18	13	12	9	20	8
地方三公社	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	18	26	17	17	16	20	14	12	13	23	11

第三セクター等における資金調達の状況に関するアンケート調査 記載要領

調査目的

総務省は第三セクター等(第三セクター及び地方公社)の資金調達については、地方公共団体の信用力(損失補償等)によるのではなく、第三セクター等が行う事業の収益性に着目した考え方を基本とするべきことを示している。

しかしながら、現時点においては事業の収益性に着目した資金調達が幅広く取り入れられているとは言い難い状況にある。

本調査は、上記の状況を踏まえ第三セクター等の資金調達の現状を把握し、第三セクター等のあるべき資金調達とそれを行うための手法を検討するために行うものである。

1. 調査時点

- ・ 平成 25 年 12 月 1 日現在
- ・ 財務諸表関係の数値を回答する必要がある場合は、調査時点で確定している最新決算の数値により回答してください。

2. 調査対象

- ・ 次の法人(以下「第三セクター等」という。)を対象とします。
 - ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定により設立された次の法人のうち、地方公共団体が出捐しているもの(以下「社団法人・財団法人」という。)
 - ✓ 公益／一般社団法人
 - ✓ 公益／一般財団法人
 - ② 会社法等の規定により設立された次の法人のうち、地方公共団体が出資しているもの。
 - ✓ 株式会社
 - ✓ 合名会社
 - ✓ 合資会社
 - ✓ 合同会社
 - ✓ 特例有限会社
 - ③ 地方住宅供給公社

注意事項

※地方公共団体(一部事務組合を含む)が出資・出捐をしていれば、額の多寡を問わず本調査の対象となります。

※以下の法人は調査対象外となります。

- ① 事業活動の範囲が全国的な法人又は全国規模で設立されている法人
- ② 銀行等の金融機関並びに広域的に事業を行う電力会社又はガス会社
- ③ 職員の派遣や財政的支援を行っているが、出資・出捐をしていない法人
- ④ 社会福祉法人や信用保証協会等、一般社団・財団法人法又は会社法の規定に基づかず設立された法人
- ⑤ 地方道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人

3. 調査票の記入を行う地方公共団体

- ・ 各第三セクター等において法人ごとに調査票を作成し、取りまとめは各地方公共団体において行ってください。
- ・ 取りまとめは第三セクター等に対する出資額が最も大きな地方公共団体が行ってください。
- ・ 出資額が同額の団体がある場合は、設立運営に最も関与している地方公共団体が行ってください。
- ・ 判断が難しい場合は、最新の全国地方公共団体コード（市町村合併等でコードに変更があった場合には変更後のコード）における、コード番号が小さい地方公共団体が行ってください。
- ・ 市区町村分については、都道府県（市町村担当課、区政課）において取りまとめのうえ、調査票を調製してください。

4. 「法人コード」の記入方法

- ・ 調査票に記入する「法人コード」は別途配布する法人コード一覧表に基づいて記入してください。
※「法人コード」＝「平成 25 年度第三セクター等の状況に関する調査」における、団体コード(6 桁)＋法人番号(4 桁)となります
例) 団体コード:000001、法人番号:0002 の場合⇒法人コード:0000010002

※「平成 25 年度第三セクター等の状況に関する調査」の基準時点(平成 25 年 3 月 31 日)以降の新規設立法人は、新しい法人番号を配番の上で法人コードを作成してください。

5. 提出期限

平成 26 年 1 月 24 日（金）

6. 提出方法

- ・ 調査票をメールにて以下の宛先までご送付ください。
- ・ また、調査に関する問い合わせがある場合も、下記担当者までご連絡ください。
総務省公営企業課 福士 mail : d.fukushi@soumu.go.jp
TEL : 03-5253-5635

各設問に関する説明

I. 定量項目(金額は全て千円単位で記入)

I-1: 直近決算時点における資本金額・基本財産額をお答えください。

- ・ 会社法法人及び地方住宅供給公社においては、貸借対照表上の資本金の額、財団法人・社団法人においては基本財産額をご記入ください。
（「純資産額」「正味財産額」ではありませんのでご注意ください。）

I-2: 直近決算時点における貸借対照表上の長期借入金の額(1 年内返済予定を含む)をお答えください。

- ・ 法人の貸借対照表上、長期借入金として計上されている金額をご記入ください。流動負債に 1 年内返済予定長期借入金が計上されている場合、その額も合算してご記入ください。
但し、1 年内返済予定長期借入金が決算書上、短期借入金として計上されている場合は、切り分ける必要はありません。

I－3: 直近決算時点における貸借対照表上の短期借入金の額をお答えください。

- ・ 法人の貸借対照表に短期借入金として計上されている額であり、地方公共団体からみた「短期貸付金」ではありませんのでご注意ください。

I－4: 直近決算時点における経常収入の金額をお答えください。

- ・ 法人形態に従って、以下の数値を記入してください。
 - 会社法法人（株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社）
→＜損益計算書上＞売上高（又は営業収益）＋営業外収益
 - 一般・公益社団（財団）法人
→＜正味財産増減計算書上＞一般正味財産増減の部の経常収益
 - 地方住宅供給公社
→＜損益計算書上＞事業収益＋その他経常収益
 - 新公益法人会計基準へ移行していない社団・財団法人で正味財産増減計算書がストック式
→＜収支計算書上＞当期収入合計
 - 新公益法人会計基準へ移行していない社団・財団法人で正味財産増減計算書がフロー式
→＜正味財産増減計算書＞増加の部合計

I－5: 売上(収入)の相手方について、最も比率が高いものを以下の選択肢からお選びください。

- ① 国、地方公共団体、またはそれらに準ずる法人
- ② 民間法人
- ③ 一般個人

I－6: 売上(収入)の内容について、最も当てはまるものを以下の選択肢からお選びください。

- ① 中長期にわたり安定的な収入として見込むことが可能な収入
- ② 様々な外部要因による売上(収入)の変動が見込まれる収入

I－7: 会計監査人(公認会計士・監査法人)による会計監査を受け、監査報告書の提出を受けていますか。

- ① 受けている
- ② 受けていない

II. 調達内容に関する項目

II－1: 金融機関からの担保付借入の有無についてお答えください。

なお、いわゆる「添え担保」扱いの場合は担保付借入には含みません。

- ① 有
- ② 無

- ・ 差入れている担保の種類は問いません。

【この設問はⅡ－１で「有」と回答した場合のみお答えください。】

Ⅱ－２：調査時点における担保付借入の残高を千円単位でお答えください。

また、以下記載の担保の種類による保全金額の内訳もお答えください。

- i：不動産
- ii：有価証券
- iii：預金
- iv：在庫・売掛金
- v：その他

Ⅱ－３：金融機関から借入を行う場合、経営者の個人保証は差入れしていますか。

- ① 差入れしている
- ② 差入れしていない

- ・ 個人保証を差入れする場合としない場合がある時は、頻度が高い方をお答えください。

Ⅱ－４：設備投資を借入で賄う場合の借入期間について、基本的な条件をお答えください。

- ① 短期借入(1年以下)
- ② 1年超～5年以下
- ③ 5年超～10年以下
- ④ 10年超

Ⅱ－５：金融機関から借入を行う場合の、基本的な金利条件をお答えください。

(例：短期プライムレート＋〇.〇%、Tibor＋〇.〇%、等)

- ・ 借入の内容・タイミング等で条件は様々と思いますが、最も一般的な条件についてお答えください。
- ・ 基準金利＋スプレッド、または出来上がり金利のいずれかの形式で入力してください。

Ⅱ－６：銀行借入を行う際の調達先選定で最も重視する点をお選びください。

- ① 借入金利などの条件面(入札・見積合わせ等による選定も含む)
- ② 金融機関との取引関係
- ③ 設立団体の意向
- ④ 金融機関の経営内容(決算の状況、外部格付など)
- ⑤ 指定金融機関であること
- ⑥ その他

Ⅱ－７：現在の借入金融機関の数をお答えください。

Ⅱ－８：現在の取引金融機関の業態を以下から選択してください(複数回答可)。

- ① 普通銀行(地銀・第二地銀を除く)
- ② 信託銀行
- ③ 政府系金融機関
- ④ 地方銀行・第二地方銀行
- ⑤ 系統上部機関(農林中金・信金中金)
- ⑥ 信用金庫・信用組合
- ⑦ 農業協同組合
- ⑧ その他

Ⅱ－９：主力取引銀行との取引歴を期間(年)でお答えください

Ⅱ－１０：現在の取引金融機関と取引を行っている理由をお答えください。

- ① 法人設立時から支援してもらっているため
- ② 日常の経営相談への対応が良い
- ③ 借入条件が有利であるため
- ④ 経営状況が安定しているため
- ⑤ 指定金融機関であるため
- ⑥ その他(自由記載)

- ・ 現時点での金融機関との取引状況についてお答えください。

Ⅲ. 調達の状況に関する項目

Ⅲ－１：過去の設備投資(主として固定資産取得、含む更新投資)に際しての資金調達手段について、調達金額を 100 とした場合の以下の各調達手段の比率をお答えください。

- ①0% ②0%超～25%以下 ③25%超～50%以下
- ④50%超～75%以下 ⑤75%超～100%
- i : 銀行等借入(地方公共団体の損失補償付き)
- ii : 銀行等借入(地方公共団体の損失補償無し)
- iii : 地方公共団体からの借入
- iv : 増資
- v : 地方公共団体からの補助金
- vi : 自己資金(手元現預金等)
- vii : その他

- ・ 既に行った設備投資の実績についてお答えください。
- ・ i ～viiの各選択肢について、合計して 100%になるように調整する必要はありません。

Ⅲ－２：現時点で新たな設備投資（主として固定資産取得、含む更新投資）を行う場合の資金調達手段について、調達金額を 100 とした場合の以下の各調達手段の比率をお答えください。

①0% ②0%超～25%以下 ③25%超～50%以下

④50%超～75%以下 ⑤75%超～100%

i : 銀行等借入（地方公共団体の損失補償付き）

ii : 銀行等借入（地方公共団体の損失補償無し）

iii : 地方公共団体からの借入

iv : 増資

v : 地方公共団体からの補助金

vi : 自己資金（手元現預金等）

vii : その他

- ・ 今後、新たに設備投資を行うと仮定した場合についてお答えください。
- ・ i ～vii の各選択肢について、合計して 100% になるように調整する必要はありません。

Ⅲ－３：現時点での人件費・事務費等を含めた運転資金を調達する場合の調達手段について、調達金額を 100 とした場合の以下の各調達手段の比率をお答えください。

①0% ②0%超～25%以下 ③25%超～50%以下

④50%超～75%以下 ⑤75%超～100%

i : 銀行等借入（地方公共団体の損失補償付き）

ii : 銀行等借入（地方公共団体の損失補償無し）

iii : 地方公共団体からの借入

iv : 増資

v : 地方公共団体からの補助金

vi : 自己資金（手元現預金等）

vii : その他

- ・ 現時点での借入についてお答えください。
- ・ 地方公共団体からの委託金収入が入るまでのつなぎとして借入を行っている場合は、「vi」の自己資金として回答してください。
- ・ i ～vii の各選択肢について、合計して 100% になるように調整する必要はありません。

Ⅲ－４：Ⅲ－１、Ⅲ－２、またはⅢ－３で選択肢「i」の回答が「①(0%)」ではない場合、地方公共団体の損失補償契約を締結する理由をお答えください。

① 法人の信用力のみでは借入できないため

② 金利低減効果を見込むことができるため

③ その他（自由記載）

【この設問は調査時点において地方公共団体の損失補償付きの借入残高や、地方公共団体からの借入残高の無い法人のみお答えください。】

Ⅲ－５：地方公共団体の損失補償や地方公共団体からの借入に頼らない資金調達を行うことが可能になっている主な理由を、以下の選択肢からお答えください。

- ① 損失補償等の信用補完が無くても、条件面で許容可能な調達が可能であるから
- ② 地方公共団体の関与の度合いが低く、公的信用に頼ることができないから
- ③ 地方公共団体の関与の度合いは高いが、会社設立時の出資以上の支援は行わないスタンスであるから
- ④ その他(自由記載)

Ⅳ. その他

Ⅳ－１：過去に具体的に検討を行ったが取組を見送った調達手段、及び実際に取り組んだ経験のある調達手段について、別紙にご自由に記載してください。

取組を見送った調達手段に関しては、見送った理由をお答えください。

また、差し支えない範囲で取組・検討を行った調達手段のスキームについてお答えください。

＜調達手段の例＞

- ✓ ABL(動産担保融資)
- ✓ レベニュー債的資金調達
- ✓ プロジェクト・ファイナンス
- ✓ 不動産ノン・リコースローン
- ✓ 流動化・証券化
- ✓ 増資
- ✓ デット・エクイティ・スワップ(DES)
- ✓ 優先株・劣後ローン
- ✓ 信用保証協会の保証付融資

＜調達スキームの記入例＞

- ・保有不動産からの収入を裏付け資産とした不動産ノンリコースローン
- ・A事業からの収益に返済原資を限定した、プロジェクトファイナンス
- ・保有する債権を信託銀行に信託し、受益権化することによる資金調達

Ⅳ－２：地方公共団体の損失補償や地方公共団体からの借入に頼らない資金調達を行う場合のポイントになると考えられる点について以下からお選びください。

- ① 地方公共団体の出資比率の多寡・出向者の数などといった、関与の程度
- ② 地方公共団体における、第三セクター等の行う業務の重要性
- ③ 第三セクター等の損益状況や財務内容
- ④ 地方公共団体が第三セクター等に自立的経営を行わせるスタンス
- ⑤ その他

Ⅳ－３：これまでに市民公募出資による資金調達を行ったことがありますか。

Ⅳ－４：これまでにコミュニティ・ファンドからの投融資を受けたことがありますか。

IV-5: これまでに現物出資による出資・増資を受けたことがありますか。

ある場合は、現物出資の対象資産もお答えください。

- ・ 現物出資＝企業の株式を取得するにあたり、現金で出資を行うのではなく物品によって出資を行うこと。

IV-6: 組織上、調達窓口としての財務担当者(あるいは組織)はいらっしゃいますか。

- ① 専任でいる(ある)
- ② 兼務でいる(ある)
- ③ いない(ない)

- ・ 「経理担当」ではなく、財務担当者の有無につきお答えください。

IV-7: 設備投資・資金調達等を行う場合の経営判断を行う際の実質的な意思決定者を、以下からご選択ください。

- ① 取締役会・理事会
- ② 担当役員
- ③ 担当部署
- ④ その他

- ・ 形式面での決裁者ではなく、実質的な借入の判断を行っている選択肢をお答えください。

IV-8: 日頃の資金調達検討における悩み、懸案事項等があれば、ご自由に記載してください。

V. 資金運用について

V-1: 資金運用に関して法人で「運用規程」を作成していますか。

- ① 作成している
- ② 作成していない

- ・ 明文化されている資金運用に関しての規程の有無についてお答えください。

V-2: 資金運用の対象として認められている金融商品を、以下からお選びください(複数回答可)。

- ① 円建て預貯金
- ② 国債(地方債、政府保証債を含む)
- ③ 社債・金融債
- ④ 仕組債
- ⑤ 金銭信託
- ⑥ 株式
- ⑦ 投資信託
- ⑧ その他

V-3: これまでに投資経験のある金融商品を以下からお選びください(複数回答可)。

- ① 円建て預貯金
- ② 国債(地方債、政府保証債を含む)
- ③ 社債・金融債
- ④ 仕組債
- ⑤ 金銭信託
- ⑥ 株式
- ⑦ 投資信託
- ⑧ その他

V-4: 取引金融機関の選定に際して、金融機関の格付基準を設けていますか。

- ① 格付基準がある
- ② 格付基準は無い

- ・ 金融機関と取引を行うにあたり、例えば「国内格付け会社の長期格付 A 格以上」等の基準を設けているか否かをお答えください。

V-5: 時価のある金融商品を保有している場合、当該金融商品の時価の状況を把握していますか。

- ① 把握している
- ② 把握していない
- ③ 時価のある金融商品は保有していない

- ・ 金融機関からの時価レポートや情報端末等で保有商品の時価を把握しているどうかにつきお答えください。

V-6: 資金運用を行う場合の実質的な意思決定者を以下からご選択ください。

- ① 取締役会・理事会
- ② 担当役員
- ③ 担当部署
- ④ その他

- ・ 形式面での決裁者ではなく、実質的な資金運用の判断を行っている選択肢をお答えください。

「第三セクター等における資金調達の状況に関するアンケート調査」 取りまとめ

・集計時点:平成26年3月1日時点
・回答数:6,659法人

- I-1 直近決算時点における資本金額・基本財産額をお答えください。
- I-2 直近決算時点における貸借対照表上の長期借入金の額(1年内返済予定を含む)をお答えください。
- I-3 直近決算時点における貸借対照表上の短期借入金の額をお答えください。
- I-4 直近決算時点における経常収入の金額をお答えください。
- I-5 売上(収入)の相手方について、最も比率が高いものを以下の選択肢からお選びください。
① 国、地方公共団体、またはそれらに準ずる法人
② 民間法人
③ 一般個人

①	②	③	総計
2,543	1,663	2,261	6,467

- I-6 売上(収入)の内容について、最も当てはまるものを以下の選択肢からお選びください。
① 中長期にわたり安定的な収入として見込むことが可能な収入
② 様々な外部要因による売上(収入)の変動が見込まれる収入

1	2	総計
3,236	3,231	6,467

- I-7 会計監査人(公認会計士・監査法人)による会計監査を受け、監査報告書の提出を受けていますか。
① 受けている
② 受けていない

1	2	総計
2,216	4,279	6,495

- II-1 金融機関からの担保付借入の有無についてお答えください。
なお、いわゆる「添え担保」扱いの場合は担保付借入には含みません。
① 有
② 無

①	②	総計
819	5,628	6,447

- II-2 調査時点における担保付借入の残高を千円単位でお答えください。
また、以下記載の担保の種類による保全金額の内訳もお答えください。
i:不動産
ii:有価証券
iii:預金
iv:在庫・売掛金
v:その他

(百万円)	
担保付借入金 合計額	1,532,347
i 不動産	1,177,761
ii 有価証券	115,132
iii 預金	88,186
iv 在庫・売掛金	8,436
v その他	287,519

Ⅱ－3 金融機関から借入を行う場合、経営者の個人保証は差入れていますか。

- ① 差入れている
② 差入れていない

1	2	総計
665	3,566	4,231

Ⅱ－4 設備投資を借入で賄う場合の借入期間について、基本的な条件をお答えください。

- ① 短期借入(1年以下)
② 1年超～5年以下
③ 5年超～10年以下
④ 10年超

1	2	3	4	総計
828	649	710	612	2,799

Ⅱ－5 金融機関から借入を行う場合の、基本的な金利条件をお答えください。

(例:短期プライムレート+〇.〇%、Tibor+〇.〇%、等)

Ⅱ－6 銀行借入を行う際の調達先選定で最も重視する点をお選びください。

- ① 借入金利などの条件面(入札・見積合わせ等による選定も含む)
② 金融機関との取引関係
③ 設立団体の意向
④ 金融機関の経営内容(決算の状況、外部格付など)
⑤ 指定金融機関であること
⑥ その他

①	②	③	④	⑤	⑥	総計
1,347	1,513	273	22	288	234	3,677

Ⅱ－7 現在の借入金金融機関の数をお答えください。

Ⅱ－8 現在の取引金融機関の業態を以下から選択してください(複数回答可)。

- ① 普通銀行(地銀・第二地銀を除く)
② 信託銀行
③ 政府系金融機関
④ 地方銀行・第二地方銀行
⑤ 系統上部機関(農林中金・信金中金)
⑥ 信用金庫・信用組合
⑦ 農業協同組合
⑧ その他

(単位:法人数)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
2,118	353	665	3,670	144	2,343	1,992	644

Ⅱ－9 主力取引銀行との取引歴を期間(年)でお答えください

Ⅱ－10 現在の取引金融機関と取引を行っている理由をお答えください。

- ① 法人設立時から支援してもらっているため
② 日常の経営相談への対応が良い
③ 借入条件が有利であるため
④ 経営状況が安定しているため
⑤ 指定金融機関であるため
⑥ その他(自由記載)

1	2	3	4	5	6	総計
3,016	140	256	654	1,040	774	5,880

<⑥その他(自由記載)抜粋>

- ・株主である、出資を受けている
- ・支店が近くにある
- ・地元金融機関であるため
- ・金融機関が少なく、選択肢が少ない
- ・取引先の利用口座であるため

Ⅲ－1 過去の設備投資(主として固定資産取得、含む更新投資)に際しての資金調達手段について、調達金額を100とした場合の以下の各調達手段の比率をお答えください。

①0% ②0%超～25%以下 ③25%超～50%以下

④50%超～75%以下 ⑤75%超～100%

i : 銀行等借入(地方公共団体の損失補償付き)

ii : 銀行等借入(地方公共団体の損失補償無し)

iii : 地方公共団体からの借入

iv : 増資

v : 地方公共団体からの補助金

vi : 自己資金(手元現預金等)

vii : その他

i	1	2	3	4	5	総計
	4,590	62	65	60	153	4,930

ii	1	2	3	4	5	総計
	3,683	240	282	262	556	5,023

iii	1	2	3	4	5	総計
	4,516	135	103	38	70	4,862

iv	1	2	3	4	5	総計
	4,528	169	56	29	57	4,839

v	1	2	3	4	5	総計
	3,414	403	317	202	657	4,993

vi	1	2	3	4	5	総計
	1,891	774	406	238	1,900	5,209

vii	1	2	3	4	5	総計
	4,125	205	127	76	321	4,854

Ⅲ－2 現時点で新たな設備投資(主として固定資産取得、含む更新投資)を行う場合の資金調達手段について、調達金額を100とした場合の以下の各調達手段の比率をお答えください。

①0% ②0%超～25%以下 ③25%超～50%以下

④50%超～75%以下 ⑤75%超～100%

i : 銀行等借入(地方公共団体の損失補償付き)

ii : 銀行等借入(地方公共団体の損失補償無し)

iii : 地方公共団体からの借入

iv : 増資

v : 地方公共団体からの補助金

vi : 自己資金(手元現預金等)

vii : その他

i	1	2	3	4	5	総計
	4,711	30	27	19	88	4,875

ii	1	2	3	4	5	総計
	3,852	167	220	184	570	4,993

iii	1	2	3	4	5	総計
	4,708	40	36	16	42	4,842

iv	1	2	3	4	5	総計
	4,732	45	23	12	22	4,834

v	1	2	3	4	5	総計
	3,561	213	284	200	742	5,000

vi	1	2	3	4	5	総計
	1,609	596	381	267	2,411	5,264

vii	1	2	3	4	5	総計
	4,304	134	83	57	274	4,852

Ⅲ－3 現時点での人件費・事務費等を含めた運転資金を調達する場合の調達手段について、調達金額を100とした場合の以下の各調達手段の比率をお答えください。

①0% ②0%超～25%以下 ③25%超～50%以下

④50%超～75%以下 ⑤75%超～100%

i : 銀行等借入(地方公共団体の損失補償付き)

ii : 銀行等借入(地方公共団体の損失補償無し)

iii : 地方公共団体からの借入

iv : 増資

v : 地方公共団体からの補助金

vi : 自己資金(手元現預金等)

vii : その他

i	1	2	3	4	5	総計
	5,086	29	18	10	64	5,207

ii	1	2	3	4	5	総計
	4,503	214	106	59	372	5,254

iii	1	2	3	4	5	総計
	4,993	43	35	22	83	5,176

iv	1	2	3	4	5	総計
	5,094	27	10	4	15	5,150

v	1	2	3	4	5	総計
	3,880	362	252	229	620	5,343

vi	1	2	3	4	5	総計
	1,161	500	291	279	3,524	5,755

vii	1	2	3	4	5	総計
	4,641	173	85	69	219	5,187

Ⅲ－4 Ⅲ－1、Ⅲ－2、またはⅢ－3で選択肢「i」の回答が「①(0%)」ではない場合、地方公共団体の損失補償契約を締結する理由をお答えください。

① 法人の信用力のみでは借入できないため

② 金利低減効果を見込むことができるため

③ その他(自由記載)

①	②	③	総計
285	81	67	433

<③その他(自由記載)抜粋>

- ・ 制度上、借入にあたり損失補償契約の締結が前提となっているため
- ・ 金融機関側からの借入条件となっている
- ・ 指定管理者であるため

Ⅲ－5 地方公共団体の損失補償や地方公共団体からの借入に頼らない資金調達を行うことが可能になっている主な理由を、以下の選択肢からお答えください。

① 損失補償等の信用補完が無くても、条件面で許容可能な調達が可能であるから

② 地方公共団体の関与の度合いが低く、公的信用に頼ることができないから

③ 地方公共団体の関与の度合いは高いが、会社設立時の出資以上の支援は行わないスタンスであるから

④ その他(自由記載)

①	②	③		④
1,714	175	1,350	1,254	4,493

＜④その他(自由記載)抜粋＞

- ・地方公共団体の援助を必要とする程、資金を必要としていない
- ・法人の経営努力によるもの
- ・法人の財務内容・損益状況が良好であるため
- ・地方公共団体からの補助金による支援を受けている

IV-1 過去に具体的に検討を行ったが取組を見送った調達手段、及び実際に取り組んだ経験のある調達手段について、別紙にご自由に記載してください。
取組を見送った調達手段に関しては、見送った理由をお答えください。

IV-2 地方公共団体の損失補償や地方公共団体からの借入に頼らない資金調達を行う場合のポイントになると考えられる点について以下からお選びください。

- ① 地方公共団体の出資比率の多寡・出向者の数などといった、関与の程度
- ② 地方公共団体における、第三セクター等の行う業務の重要性
- ③ 第三セクター等の損益状況や財務内容
- ④ 地方公共団体が第三セクター等に自立的経営を行わせるスタンス
- ⑤ その他

①	②	③	④	⑤	総計
345	870	2,568	1,522	578	5,883

IV-3 これまでに市民公募出資による資金調達を行ったことがありますか。

無	有	総計
6,062	174	6,236

IV-4 これまでにコミュニティ・ファンドからの投融資を受けたことがありますか。

無	有	総計
6,229	11	6,240

IV-5 これまでに現物出資による出資・増資を受けたことがありますか。
ある場合は、現物出資の対象資産もお答えください。

無	有	総計
6,152	90	6,242

IV-6 組織上、調達窓口としての財務担当者(あるいは組織)はいらっしゃいますか。

- ① 専任でいる(ある)
- ② 兼務でいる(ある)
- ③ いない(ない)

1	2	3	総計
402	2,598	3,351	6,351

IV-7 設備投資・資金調達等を行う場合の経営判断を行う際の実質的な意思決定者を、以下からご選択ください。

- ① 取締役会・理事会
- ② 担当役員
- ③ 担当部署
- ④ その他

1	2	3	4	10
4,577	1,277	226	191	6,229

IV-8 日頃の資金調達検討における悩み、懸案事項等があれば、ご自由に記載してください。

V-1 資金運用に関して法人で「運用規程」を作成していますか。

- ① 作成している
- ② 作成していない

1	2	総計
1,710	4,670	6,380

V-2 資金運用の対象として認められている金融商品を、以下からお選びください(複数回答可)。

- ① 円建て預貯金
- ② 国債(地方債、政府保証債を含む)
- ③ 社債・金融債
- ④ 仕組債
- ⑤ 金銭信託
- ⑥ 株式
- ⑦ 投資信託
- ⑧ その他

1	2	3	4	5	6	7	8
3,677	2,401	723	289	510	373	381	461

V-3 これまでに投資経験のある金融商品を以下からお選びください(複数回答可)。

- ① 円建て預貯金
- ② 国債(地方債、政府保証債を含む)
- ③ 社債・金融債
- ④ 仕組債
- ⑤ 金銭信託
- ⑥ 株式
- ⑦ 投資信託
- ⑧ その他

1	2	3	4	5	6	7	8
3,310	2,122	485	295	172	336	256	307

V-4 取引金融機関の選定に際して、金融機関の格付基準を設けていますか。

- ① 格付基準がある
- ② 格付基準は無い

1	2	総計
479	5,784	6,263

V-5 時価のある金融商品を保有している場合、当該金融商品の時価の状況を把握していますか。

- ① 把握している
- ② 把握していない
- ③ 時価のある金融商品は保有していない

1	2	3	総計
1,821	235	4,137	6,193

V-6 資金運用を行う場合の実質的な意思決定者を以下からご選択ください。

- ① 取締役会・理事会
- ② 担当役員
- ③ 担当部署
- ④ その他

1	2	3	4	総計
3,713	1,901	350	236	6,200

地方公社、第三セクター等の現状について (基礎資料)



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省自治財政局公営企業課

地方公社及び第三セクターの役割

地方公営企業、地方公社及び第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。（「地域再生に向けた地方財政改革についての意見」（平成25年6月5日付け地方財政審議会意見））

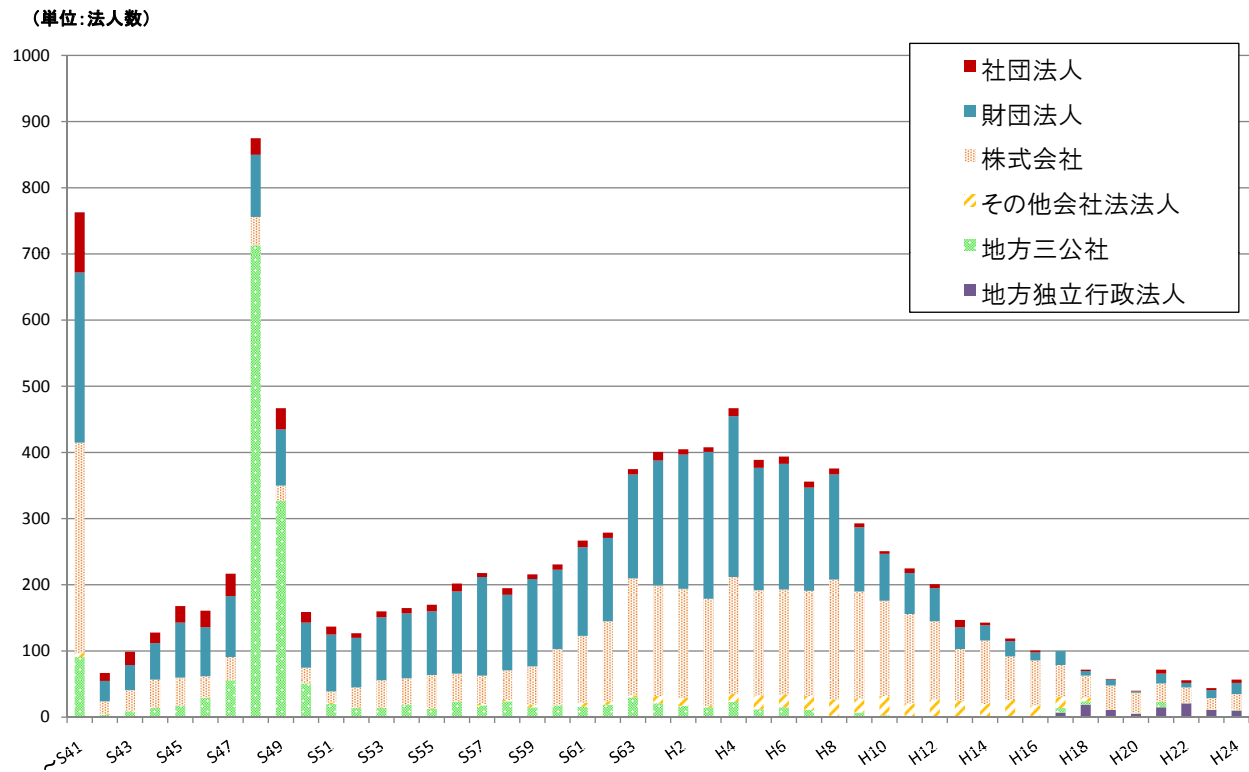
＜地方公社及び第三セクターの規模と業務＞（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」より）

- 法人数 8,056法人（平成25年3月31日）
- 出資総額 約 6兆6,745億円（うち、地方公共団体出資額 約4兆6,526億円）（同上）
- 役職員数 30万1,481人（同上）
- 経常収入 約 5兆9,075億円（法人の平成24年度決算）
- 資産総額 約 27兆4,236億円（同上）

※1 「法人数」「出資総額」及び「役職員数」は、地方公共団体が出資する法人（社団・財団・会社法法人）、地方三公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）及び地方独立行政法人について計上（特別法で設置されている法人や広範囲で活動する金融機関、電力会社・ガス会社等を除く。）

※2 「経常収入」及び「資産総額」は地方公共団体が25%以上出資している法人及び財政的支援を受けている法人のみ計上。

第三セクター等の設立数の推移



第三セクター等の法人数・出資額

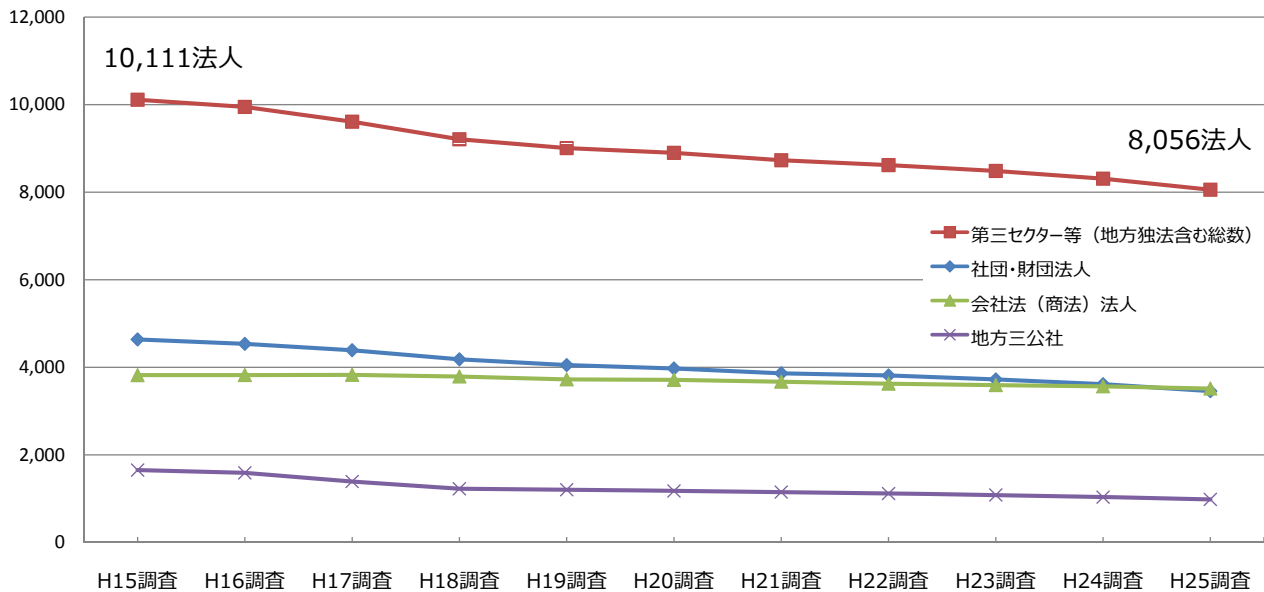
(単位:百万円)

区分	25年度調査			24年度調査		
	法人数	出資総額	うち地方公共団体等出資額	法人数	出資総額	うち地方公共団体等出資額
第三セクター	6,971	4,259,034	2,237,126	7,181	4,111,498	2,146,778
社団法人・財団法人	3,456	1,098,060	748,507	3,616	1,159,721	791,139
会社法法人	3,515	3,160,974	1,488,618	3,565	2,951,777	1,355,639
地方三公社	981	1,136,252	1,136,252	1,033	1,157,187	1,157,187
地方住宅供給公社	49	2,570	2,570	51	2,060	2,060
地方道路公社	36	1,125,491	1,125,491	38	1,146,465	1,146,465
土地開発公社	896	8,190	8,190	944	8,662	8,662
第三セクター及び地方三公社	7,952	5,395,285	3,373,377	8,214	5,268,685	3,303,965
地方独立行政法人	104	1,279,198	1,279,198	94	1,235,370	1,235,370
総計	8,056	6,674,483	4,652,575	8,308	6,504,055	4,539,336

※平成25年3月31日現在（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。

※表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人である。

第三セクター等の数の推移



（単位：法人数）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
第三セクター等	10,111	9,947	9,609	9,208	9,007	8,899	8,729	8,618	8,484	8,308	8,056
うち社団・財団法人	4,636	4,534	4,390	4,183	4,051	3,973	3,863	3,813	3,723	3,616	3,456
うち会社法（商法）法人	3,821	3,823	3,827	3,790	3,724	3,713	3,672	3,626	3,594	3,565	3,515
地方三公社	1,654	1,590	1,392	1,227	1,205	1,175	1,150	1,117	1,084	1,033	981
地方独立行政法人	0	0	0	8	27	38	44	62	83	94	104

※各年度3月31日現在（「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。

※表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人である。

第三セクター等の経常損益の状況

（単位：百万円）

区分	25年度調査			24年度調査		
	法人数	構成比	金額	法人数	構成比	金額
第三セクター計	5,705		127,621	5,916		119,588
（黒字法人）	3,429	60.1%	190,924	3,555	60.1%	208,778
（赤字法人）	2,276	39.9%	▲ 63,303	2,361	39.9%	▲ 89,190
社団法人・財団法人	3,227		19,630	3,387		41,440
（当期正味財産増加法人）	1,691	52.4%	54,670	1,822	53.8%	92,415
（当期正味財産減少法人）	1,536	47.6%	▲ 35,040	1,565	46.2%	▲ 50,975
会社法法人	2,478		107,992	2,529		78,148
（経常黒字法人）	1,738	70.1%	136,254	1,733	68.5%	116,363
（経常赤字法人）	740	29.9%	▲ 28,262	796	31.5%	▲ 38,215
地方三公社	978		41,357	1,031		34,468
（経常黒字法人）	543	55.5%	52,544	557	54.0%	49,754
（経常赤字法人）	435	44.5%	▲ 11,187	474	46.0%	▲ 15,286
地方住宅供給公社	47		21,837	50		22,318
（経常黒字法人）	31	66.0%	26,382	29	58.0%	26,775
（経常赤字法人）	16	34.0%	▲ 4,544	21	42.0%	▲ 4,458
地方道路公社	36		8,916	38		6,386
（経常黒字法人）	33	91.7%	9,217	33	86.8%	8,467
（経常赤字法人）	3	8.3%	▲ 301	5	13.2%	▲ 2,082
土地開発公社	895		10,605	943		5,765
（経常黒字法人）	479	53.5%	16,946	495	52.5%	14,511
（経常赤字法人）	416	46.5%	▲ 6,341	448	47.5%	▲ 8,746
第三セクター及び地方三公社	6,683		168,979	6,947		154,056
（経常黒字法人）	3,972	59.4%	243,468	4,112	59.2%	258,532
（経常赤字法人）	2,711	40.6%	▲ 74,489	2,835	40.8%	▲ 104,476
地方独立行政法人	104		37,507	94		27,264
（経常黒字法人）	96	92.3%	38,537	84	89.4%	28,588
（経常赤字法人）	8	7.7%	▲ 1,030	10	10.6%	▲ 1,323
総計	6,787		206,485	7,041		181,321
（黒字法人）	4,068	59.9%	282,005	4,196	59.6%	287,120
（赤字法人）	2,719	40.1%	▲ 75,520	2,845	40.4%	▲ 105,799

※表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

※平成24年度末直近の決算による（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。

第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

(単位：百万円)

区分	全体法人数	25年度調査			全体法人数	24年度調査			
		法人数	構成比	純資産額 又は 正味財産額		法人数	構成比	純資産額 又は 正味財産額	
第三セクター計	(資産超過) (債務超過)	5,705	5,456	95.6%	4,867,155	5,916	5,645	95.4%	4,806,501
			249	4.4%	▲ 180,715			271	4.6%
社団法人・財団法人	(資産超過) (債務超過)	3,227	3,181	98.6%	2,441,294	3,387	3,321	98.1%	2,481,708
			46	1.4%	▲ 49,857		66	1.9%	▲ 21,721
会社法法人	(資産超過) (債務超過)	2,478	2,275	91.8%	2,425,860	2,529	2,324	91.9%	2,324,793
			203	8.2%	▲ 130,858		205	8.1%	▲ 158,027
地方三公社	(資産超過) (債務超過)	978	913	93.4%	2,169,058	1,031	947	91.9%	2,181,049
			65	6.6%	▲ 90,247		84	8.1%	▲ 110,097
地方住宅供給公社	(資産超過) (債務超過)	47	41	87.2%	624,624	50	42	84.0%	606,825
			6	12.8%	▲ 17,131		8	16.0%	▲ 19,490
地方道路公社	(資産超過) (債務超過)	36	34	94.4%	1,168,705	38	35	92.1%	1,187,342
			2	5.6%	▲ 789		3	7.9%	▲ 1,301
土地開発公社	(資産超過) (債務超過)	895	838	93.6%	375,728	943	870	92.3%	386,882
			57	6.4%	▲ 72,327		73	7.7%	▲ 89,306
第三セクター及び 地方三公社	(資産超過) (債務超過)	6,683	6,369	95.3%	7,036,213	6,947	6,592	94.9%	6,987,550
			314	4.7%	▲ 270,962		355	5.1%	▲ 289,845
地方独立行政法人	(資産超過) (債務超過)	104	103	99.0%	1,276,021	94	93	98.9%	1,212,004
			1	1.0%	▲ 297		1	1.1%	▲ 298
総計	(資産超過) (債務超過)	6,787	6,472	95.4%	8,312,233	7,041	6,685	94.9%	8,199,554
			315	4.6%	▲ 271,259		356	5.1%	▲ 290,143

※表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

※平成24年度末直近の決算による（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。

第三セクター等に対する地方公共団体の補助金交付の状況

(単位：百万円)

区分	25年度調査							24年度調査						
	全体 法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比	経常収益 計上法人 構成比	交付額	経常収益 へ計上し ている額	全体 法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比	経常収益 計上法人 構成比	交付額	経常収益 へ計上し ている額
第三セクター計	5,705	2,598	2,412	45.5%	42.3%	248,267	214,803	5,916	2,682	2,507	45.3%	42.4%	269,689	230,966
社団法人・財団法人	3,227	2,039	2,022	63.2%	62.7%	212,389	204,211	3,387	2,106	2,088	62.2%	61.6%	224,485	216,783
会社法法人	2,478	559	390	22.6%	15.7%	35,878	10,592	2,529	576	419	22.8%	16.6%	45,204	14,182
地方三公社	978	232	228	23.7%	23.3%	51,965	49,511	1,031	253	246	24.5%	23.9%	35,841	23,904
地方住宅供給公社	47	26	25	55.3%	53.2%	10,076	9,836	50	29	29	58.0%	58.0%	11,237	7,456
地方道路公社	36	15	15	41.7%	41.7%	23,897	23,897	38	17	15	44.7%	39.5%	11,847	4,561
土地開発公社	895	191	188	21.3%	21.0%	17,992	15,779	943	207	202	22.0%	21.4%	12,757	11,887
第三セクター及び地方三公社	6,683	2,830	2,640	42.3%	39.5%	300,232	264,314	6,947	2,935	2,753	42.2%	39.6%	305,529	254,870
地方独立行政法人	104	101	101	97.1%	97.1%	244,985	241,978	94	92	92	97.9%	97.9%	283,353	278,838
総計	6,787	2,931	2,741	43.2%	40.4%	545,216	506,292	7,041	3,027	2,845	43.0%	40.4%	588,882	533,708

※表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

※平成24年度末直近の決算による（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。

第三セクター等に対する地方公共団体の貸付金の状況

(単位：百万円)

区分	25年度調査				24年度調査			
	全体 法人数	地方公共団体からの借入状況			全体 法人数	地方公共団体からの借入状況		
		借入法人数	構成比	残高		借入法人数	構成比	残高
第三セクター計	5,705	531	9.3%	3,033,279	5,916	560	9.5%	3,003,491
社団法人・財団法人	3,227	255	7.9%	2,019,132	3,387	273	8.1%	1,955,991
会社法法人	2,478	276	11.1%	1,014,147	2,529	287	11.3%	1,047,500
地方三公社	978	304	31.1%	1,519,253	1,031	337	32.7%	1,641,994
地方住宅供給公社	47	22	46.8%	701,861	50	25	50.0%	715,409
地方道路公社	36	20	55.6%	483,806	38	22	57.9%	522,926
土地開発公社	895	262	29.3%	333,585	943	290	30.8%	403,658
第三セクター及び地方三公社	6,683	835	12.5%	4,552,532	6,947	897	12.9%	4,645,485
地方独立行政法人	104	44	42.3%	443,794	94	38	40.4%	373,695
総計	6,787	879	13.0%	4,996,326	7,041	935	13.3%	5,019,179

※表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

※平成24年度末直近の決算による（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。

第三セクター等に対する地方公共団体の損失補償・債務保証の状況

(単位：百万円)

区分		全 体 法 人 数	地方公共団体以外からの借入金		損失補償債務			債務保証			損失補償債務残高 + 債務保証残高
			法人数 (a)	残高	法人数 (b)	構成比① (b/a)	残高	法人数 (c)	構成比② (c/a)	残高	
第三セクター	(H25調査)	5,705	1,338	3,224,461	333	24.9%	1,251,572				1,251,572
	(H24調査)	5,916	1,422	3,634,435	377	26.5%	1,424,770				1,424,770
	(H25調査)	3,227	413	1,217,542	188	45.5%	967,255				967,255
	(H24調査)	3,387	465	1,399,473	218	46.9%	1,127,689				1,127,689
	(H25調査)	2,478	925	2,006,920	145	15.7%	284,317				284,317
	(H24調査)	2,529	957	2,234,961	159	16.6%	297,081				297,081
地方三公社	(H25調査)	978	578	4,319,430	40	6.9%	343,441	509	88.1%	3,368,438	3,711,879
	(H24調査)	1,031	644	4,897,574	53	8.2%	497,550	569	88.4%	3,790,312	4,287,862
	(H25調査)	47	30	786,801	11	36.7%	272,753				272,753
	(H24調査)	50	36	921,297	16	44.4%	372,113				372,113
	(H25調査)	36	33	1,868,954	1	3.0%	10,106	32	97.0%	1,860,429	1,870,536
	(H24調査)	38	35	1,971,192	1	2.9%	10,953	34	97.1%	1,968,965	1,979,919
	(H25調査)	895	515	1,663,675	28	5.4%	60,582	477	92.6%	1,508,009	1,568,590
	(H24調査)	943	573	2,005,085	36	6.3%	114,484	535	93.4%	1,821,346	1,935,831
第三セクター及び 地方三公社	(H25調査)	6,683	1,916	7,543,891	373	19.5%	1,595,013	509	26.6%	3,368,438	4,963,452
	(H24調査)	6,947	2,066	8,532,009	430	20.8%	1,922,320	569	27.5%	3,790,312	5,712,632
地方独立行政法人	(H25調査)	104	0	0	0	0.0%	0				0
	(H24調査)	94	0	0	0	0.0%	0				0
総計	(H25調査)	6,787	1,916	7,543,891	373	19.5%	1,595,013	509	26.6%	3,368,438	4,963,452
	(H24調査)	7,041	2,066	8,532,009	430	20.8%	1,922,320	569	27.5%	3,790,312	5,712,632

※表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

※平成24年度末直近の決算による（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。